

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
愛知学泉大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	48
基準 5. 経営・管理と財務	61
基準 6. 内部質保証	72
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	79
基準 A. 自学・共学システム「学びの泉」の開発	79
基準 B. ボランティア活動を通じた地域貢献と建学の四大精神（真心・努力・奉仕・感謝）の涵養	82
V. 法令等の遵守状況一覧	84
VI. エビデンス集一覧	95
エビデンス集（データ編）一覧	95
エビデンス集（資料編）一覧	95

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

(1) 建学の精神

学校法人安城学園（以下、本学園）は、明治45（1912）年に三河の地に安城裁縫女学校を創設したのが始まりである。創立者寺部三蔵・だいは、当時の官尊民卑・男尊女卑の風潮に対して、「男に生まれようと女に生まれようと、この世に生を受けた限り、誰でも無限の可能性をもっている。その一人ひとりの潜在能力を可能性の限界まで引き出すのが教育である」という教育信条に基づいて、学問を庶民の間に広めるとともに女性の地位向上を立学の趣旨とした。創立者寺部だいの生き方は『おもいでぐさ』に記され、本学園の建学の理念・精神そのものである。建学の精神は、「真心・努力・奉仕・感謝」であり、この四大精神の実践を通して、家庭と社会に温かい心と新しい息吹を与えることのできる人間を育成することである。

平成28（2016）年度の理事会において、時代と社会の変化を踏まえ本学園の建学の精神を検証し見直した。見直しによる新しい本学園の建学の精神は「生命体構想」に基づき、「宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる力と生きる喜びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在になること」である。学校法人安城学園寄附行為第5条第2項に、「本学園の設置校の歴史と伝統を踏まえ、かつ、「設立時の建学の精神」の基礎の上に立って、建学の精神を理解し、実践をすることが肝要である」と明記している。

(2) 基本理念

建学の理念は「庶民性」と「先見性」である。「庶民性」とは、一人ひとりの民が豊かになることによって国全体も又豊かになる。そのために庶民の間に学問を広めるとともに、その成果を庶民の間に還元することである。「先見性」とは、来るべき社会・来るべき時代・来るべき文明を想定して、教育の理想像を描くことができること、その理想像の実現に向けて育成のために全知全能を傾注することである。愛知学泉大学（以下、本学）はこの「建学の理念」に基づき教育研究を展開している。

2. 本学の使命及び目的

(3) 使命及び目的

本学の使命・目的は、「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することである。

この使命・目的をより具体化するために、平成28（2016）年度、理事会において見直しを行い、平成29（2017）年に以下の様に学則を改定施行し、使命・目的をより明確にした。学則第1条（大学の目的）

本学の目的は、「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することである。

学則第2条1項（大学の教育目標）

本学の教育目標は、社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・

教養等に関する一般的知識・技能、②職業に関する専門的知識・技能、③建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力・直観力・自然体を総合的に身に付けて、地域及び国際社会に貢献する社会人を育成することである。

家政学部の教育目標

家政学部の教育目標は、本学の教育目標と教育方針の下、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能②家政に関する専門的知識・技能③建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力を統合的に身に付け、社会に出てからは、これらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。

学則第3条

本学は、「智・徳・体・感・行」に基づいた3つの挑戦プログラムから構成される自学・共学システムを開発し、これに基づいて教育を行う。

本学では、この使命・目的を実現するために、建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力・直観力・自然体を統合的に身に付けて、地域及び国際社会に貢献する社会人を育成することを教育目標に掲げている。具体的には「智・徳・体・感・行」に基づいた3つの挑戦プログラムから構成される自学・共学システムの開発に取り組み、これに基づいて教育を行っている。

(4)大学の個性・特色等

1. 建学の精神を核にした教育

本学園では「建学の精神」による教育を強力に推進し、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成している。また、「男に生まれようと女に生まれようと、この世に生を受けた限り誰でも無限の可能性を持っている」という創立者の信念や「一人ひとりの潜在能力を可能性の限界まで引き出すのが教育である」という創立者の教育信条に基づいた教育活動を展開しており、本学の個性と特色になっている。

本学は昭和62(1987)年に豊田市に経営学部を設置し、家政学部を含め大学を男女共学とした。創立者が来るべき社会・来るべき時代・来るべき文明を想定して、教育の理想像を打ち立て、「庶民性と先見性」の視点に立った教育を行ってきた。

本学は、このように建学の精神を重視した教育が特色であり、「真心・努力・奉仕・感謝」、「庶民性」と「先見性」という本学園の「建学の精神」と「建学の理念」に基づいた教育の達成を目指している。

これらは「愛知学泉大学 GUIDE BOOK」「キャンパスライフ」や様々な機会に発刊するその他の印刷物により、学長メッセージとして発信し、本学の個性・特色についての理解の浸透を図っている。

2. 地域との連携活動

本学は地域に貢献できる人材の育成を重視し教育を行ってきた。そのため、地域の様々な場所を教育の場と捉え、地域との連携活動を行っている。管理栄養学科が関わった、安城市特産のイチジクの商品化の取り組み、ライフスタイル学科が行った、地域の名産五平餅の商品化、こども生活学科が行っている「岡崎げんき館」での「学泉のお姉さんお兄さ

んと遊ぼう」等の活動がある。また、豊田市旭地区へのアウトリーチボランティア活動を行い、地域の活性化に貢献している。このように、学生が地域の課題に積極的に取り組み、地域との連携を通し学生自らが学び、地域貢献を行っているのが本学の特性・特色である。

3. 小規模大学の特性を活かした学修環境・学生生活支援

本学は1学部3学科入学定員190人の小規模大学である。授業は少人数で学生一人ひとりの顔が見えるきめ細やかな対面的・双方向的な授業を行っている。また、本学の学修・学生生活支援の柱である「指導教員制」は、学生一人ひとりとの面談や指導を通して、相互理解を深め、潜在能力を育てる力になっている。これは、小規模大学だからできるきめ細やかな指導であり、本学の特性を活かした取り組みとすることができる。

II. 本学の沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は、昭和41（1966）年に家政学部家政学科を岡崎市に創設し「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して、女性の自立と地位向上及び社会貢献ができる人材を育成してきた。

昭和62（1987）年に、豊田市に二つ目の学部、経営学部経営学科を設置した。本学は創立以来、地域社会に学問の成果を還元する努力を払ってきた。このため経営学部設立は地域産業の要請に応えることと、地域社会への貢献に務めた。経営学部では建学の精神により、来るべき社会・来るべき時代・来るべき文明を想定できる「庶民性」と「先見性」をもった人材を育成してきた。

平成10（1998）年には、三つ目の学部、コミュニティ政策学部コミュニティ政策学科を設置した。新たな時代背景に今日的課題である地球的視野に立った考え方のもとで行う地方の時代を担う人材を育成することを目的とした。これからのコミュニティの発展の担い手として地域の中で主体的役割を果たしながら、世界につながっていく活力ある人間を育成してきた。

平成23（2011）年には、経営学部とコミュニティ政策学部を融合して現代マネジメント学部現代マネジメント学科を設置した。これは、社会の変化と18歳人口の減少により、入学定員の確保と大学教育の質の保証を確保するための改組であった。

この学部では、基礎学力、専門知識・技術及び社会人基礎力を統合的に身につけ地域社会に貢献する人材を育成してきた。現代マネジメント学部については、入学者の確保の努力を行って来たが、入学者確保が出来ず、平成30（2018）年に学部を廃止することとした。

本学は、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して家庭と社会に温かい心と新しい息吹を与えることのできる人間の育成を、三河という地域を基盤として実現してきた。学園創立からの本学の沿革の概略は以下の通りである。

（本学の沿革）

明治39年 寺部三蔵・寺部だいが裁縫塾を開いた。

明治45年 安城裁縫女学校を設置した。

大正 6年 安城女子職業学校に名称変更した。

大正13年 財団法人安城女子職業学校を設置した。

昭和 5年 財団法人安城女子専門学校を設置した。（昭和26年まで）

愛知学泉大学

- 昭和23年 安城学園女子中学校を設置した。安城女子職業学校を、安城学園女子高等学校と組織変更した。
財団法人安城女子専門学校を財団法人安城学園と名称変更した。
- 昭和25年 安城学園女子短期大学を設置した。
安城学園女子短期大学附属幼稚園を設置した。
- 昭和26年 財団法人安城学園を学校法人安城学園に組織変更した。
- 昭和33年 安城学園女子高等学校を安城学園女子短期大学附属高等学校に名称変更した。
- 昭和37年 安城学園女子短期大学附属高等学校岡崎城西分校(全日制男子校)を設置した。
(昭和39年4月岡崎城西高等学校設置)
- 昭和38年 安城学園女子短期大学に家政科を設置した。
- 昭和41年 愛知女子大学・同短期大学部、同附属幼稚園を設置した。
- 昭和43年 愛知女子大学から安城学園大学と学名を変更した。
愛知女子大学附属幼稚園から安城学園大学附属幼稚園と園名変更した。
- 昭和50年 安城学園桜井幼稚園を設置した。
- 昭和54年 安城学園大学短期大学部幼児教育科を安城学園女子短期大学幼児教育科とした。
- 昭和57年 愛知学泉女子短期大学国際教養科を設置した。「安城学園大学」を「愛知学泉大学」、「安城学園女子短期大学」を「愛知学泉女子短期大学」に名称変更した。「安城学園女子短期大学附属高等学校」を「安城学園高等学校」と校名変更した。「安城学園大学附属幼稚園」を「安城学園愛知学泉大学附属幼稚園」に、「安城学園女子短期大学附属幼稚園」を「安城学園愛知学泉女子短期大学附属幼稚園」と名称変更した。
- 昭和58年 安城学園中学校を廃止した。
- 昭和62年 愛知学泉大学経営学部経営学科を開設した。家政学部を男女共学とした。愛知学泉女子短期大学が、カナダ・カピラノ大学と姉妹提携を締結した。愛知学泉大学が中国北京第二外国語学院と教育学術交流協定に調印した。
- 平成元年 愛知学泉大学が米国ニュー・イングランド大学と教育学術文化交流協定に調印した。
- 平成 3年 愛知学泉大学が中国国家経済体制改革委員会経済体制管理研究所と共同して日中両国の企業経営の比較研究を行う協議内容に調印した。
- 平成 5年 愛知学泉大学経営学部経営情報学科を開設した。
- 平成 7年 愛知学泉女子短期大学が中国北京第二外国語学院と教育学術文化交流協定に調印した。
- 平成10年 愛知学泉大学にコミュニティ政策学部コミュニティ政策学科を開設した。
愛知学泉女子短期大学国際教養科を豊田市若林東町から岡崎市舳越町へ移した。
愛知学泉大学・短期大学の歌「いまここに」を創作制定した。
- 平成11年 安城学園高等学校・岡崎城西高等学校を男女共学とした。
- 平成12年 愛知学泉女子短期大学を愛知学泉短期大学に、安城学園愛知学泉女子短期大学附属幼稚園を安城学園愛知学泉短期大学附属幼稚園に名称変更した。愛知学泉大学が中国復旦大学と教育学術交流協定に調印した。
- 平成13年 安城学園桜井幼稚園を安城学園愛知学泉大学附属桜井幼稚園に名称変更した。

愛知学泉大学

- 愛知学泉短期大学（幼児教育科を除く）を男女共学とした。
- 平成14年 愛知学泉大学家政学部家政学科を家政学専攻・管理栄養士専攻の2専攻体制とした。
- 平成15年 愛知学泉短期大学生活科を食物栄養科に名称変更した。
- 平成16年 愛知学泉短期大学食物栄養科と幼児教育科を食物栄養学科と幼児教育学科に名称変更した。
- 生活デザイン総合学科を開設した。
- 平成17年 愛知学泉短期大学国際教養科を廃止した。
- 平成18年 愛知学泉大学経営学部経営情報学科を募集停止した。愛知学泉短期大学家政科を廃止した。愛知学泉短期大学服飾科を廃止した。
- 平成19年 愛知学泉短期大学幼児教育科を安城市桜井町〔短期大学桜井学舎〕から岡崎市舳越町〔短期大学岡崎学舎〕へ移転し、短期大学を統合した。愛知学泉大学・愛知学泉短期大学が韓国の烏山大学と学術文化交流協定を締結した。
- 平成20年 愛知学泉大学家政学部にこどもの生活専攻を開設した。
- 平成22年 愛知学泉大学経営学部経営情報学科を廃止した。
- 平成23年 愛知学泉大学経営学部、コミュニティ政策学部の募集を停止した。
- 愛知学泉大学現代マネジメント学部現代マネジメント学科を開設した。
- 平成24年 安城学園創立100周年記念式典・記念行事の実施
- 平成24年 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学が台湾の慈濟科技大学と学術文化交流協定を締結した。
- 平成26年 岡崎市と大規模災害時等における市内大学・短期大学との連携に関する協定を締結。
- 平成30年 現代マネジメント学部の募集を停止した。
- 令和元年 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学と安城学園高等学校との高大連携協定の締結をした。愛知学泉大学・愛知学泉短期大学と岡崎城西高等学校との高大連携協定の締結をした
- 令和2年 愛知学泉大学家政学部家政学科管理栄養士専攻、家政学専攻、こどもの生活専攻を改組し、管理栄養学科、ライフスタイル学科、こどもの生活学科の3学科体制にした。
- 令和4年3月 現代マネジメント学部を廃部した。

2. 本学の現況

- ・大学名
愛知学泉大学
- ・所在地

住 所	学部
〒444-8520 愛知県岡崎市舳越町上川成28	家政学部

愛知学泉大学

・学部・学科の構成（令和6年5月1日現在）

学部	学科
家政学部	管理栄養学科
	ライフスタイル学科
	こどもの生活学科

・学部の学生数（令和6年5月1日現在）

学科	入学定員	編入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在学学生数総計
管理栄養学科	80			65	79	64	65	273
ライフスタイル学科	40			37	40	35	37	149
こどもの生活学科	70			35	48	44	48	175
合計	190			137	167	143	150	597

・教員数（令和6年5月1日現在）

学科	専任教員数					助手	合計
	教授	准教授	講師	助教	計		
管理栄養学科	8	4	3	1	16		16
ライフスタイル学科	5	1	2		8		8
こどもの生活学科	4	4	4		12		12
合計	17	9	9	1	36		36

・職員数（令和6年5月1日現在）

	事務・技術員等		計
	岡崎学舎		
	家政学部	短期大学	
職員	23	19	42
契約職員	4	3	7
非常勤職員	4	6	10
計		59	59

※岡崎学舎には短大職員を含む

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特性の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 使命・目的及び教育目的の明確性

学園の使命・目的については、「建学の理念」と「建学の精神」と「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することであると学校法人安城学園寄附行為第 3 条に明確に定めている【資料 1-1-1】。

そして、この目的を実現するために学園全体で取り組んでいる。

「建学の理念」とは、「庶民性と先見性」であり、「建学の精神」は、「宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる力と生きる喜びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること」である。

これらの用語については、誰でも理解できるように、用語集を用意している【資料 1-1-2】。

本学園の使命・目的を受けて、「本学の目的は、「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することである」と学則第 1 条に明確に定めている【資料 1-1-3】。

また、「本学の教育目標は、社会的に自立していく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能、②職業に関する専門的知識・技能、③建学の精神・社会人基礎力・pisa 型学力・直観力・自然体を統合的に身に付けて、地域及び国際社会に貢献する社会人を育成することである」と学則第 2 条第 1 項に明確に定めている【資料 1-1-4】。

さらに、「本学の教育方針は、「智・徳・体・感・行」に基づいた 3 つの挑戦プログラムから構成される自学・教学システム「学びの泉」を開発し、これに基づいて教育を行う」と学則第 3 条に明確に定めている【資料 1-1-5】。

本学が設置している学部及び学科における教育目標については、学則第 4 条に明確に定めている【資料 1-1-6】。

このように、本学園の使命・目的、大学の教育目的・教育目標、学部・学科等の教育目標は体系的にかつ具体的に明文化されている。

1-1-②簡潔な文章化

前項で示したように、本学園の使命・目的、本学の教育目的・教育目標・教育方針、学部・学科の教育目標は、「寄附行為」あるいは「学則」において明確かつ簡潔に文章化して

いる。

これらについて、学生に向けては「シラバス」や「キャンパスライフ」に掲載し、周知徹底を図るとともに、ホームページにおいて、建学の精神及び教育目的の簡潔かつ明瞭に分かりやすく説明している。なお、学園独自の用語については、学生が理解できるよう用語集を設ける等の工夫をしている。

これら以外に、学生、保護者、教職員に向けては、学長から様々な文章を用意し、その中で分かりやすく説明し周知徹底を図っている。

このように、本学園の目的及び本学の教育目的等については、明確かつ簡潔に文章化し教職員や学生、学外の関係者に理解できるよう努めている。

1-1-③ 個性・特性の明示

本学は「建学の精神」に基づいて、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって地域及び国際社会に貢献することを目的としている。

特に、安城学園教職員憲章の中で、三河のまちづくりを掲げ、地域と連携した特色ある教育を展開している【資料 1-1-7】。

また、本学は1学部の小規模大学であるので、学生と教員との距離が近く、学生一人ひとりを理解できるアットホームな学修環境も特色の一つである。

さらに、本学の使命・目的を達成するため、新しい学習モデル「智・徳・体・感・行」に基づいて、智性・徳性・身体・感性・行動をバランス良く鍛えあげるとともに、自ら学ぶ能力・共に学ぶ能力も育成対象とした自学・共学システム「学びの泉」に取り組んでいる【資料 1-1-8】。

つまり、本学の教育目標を達成するために、「社会的に自立して生きていく上で必要なスキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能」、「社会的に自立して生きていく上で必要な職業に関する専門的知識・技能」の獲得のための取り組みに加えて、「社会的に自立して生きていく上で必要な建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力・直観力・自然体を統合的に身に付ける」ための取り組みを行っているところが本学の特色である。

これらの特色については、本学のホームページ、シラバス、キャンパスライフ等にし、学生だけでなく教職員においても理解のもと個性や特色が顕在化できるように取り組んでいる。

1-1-④ 変化への対応

本学は、開学以来「建学の理念」「建学の精神」に基づいて、時代と社会の変化、時代と社会の要請を受けて、教育の使命・目的を具現化するために様々な見直しを行ってきた。

大学設置基準の改正に伴う平成 19 (2007) 年度の学則変更において、学部の教育目標に「基礎学力」と「社会人基礎力」を取り入れ、この育成に強力に取り組んでいる。

また、学校教育法の改正に伴い、平成 27 (2015) 年度に学則を見直した。

平成 28 (2016) 年度には、寄附行為の変更及び三つのポリシーの義務化に伴う本学の学則の変更を行い、本学の目的、教育目標、学部等の教育目標を変更した。併せて、教育方針を新設した。

平成 30 (2018) 年に「家政学部の明日を考える委員会」を設置し家政学部の改組等の検

討を行った。令和 2（2020）年に愛知学泉大学家政学部家政学科家政学専攻、管理栄養士専攻、こどもの生活専攻を改組し、ライフスタイル学科、管理栄養学科、こどもの生活学科の 3 学科体制にした。

このように時代と社会の変化、時代と社会の要請に対応し、本学園の目的及び本学の教育目的、組織等の適切性を検証し、既定の改正・事業の見直しを進め変化への対応を行っている。

- 【資料 1-1-1】 学校法人安城学園寄附行為第 3 条
- 【資料 1-1-2】 学校法人安城学園用語集
- 【資料 1-1-3】 愛知学泉大学学則 全文（第 1 条）
- 【資料 1-1-4】 愛知学泉大学学則第 2 条第 1 項
- 【資料 1-1-5】 愛知学泉大学学則第 3 条
- 【資料 1-1-6】 愛知学泉大学学則第 4 条
- 【資料 1-1-7】 安城学園教職員憲章
- 【資料 1-1-8】 学泉ノート

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

学園の使命・目的、本学の教育目的については、寄附行為及び学則において明確に定めている。表現については、教職員が教育活動において成果を上げることができるよう、地域社会及び企業との連携による協力・協働活動が推進されるよう常に見直しを行っている。また、学生が、本学の目的及び教育目標を十分に理解し学修活動に取り組み、学修成果を上げる内容になっているか検証している。

このように、本学園の使命・目的、本学の目的等の表現については、点検・改善を行う事により明確で理解しやすい簡潔な文章化に努めている。

本学園の使命・目的、本学の目的及び教育目標については印刷媒体だけでなく、ホームページ・YouTube 等を効果的に活用して、学生・保護者・教職員だけにとどまらず、地域社会・企業等々に向けてさらなる周知徹底に努めていく。

今後とも社会変化を注視し、大学を取り巻く環境の変化を考慮しながら、本学の使命・目的及び教育目標について検証し適切に対応して行く。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員・教職員への理解と指示
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員・教職員への理解と指示

本学の目的・教育目標や学部・学科等の教育目標は学則に明記し、学部会議・学科会議・FD 委員会・「学びの泉」開発委員会・各種委員会等において教職員間の情報交換や意思疎通を図り実践している。

学則等の変更は「愛知学泉大学・愛知学泉短期大学管理運営者会議」において、大学の現状・将来構想や外部環境の変化等について基本的な意見交換を行い、必要があれば、変更の手続きを行う。原案は、「大学・短期大学管理運営者会議」において作成し「運営委員会」に諮問する。その後、愛知学泉大学教授会の議を経て、学校法人安城学園理事会で審議・決定する。決定した「学則」は学部会議においても学長や学部長から説明を行い教職員への周知に努めている。

このように丁寧な変更作業により、大学の目的・教育目標、学部・学科の教育目標については、役員及び教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学の目的は「大学の学則」や「キャンパスライフ」に記載し、学生・保護者及び教職員に周知している。

「建学の精神」「教育目標」等についても本学のホームページ、大学のパンフレット、シラバスや履修要項など各種印刷物に明示し、学生及び学内外への周知を図っている。新入生及び在学生に対しては、「シラバス」を活用して学期初めのオリエンテーション等の機会を利用して周知・徹底している。また、年度初めに全学生対象に学長講話を行い、大学の目的・教育目標等を分かりやすく説明し周知している。

学外への周知については、本学の目的・教育目標、学部・学科等の教育目標、各学部・学科の三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）など、本学のホームページの「大学紹介」に掲示し、「建学の精神」「教育情報の公表（教育研究上の情報）（修学上の情報）」として記載・公表し学外への周知に努めている。

静岡地区の保護者には、浜松会場で保護者会を実施し、本学の目的や教育、就職状況等を説明し理解を得ている。

このように、様々な機会を捉え、大学の目的・教育目標等の学内・学外への周知を行っている。

1-2-③ 中期的な計画への反映

中期的な計画への使命・目的及び教育目的の反映

本学園の目的を実現するために、平成 24（2012）年度の創立 100 周年を機に、社会の変化に適応するために新しい教育モデル「知・徳・体・感・行」の下、「建学の精神」を核にした教育、「社会人基礎力」を核にした教育、「pisa 型学力」を核にした教育を本学園の教育の 3 本柱として取り組みを進めている。

さらに、本学の目的及び教育目標、学部・学科の教育目標を達成するために、それぞれ「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリ

シー)」「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」の3つの方針を定め、これに基づいて教育を展開している。

中期的な計画は、理事会において「第3期経営改善計画」を策定し、取り組んでいる。現在の1学部3学科体制の点検と今後の改組も含め「新学部構想検討プロジェクト」を発足させ中期的展望と政策を検討している。また、高大連携の強化を目的に系列校と「高大連携」の会議を精力的に推し進めている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、寄附行為に基づいて、大学の目的・教育目標を学則に定め、これを社会に表明している。また、学部・学科・専攻ごとの教育目標についても学則に定めている。

これらは、①学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、②教職課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、③入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)等へ反映している。

三つのポリシーについては学則10条に以下のとおり定められている。

1. 学則第10条、本学は「学士」の学位を授与するにあたり、次の各号に掲げる三つのポリシーを策定する。

- (1) 学位授与の方針
- (2) 入学者受入れの方針
- (3) 教育課程の編成・実施の方針

2. 基本方針について三つのポリシーの策定に当たっての基本方針は次の各号掲げる通りである。

- (1) 三つのポリシーは一体的で整合性あるものとして策定する。
- (2) 三つのポリシーの相互関係を分かりやすく示す。
- (3) 三つのポリシーは、本学に関心を持つ者が十分理解できるよう分かりやすい内容と表現にする。

3. 組織・体制について

三つのポリシーを策定・見直しするための基本方針及び三つのポリシーの策定単位等について、学長を中心に検討する。その上で、三つのポリシーのための体制を整備、策定単位ごとの三つのポリシーを検討する。

4. 策定単位について

三つのポリシーの本学における策定単位は、授与される学位の専攻分野ごとの課程(学位プログラム)とする。

5. 本学の三つのポリシーについては、別に定める。

このように、本学の目的・教育目標を、三つのポリシー(①学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針)へ反映している。

3つのポリシー委員会は、大学の目的・教育目標を実現するため、学部・学科ごとの教育目標に基づき、三つのポリシーの定期的な点検を行っている。さらに、三つのポリシーの実施状況については各学科からの報告を受け、問題点を改善しながら取り組んでいる【資料1-2-1】。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の目的は「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することである。

また、「建学の理念」・「建学の精神」に基づいて学校教育を行い、地域・社会に貢献する有為な人材を育成している。この使命・目的を達成するため、家政学部にはライフスタイル学科、管理栄養学科、こどもの生活学科の3学科を設置している。

本学の使命・目的を遂行するため、学長の招集により開催する「運営委員会」「教授会」を設け、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、「学長が定める教授会の意見を聴くことが必要な学校教育法上の教育研究に関する事項」に関する規程等に基づいて教員の意見を聞いている。大学と短期大学間で共通の議題がある場合は、「連絡会議」を開催している。家政学部の運営に関しては、家政学部長の招集により「家政学部会議」を開催している。学科長の招集で開催される「学科会議」は、学科の教育研究組織として機能している。

学長のリーダーシップによる大学運営の下、学部長、学科長、研究所所長等を配置するとともに、教育目標を達成するためのカリキュラム編成、授業科目を配置し、本学の個性、特色が十分発揮されるような組織体制となっている。

各組織体は、使命・目的を達成するために事業計画を作成し活動している。実施結果を点検・評価し本学の使命・目的及び教育目的の見直しと改善・向上を図っている。

役員・教職員の理解と支持、学内外への周知、中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映については、理事会、理事懇談会、大学・短期大学管理運営者会議、運営委員会において、検討・点検を基に改善しながら取り組んでいる。

さらに、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性についても、法改正や社会情勢の変化に対応して取り組んでいる。

【資料 1-2-1】愛知学泉大学3つのポリシー委員会規程

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の目的・教育目標の変更は、大学だけでなく、理事会においても丁寧な手続と理解を得た上で行っているため、役員、教職員の理解と支持を得ている。

今後も、役員、教職員、学生・保護者、その他のステークホルダーの理解を高めるため、様々な機会を捉え周知を図っていく。

中期的計画及び3つの方針等への本学の目的及び教育目標の反映については、法令の改正や社会情勢の変化、大学教育への社会的期待やニーズに対応しながら、理事会、理事懇談会、大学・短大管理運営者会議、運営委員会における点検・評価を行い、改善の必要があれば、それを行う。

今後とも大学の目的及び教育目標を三つのポリシーに反映させながら、アセスメント・ポリシーに基づいた学修成果の可視化を強力に推進し、本学の教育の質の保証に確実につながるように努力を続けて行く。

【基準1の自己評価】

本学は、建学の理念・建学の精神をもとに、教育目的・教育目標・教育方針、学部・学科の教育目標を明確かつ簡潔に文章化し、学生には「シラバス」や「キャンパスライフ」に掲載し周知徹底を図っている。また、学外に対しては、ホームページ、入試ガイド等を通し広く周知している。

大学の使命・目的及び教育目的遂行のため、時代のニーズ、社会の要請を受け止め、管理運営者会議等で教育研究組織のあり方を継続的、計画的に改善に取り組んでいる。

本学は、建学の精神をはじめ使命・目的及び教育目的を踏まえ、中期計画を策定しており社会変化や大学を取り巻く環境の変化を考慮しながら教育組織についても取り組みを進めている。

以上のことから、「基準1」を満たしていると判断する。

基準 2 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーは、学則に定めている。また、「入試ガイド 2025」をホームページに掲載し、受験生及び広く一般に周知している。

特に受験生への周知は、「入試ガイド 2025」に入学者の受入れ方針であるアドミッション・ポリシーと合わせてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを学科別で明確に示し、周知と理解に努めている。また、受験生や保護者からの問い合わせに対しては、ダイヤルインによる直通電話や FAX、メール、LINE 等で対応している。大学要覧、ガイドブックなどの諸資料にはホームページアドレスやメールアドレス、LINE アカウントを明記し、受験生からの問合せに迅速に応じている。その他、高等学校単位での見学会や個別の学校見学も随時受入れ、問合せに対応している。また、高等学校内で行われる進学相談会にも積極的に参加し、受験生の進学相談に応じアドミッション・ポリシーの周知に努めている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学試験は、各学科のアドミッション・ポリシーに沿って多様な選抜方法を取り入れ、それぞれの選考基準を設定して公正かつ適正に実施している。

学校推薦型選抜では、調査書等の出願書類だけでなく、高等学校レベルの基礎学力テスト（ライフスタイル学科とこどもの生活学科は国語、管理栄養学科は化学または生物）で計っている。また、高等学校での活動歴（資格や検定、生徒会、部活動、ボランティア活動など）も評価対象として選抜している。

総合型選抜においては、面談試験のほかプレゼンテーションを実施し、事前に提出される志望理由書に記載された高校での様々な活動歴を面談の中で評価することとしている。学校推薦型選抜や総合型選抜の面接や面談内容は、事前に行われる学生募集委員会や学部会議において面接・面談実施要項を審議し、質問内容が各学科のアドミッション・ポリシーに沿った内容であるかを確認した上で入試実施にあたっている。

一般選抜（前期・後期）においては、受験生の知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力を評価するために解答は記述式で実施している。また、一般選抜（後期）では学力試験に加えて高等学校から提出される調査書も評価項目としている。

その他、社会人入試・外国人留学生入試・3 年次編入学入試では、各学科のアドミッション・ポリシーに沿った小論文と面接を実施するなど、学科単位で公正な入試選抜を実施

している。入試終了後にはただちに学生募集委員会を開催して各選抜方法の妥当性（特にアドミッション・ポリシーに基づいた選抜方法であったか）を検証して次年度の改善に努めている。

以上のとおり、各学科の入学者受入れの方針に基づいた入試を計画・実施し、検証を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の志願者数、合格者数、入学者数は、エビデンス集【共通基礎様式 2（学生募集）】の通りである。

令和 2（2020）年度の学部改組以降、ライフスタイル学科は令和 2 年（2020）年度に続き令和 3（2021）年度も定員充足となった。しかし、令和 4（2022）年度及び令和 5 年（2023）年度の入学定員充足率は 90%及び 97.5%であった。管理栄養学科は令和 2 年（2020）年度以降、徐々に回復傾向にあり、令和 4（2022）年度の入学定員充足率は 110%、令和 5（2023）年度入学定員充足率は 106.3%であった。こどもの生活学科は、改組初年度の入学定員充足率 37.1%、令和 3（2021）年度の入学定員充足率 75.7%、令和 4（2022）年度の入学定員充足率 65.7%、令和 5（2023）年度の入学定員充足率 74.3%と学生募集の回復には至っていない。

令和 6（2024）年度の入学定員充足率は全体で 71.1%であり、各学科ではライフスタイル学科は 92.5%、管理栄養学科は 78.8%、こどもの生活学科は 50%である。募集が順調であった管理栄養学科でも定員割れとなり、3 学科とも定員未充足の状況となっている。その結果、令和 6（2024）年度の収容定員充足率は 78.6%であり、学科別ではライフスタイル学科は 93.1%、管理栄養学科 85.3%、こどもの生活学科は 62.5%である。

多様な入試種別と実施体制は定着しているが、上記のように社会状況の変化や志願者の動向によって入学定員に満たない場合がある。特にこどもの生活学科は定員割れが続いており早急な対策を要する【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】。

【資料 2-1-1】 アドミッション・ポリシー「入試ガイド 2025」

【資料 2-1-2】 アドミッション・ポリシーホームページ（全部）

【資料 2-1-3】 エビデンス集 共通基礎様式 2〔改正前〕

【資料 2-1-4】 エビデンス集 2-1 学部、学科別在籍者数

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページ、各種媒体を通して受験生を始め、各方面に周知を図っている。

また、入学者選抜においては、各学科のアドミッション・ポリシーに沿って多様な選抜方法を取り入れ、それぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

しかし、今年度の入学者は、すべての学科で定員未充足となり、特にこどもの生活学科の状況が改善されていない。これは、小学校教員採用試験の受験倍率が減少するなどの社会情勢と連動した全国的な初等教育、幼児教育系統の進学者減少傾向によるものであると捉えている。

これを受けて、こどもの生活学科では、令和7年4月からの大幅なカリキュラム変更を行う準備を進めている。さらに、同一法人に設置する系列高等学校（2校）との教育連携により、本学科入学後に単位認定可能とした教育プログラムを進めるなど、入学者確保に向けた取り組みを令和5（2023）年度（安城学園高等学校）、令和6（2024）年度（岡崎城西高等学校）から開始している。

その他、大学全体として、大学入学者選抜実施要項に則り、多面的・総合的に評価・判定ができるように各入試区分については見直し・改善を図ることとしている。受験生・保護者、高校教員等にもSNS、ホームページやオープンキャンパスなどの機会を活用し、アドミッション・ポリシーの理解を促進できるよう、より一層周知を図っていく。

また、今後も本学が求める学生を受入れることができるよう努めるとともに、学生受入れ数の適切な管理を行うことを課題として、令和6（2024）年度の学生募集に関する各目標を設定し、大学全体として強力に取り組むこととしている。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

令和2（2020）年1月に公表された「教学マネジメント指針」を踏まえ、学修者本位の教育の実現と、三つのポリシーに基づく教育活動並びにその成果の点検・評価、教育改善の取り組み強化を目的として、「愛知学泉大学家政学部 三つのポリシーに基づくアセスメント」を策定、運用している。評価は機関レベル、教育課程レベル、科目レベルに対して入学時の考査、単位認定、卒業時判定の観点より査定している。アセスメントに基づく各レベルの査定とフィードバックは、教務委員会、就職委員会等からの情報提供をもとにFD委員会が担当し、教授会、学部会議、学科会議へ報告している。さらにそこから、次年度の改善計画を立案している【資料2-2-1】。

また、本学独自の教育システムとして「自学・共学システム『学びの泉』」を「学びの泉」開発委員会が中心となり運用している。その一環として、ジェネリックスキル育成のために成績の10%を社会人基礎力（学修態度）の評価に割り当てている【資料2-2-2】。さらに、教務委員会及び就職委員会は、学修支援に関する具体的な施策の検討・企画・立案を担当し、教職協働の組織体制をとり対応している【資料2-2-3】。教員免許の取得を目指す学生の支援は、教職課程委員会を軸に教職課程の履修指導や教員採用試験講座等を企画・運営している【資料2-2-4】。

図書館は、学術資料の収集、整理・保存、提供はもとより、学生の能動的学修を支える個人及びグループによる学修のための環境を整えている【資料2-2-5】。

以上より、教職協働による学生への学修及び授業支援については、多方面から行われて

いる。学生への支援についてはその支援の内容に合わせて、学年指導教員、教科担当教員、教務委員会があたっている。専門職養成の支援には臨地実習委員会、国家試験対策委員会、教職課程委員会等、教員と事務職員（助手含む）が支援にあたっている。また、教員と事務職員は、各種委員会に参画しており、協働して課題解決にあたり、学生の学修についてより一層の充実を図ることを目指して、学生の主体的な学びを支援する取り組みを行っている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. 合理的配慮を必要とする学生の対応

特別な配慮を必要とする学生への対応は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）等の定めに基づき、「愛知学泉大学合理的配慮ガイドライン」を策定し、令和3（2021）年度から施行している。

特別な配慮を必要とする学生に対する支援は、学生委員会を中心として「障がい学生支援のためのガイドライン」「障がい学生の支援マニュアル」を学内へ周知するとともに、学生の相談等に応じて、常時、指導教員が学生委員会と教務委員会と連携して、学修環境を整える支援を行っている。令和5（2023）年度の合理的配慮対象学生は、4人（新規2人、継続2人）であった【資料2-2-6】。

2. 指導教員とオフィスアワー

本学は各クラスに指導教員が置かれ、学生の教務および学生生活の相談を受け、可能な限りの指導とアドバイスをを行い、学生が自らの可能性に気づき、成長する教育の実践に取り組んでいる【資料2-2-7】。

オフィスアワーは、入学年度に配付する「Campus Life」内で制度について説明した上で、各教員のオフィスアワーを学内のGoogle drive内で公開している【資料2-2-8】【資料2-2-9】。

3. SA (Student Assistant) の活用

本学独自の教育システムの「自学・共学システム『学びの泉』」に基づく学修支援の一環としてSA制度を設けている。このSA制度は、支援する学生が大学生活（特に、学修面）においてスムーズに適応できるとともに、自学自習能力も併せて身に付くように学修支援を行うことを任務としている。また、このSA制度を設けることにより、学修支援を受ける学生だけでなく、学修支援をする学生にとっても自己成長の機会となることを期待している。さらに、学修支援を受ける学生がSAの支援により、学業継続に繋がり、本学に入学した目的を達成することを期待するものである。

SA制度は令和5（2023）年度より運用している。令和5（2023）年度の実績として、管理栄養学科でSA1人、こどもの生活学科のSA2人の計3人の4年生が6人の下級生に対して学修支援を実施した（学修支援を受けた学生は、管理栄養学科で2人、こどもの生活学科で4人）【資料2-2-10】。

また、ライフスタイル学科2人、管理栄養学科で5人、こどもの生活学科で2人の助手

を配置している。助手は、科目担当教員の指示の下、学生の相談・指導、実験・実習科目の授業補助や期末試験の監督補助、学外実習の学生の窓口などを担っている【資料2-2-11】。

4. 中途退学、休学及び留年への対応策

教務委員会において、退学・除籍者に関する集計と分析を行っている。

この結果を踏まえ、学習困難や学習意欲低下による中途退学及び休学への対策として、専門教育への準備・橋渡しを行うことを目的としたリメディアル教育に取り組んでいる。新入生に対して基礎学力試験（読解力（リーディングスキルテスト／一般社団法人 教育のための科学研究所））と数的理解試験（本学オリジナル）を実施している。これらの試験では、基準より低い学生に対して、リメディアル教育を1年間実施している。リメディアル教育終了後には、事後試験（リーディングスキルテスト、数的理解試験）を実施し、リメディアル教育の効果について検証を行っている。令和4（2022）年度卒業生より、卒業時に再度リーディングスキルテストと数的理解試験を実施し、基礎学力に関する本学の教育の効果測定をしている。また、令和4（2022）年度入学者からは、読解力と数的理解に関する入学前課題を実施して基礎学力の強化を図っている【資料2-2-12】【資料2-2-13】【資料2-2-14】。

中途退学、休学者への対応は、各学科、教務委員会・FD委員会で検討を行っている。その他、オープンキャンパス時の個別相談や高校進路担当への説明による入学時のミスマッチ防止、リメディアル教育の充実、学修支援を各学科内で情報共有を行い、さらに精神に不安を抱える学生への対応は学生委員会との連携を図り取り組んでいる【資料2-2-15】【資料2-2-16】。

【資料2-2-1】 愛知学泉大学家政学部 三つのポリシーに基づくアセスメント

【資料2-2-2】 令和6（2024）年度のシラバス（サンプル抽出）

【資料2-2-3】 令和6（2024）年度教務委員会と就職委員会の事業計画

【資料2-2-4】 令和6（2024）年度教職課程委員会 事業計画

【資料2-2-5】 令和6（2024）年度図書館 事業計画

【資料2-2-6】 合理的配慮ガイドライン

【資料2-2-7】 令和6（2024）年度 Campus Life 指導教員

【資料2-2-8】 令和6（2024）年度 Campus Life オフィスアワーとは

【資料2-2-9】 「令和5（2023）年度前期オフィスアワー（専任）」・「令和5（2023）年度前期オフィスアワー（非常勤）」・「令和5（2023）年度後期オフィスアワー（専任）」・「令和5（2023）年度後期オフィスアワー（非常勤）」

【資料2-2-10】 「愛知学泉大学スチューデント・アシスタント（SA）に関する規定」、「SA規定に関する運用」、「スチューデント・アシスタント（SA）規定に関する運用」、「スチューデント・アシスタント（SA）に関する「学修支援実施報告書（記入例）」、「学修支援実施報告書（フォーマット）」、「SA申請書」、「SA雇用契約書」

【資料2-2-11】 「令和6（2024）年度 管理栄養学科助手授業担当表」・「令和6（2024）年度 ライフスタイル学科助手授業担当表」・「令和6（2024）年度こどもの

生活学科助手授業担当表」

- 【資料2-2-12】 リーディングスキルと数的理解試験の結果
- 【資料2-2-13】 「リメディアル教育2023（学生配布物）」・「リメディアル教育2023（教員への依頼）」・「リメディアル教育2023（数的理解対象者）」・「リメディアル教育2023（読解力対象者）」
- 【資料2-2-14】 「令和6(2024)年度入学生入学前課題（読解力）」・「令和6(2024)年度入学前課題（数的理解）」・「令和6(2024)年度入学前課題 送付文」
- 【資料2-2-15】 令和5（2023）年度 学部会議 教務委員会報告書
- 【資料2-2-16】 令和5（2023）年度 学部会議 各学科報告書（学生支援）

（3）2-2の改善・向上方策（将来計画）

今後の学修支援体制に関わる改善・向上方策としては、総合的に学生の主体的な学びを支援するために、入学前教育、リメディアル教育、一般企業への就職に向けた対策、資格取得にかかる対策、主体的な学修活動に関する相談等をさらに推進することとしている。

リーディングスキルテストの結果より、本学の学生の読解力レベルを把握することができた。それに伴い強化しなければいけない点が明確になったため、今後支援方法を検討していく。

また、令和6（2024）年度入学者から、一人1台コンピュータを持ち、授業で活用することにより授業改善を図り、ICT活用を推進している。

さらに、生成AIの登場により問われる人間力については、人ならではの共感力や多様性を受け入れる包容力、コミュニケーション力を発揮できる学修支援対策に取り組むことが必要であり、現在取り組んでいるボランティア教育を通して学生や教職員による地域活動、社会貢献活動の強化を図り、人間力を向上する学修支援を実現することができると考えている。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

（2）2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学のキャリア支援は、各学科、就職委員会、就職課間で連携を図り、就職指導やキャリアカウンセリングにより就職・進学を促進を行っている。職業的自立に向けた支援では、教育課程内外の取り組みを通じ、1年から4年次まで一貫した支援を組織的に行っている

【資料 2-3-1】～【資料 2-3-5】。さらに、社会的自立に向けた支援では、経済産業省が推進している社会人基礎力を基に、外部評価委員による「社会人基礎力外部評価面談」による育成プログラムを14年間継続し、本学独自の社会人としての自覚を身に付けるプログラムを用意している【資料 2-3-6】。

<就職・進学に関する体制>

就職促進に関する体制については、就職委員長が中心となり、学科の就職委員3人、就職課職員2人、派遣職員2人とともに学生のインターンシップや採用選考に向け、個人面談とキャリアカウンセリングを行っている。予約方法については、J-net・電話・メール・窓口で随時予約可能としている。個人相談件数は令和3（2021）年度では83件（大学短大合計、コロナ禍であり集計が可能であった5・7月のみの数）、令和4（2022）年度は173件（大学短大合計）、令和5（2023）年度267件（大学210件、短大57件）と年々上昇している【資料2-3-5】。

本学の就職指導は、1年次から社会人基礎力を育成し、社会人基礎力のセルフチェック（就職活動編）の実施により、12の能力要素の自己分析を行うことで、自分が発揮できる能力と発揮できない能力を振り返ることで就職活動に反映している【資料2-3-7】。さらに、就職活動が思うように進まない学生に対し、キャリアカウンセラーによるサポートや、就職委員及び就職課員による直接アドバイスによる就職支援を行っている。キャリアカウンセリングは、令和3（2021）年25件、令和4（2022）年26件、令和5（2023）年10件であった。キャリアカウンセラーによる相談件数は減少している。しかし、就職委員（就職課含む）による相談件数は、令和4（2022）年度は173件（大学短大合計）から、令和5（2023）年度は267件（大学210件、短大57件）と増加しており、手厚い指導体制となっていることを示している【資料2-3-8】。

その結果、令和5（2023）年度就職実績は内定率が100%であった【資料2-3-9】。進学については、学科の卒研指導教員が中心となり、就職課からの大学院等の情報提供を参考に支援を行っている。

<キャリア形成（教育課程内）に関する体制>

本学は教育課程内の実践活動において、各学科の専門性に応じたキャリア支援を行っている。

ライフスタイル学科は「インターンシップ論」「キャリアデザイン講座」でインターンシップの実施と就職支援を行っている【資料2-3-10】。教職課程委員会では、教員採用試験に対し、「教職試験対策講座」「模擬試験」「面接対策」などを行っている。目指す免許・資格は中学校教諭一種免許状（家庭）、高等学校教諭一種免許状（家庭）、フードスペシャリスト、スポーツインストラクター、商品プランナー、図書館司書、商品装飾展示士検定、色彩検定などがある。

管理栄養学科は、卒業後は全員が専門職への就職を目指している。2年次での「基礎キャリア教育」の後、「専門実践実習」において①疾病治療・重症化予防（病院や福祉）、②疾病予防（事業所や薬局）、③食育・食環境（学校・保育施設・食品）に分かれ、分野ごとにキャリア支援を行っている【資料2-3-11】。目指す免許・資格は管理栄養士国家試験受験資格、栄養士免許、栄養教諭一種免許状、食品衛生管理者任用資格、食品衛生監視員任用資格、健康運動実践指導者、NR・サプリメントアドバイザー、商品プランナーがある。

こどもの生活学科は、「エクスターンⅠ・Ⅱ」で学校インターンシップを実施し、「学泉アカデミーA～F」では教育者・保育者として表現力豊かな人材を育成することを、この教育課程を通じ行っている【資料2-3-12】。目指す免許・資格は小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、スポーツインストラクター、色彩検定、おもちゃイン

ストラクチャーがあり、就業力を身に付けてもらうためのプログラムがある。

＜キャリア形成（教育課程外）に関する体制＞

就職課において、3年次には「就職ガイダンス」や「合同企業説明会」「卒業生を招き仕事現場の現状を聴く会」「保護者のための就職セミナー」など様々な講座を開催し、インターンシップに向け基本的マナー、履歴書作成や面接対策などの強化に努めている。また、教職課程委員会とは教員採用試験に向けた対策など、教職に特化した就職活動が円滑に行えるよう連携を取っている【資料 2-3-4】【資料 2-3-13】【資料 2-3-14】。

就職ガイダンスは学科毎に指導内容やスケジュールを調整し、前期は、「自己分析」、「履歴書の書き方」、「J-net の登録」、「求人票の見方」、「就職活動の流れ」や「マナー」など就職活動に必要な基本指導を、後期は「職業適性検査」、「SPI」、「面接・グループディスカッション対策」、「筆記対策講座」、「本番直前対策講座」等の指導を計画し行っている。就職ガイダンスの出席率は毎回確認し、就職委員と就職課で各学科に情報共有している。ガイダンスの出席率は、令和 3（2021）年度が 39.3%、令和 4（2022）年度が 28%、令和 5（2023）年度が 77.3%（大学のみ）であり、令和 5（2023）年度のインターンシップ参加率は 52.7%に及んだ【資料 2-3-15】。

早期からの就職支援の取り組みとして、令和 4（2022）年度には「2 年次就職ガイダンス」、令和 5（2023）年度には「1 年次就職ガイダンス」をそれぞれ開始し、専門性の高い就職活動に対するビジョンの早期確立を目指し早期就職ガイダンスの取り組みを導入した【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】。

一方、「卒業時アンケート」と「卒業生アンケート」を実施し、学生や卒業生に対し就職に関する満足度や就職指導に関するアンケートを行い、就職支援に対する見直しと改善を行っている。令和 5（2023）年度卒業時アンケートにおいて、就職課及び就職委員からの就職支援の満足度結果は「非常に満足している」23.1%、「満足している」53.8%であった。その内容は大学ホームページ上で公開している【資料 2-3-15】【資料 2-3-16】。

- 【資料 2-3-1】 「潜在能力の開発」のシラバス、「潜在能力の開発」の出席率
- 【資料 2-3-2】 1 年生就職ガイダンスの出席率
- 【資料 2-3-3】 2 年生就職ガイダンス（ライフスタイル学科 2 年生「インターンシップ論」管理栄養学科 2 年生「基礎キャリア教育」）の出席率
- 【資料 2-3-4】 3 年生就職ガイダンスの内容と出席率、ライフスタイル学科 3 年生「キャリアデザイン講座」の授業内容と出席率
- 【資料 2-3-5】 令和 3（2021）～令和 5（2023）年度キャリアカウンセリング利用件数
- 【資料 2-3-6】 社会人基礎力外部評価面談出席者名簿
- 【資料 2-3-7】 社会人基礎力就職編集計結果より 伸長度と今後の課題
- 【資料 2-3-8】 就職課職員における相談受付件数
- 【資料 2-3-9】 令和 6（2024）年卒就職状況報告
- 【資料 2-3-10】 ライフスタイル学科「インターンシップ論」シラバス、ライフスタイル学科「キャリアデザイン講座」シラバス
- 【資料 2-3-11】 管理栄養学科「基礎キャリア教育」シラバス、管理栄養学科「専門実践演習」シラバス

- 【資料 2-3-12】 こども生活学科「エクスターンⅠ・Ⅱ」「学泉アカデミーA～F」シラバス
- 【資料 2-3-13】 学内合同企業説明会 企業参加数と参加学生率
- 【資料 2-3-14】 「卒業生を招き仕事現場の現状を聴かせる会」の講師リスト
- 【資料 2-3-15】 卒業時アンケートによる実態把握（インターンシップ参加率含む）
- 【資料 2-3-16】 卒業生アンケートによる実態把握

(3) 2—3の改善・向上方策（将来計画）

学生が自己目標達成のため専門性の高い就職先へ進むことへの実現に向けて、教育課程外でも支援を実施している「就職ガイダンス」、「合同企業説明会」、「社会人基礎力外部評価面談」の内容充実のための改善を図っていく。

「就職ガイダンス」は、2年次後期から3年次前期にかけて、参加率アップを目標にする。現在3年次の就職ガイダンス参加率は年度によりばらつきがみられ、それぞれの学科特有の活動である「臨地実習」や「教育実習」などの影響により、内定が11月以降と遅くなる学生が一定数いる。そこで、就職ガイダンス出席のための働きかけを強化し、各学科のキャリア形成とインターンシップの参加から、早期の就職活動を働きかけるように取組むこととする。そのためには教育課程内キャリア形成に関する授業と、就職ガイダンスの内容や実施の時間を、各学科に見合うように調整し、両立ができるように改善する。

合同企業説明会においては、令和5（2023）年度は46社を招き実施した。令和6（2024）年度はさらに拡大して実施することで企業との連携強化を図り、学内推薦枠など学生の選択肢を拡大させる支援を行う【資料 2-3-13】。

「社会人基礎力外部評価面談」は、外部評価委員とのアドバイスの中から自己肯定感を得る機会となっている。しかし、その成果については不十分な点がある為、社会人基礎力の伸展と就職について検証し、更に内容充実のために改善をしていく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準事項 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生生活を支援する分掌として学生委員会を置いている【資料 2-4-1】。構成メンバーは、学生委員長、各学科の学生委員1人、学生会顧問、学生課職員、保健室担当職員である。学生委員会は、月に1回定例の委員会を開催している。この委員会は、併設されている愛知学泉短期大学の学生委員会と合同で行っている。主な年間行事は、前期・後期オリエンテーション、避難訓練、消火訓練、大学祭、海外研修旅行などである。学生に懲戒事案が発生した場合は、学生委員会が、学生に対して事実確認、事情聴取を行い、学長に懲戒処

分についての意見書を提出する。学長が処分を決定した後は、対象学生の所属学科の協力を得て、面談・指導を行う【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】。

学生生活の様々な場面での相談、助言、指導については、学生委員や助手との連携の下、各学科・各学年・クラスに配置している指導教員を中心に行っている【資料 2-4-4】。指導教員は、定期的な個人面談を行い、聴き取る機会を設定している。卒業研究はゼミナール形式の授業となっており、生活面の個別相談も行っている。これらの聴き取りより、特に心配な学生については、各学科学生委員から学生委員会に報告があり、学部全体で共有している【資料 2-4-5】。

事務については、主に学生課が行っている。具体的な業務は、学生委員会への参加、学生生活支援、各種証明書の発行、学生の学内・学外活動の支援、奨学金・学研災などの修学支援、年間行事への支援、Campus Life（学生便覧）の発行などがある【資料 2-4-4】。

2) 学生生活指導および支援

前期・後期オリエンテーションにおいて、「建学の精神」の理解と啓発、キャンパスマナーの徹底、飲酒・喫煙・SNS の利用・交通事故に関する注意喚起など、学生生活全般にわたる指導を行っている。また、キャンパスマナーの強化期間を設け、学生委員を中心に校内美化、自動車・自動二輪通学の指導を行っている。また建学の精神を意識した挨拶キャンペーンも実施している【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】。

岡崎キャンパスへの通学方法は、徒歩、自転車、自動車、スクールバスである。自転車の駐輪場は 340 台、自動二輪・原動機付自転車用駐車スペース 35 台分、学生駐車を 440 台程度用意している。自動二輪・原動機付自転車および自動車通学は許可制としている。自動車通学許可申請時には、学生課にて通学上の注意、駐車場利用心得の指導、任意保険の契約確認などを行い、許可ステッカーを交付している【資料 2-4-4】。安全運転の指導は、キャンパスマナー強化期間や定期的な駐車場見回りでも行っている【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】。

スクールバスは、大学独自で名鉄東岡崎駅—愛知環状鉄道北岡崎駅—大学間と、JR 安城駅—大学間の 2 路線を運行している。新型コロナの影響で、令和 2（2020）年度から、スクールバスを増便している。また乗車時の手指消毒や会話の禁止など、感染拡大防止の対応を指示している【資料 2-4-4】【資料 2-4-7】。

平成 19（2007）年度から、キャンパス内禁煙を実施している。キャンパス周辺の道路も禁煙区域としており、キャンパスマナー強化期間に学生委員による見回りも行っている【資料 2-4-4 p. 30-31】【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】。また、大学出入り口付近での違反喫煙の解消を主な目的に、体育館東側に喫煙所を設置している。

4) 学生に対する経済的な支援

日本学生支援機構の奨学金と高等教育の修学支援を中心に支援している。令和 5（2023）年度は、315 人（全体の 51%）が貸与または給付を受けている【資料 2-4-8】。その他、民間の財団や自治体などが募集する奨学生についても、情報を発信し、毎年数人が貸与されている【資料 2-4-9】。

5) 課外活動支援

(a) クラブ・サークル活動への支援

サークル活動は学生主体である。各サークルには顧問をおき、教職員も積極的に関わり、

学生とのコミュニケーションを図っている。学校の施設利用や活動する際は、届を提出させ、サークル顧問、学生会顧問および学生委員長が確認し、支援や助言も行っている【資料 2-4-4】。令和 4（2022）年度までは感染拡大防止の観点から、活動をほぼ自粛してきたが、徐々にコロナ禍以前の活動に戻りつつあり、週 1、2 回の活動や大会などへの参加も行われている【資料 2-4-10】。

(b) 学生会活動への支援

学生会は、学生の人格の陶冶、教養の向上ならびに学生相互の親睦をはかることを目的としている。学生会には、役員会の他、代議員会、大学祭実行委員会があり、活動の支援・助言を行うために顧問を置いている【資料 2-4-4】。コロナ禍以前は、学生総会や大学祭実行委員会、クラブ・サークル長会議などを開催し、活発に活動していた。主な行事としては、大学祭、スポーツ大会、新入生歓迎会、夏まつり、ハロウィンパーティ、クリスマスパーティなどの学内行事に加え、花のとう、学生フォーラムなどの学外行事、韓国の烏山大学学生との国際交流などがあつた。令和 4（2022）年度までは、感染拡大防止の観点から、大学祭の縮小開催など、ほぼすべての活動を中止または規模縮小としていたが、令和 5（2023）年度は夏以降徐々にコロナ禍前の体制に戻していき、大学祭はコロナ禍前と同様に開催した【資料 2-4-11】。

(c) 海外研修への支援

愛知学泉短期大学の学生委員会と共同で、ヨーロッパを主とした海外研修旅行を企画していた。現地の文化・歴史に直接触れ、学生の専門分野に近い研修の提供を目的にしている。令和 5（2023）年度は、円安や航空券の値上がり等の影響から、ヨーロッパではなくシンガポールへの海外研修を計画して学生に案内をしたが、最小催行人員に満たず中止となった【資料 2-4-12】。

6) 健康管理

学生の日々の全般的な健康管理は、保健室に専門職員 1 人が常駐し、学生課と共に対応している【資料 2-4-4】。必要に応じて近隣の病院への搬送や紹介も行っている。健康面に不安を抱える学生からは入学時に保健室の職員が聞き取りを行っており、必要に応じて学科教員に情報共有を行っている【資料 2-4-13】。また月 1 回の学生委員会では、各学科から健康面に不安を抱える学生の状況報告が、保健室からは保健室来室状況や学生相談室利用状況が報告されるため、学生課も含めて相互に情報交換を行っている【資料 2-4-14】。

健康診断は、全学生を対象に年 1 回行っている。2 次検査が必要な学生には、保健室が学生委員を通して連絡し、個別対応を行っている【資料 2-4-4】【資料 2-4-15】。

学内の様々な感染症（新型コロナウイルスやインフルエンザ等）の感染状況は、学生課が集約している。これらの感染症への予防対策として、コロナ禍で学生に提示していた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを活用して、各自の感染予防の徹底を学生に学生委員を通じて、定期的をお願いしている【資料 2-4-5】。またこれらの感染時の手続きも提示している【資料 2-4-16】。学外実習への支援としては、引率者が持参する救急用品の準備を行っている。

2) 心的支援および生活相談

平成 24（2012）年度から、学生の心の問題を相談できる学生相談室を開設している。令和元（2019）年度までは、週 1 回非常勤のカウンセラーを置いていたが、利用数の増加に

に伴い、令和 2（2020）年度から週 2 回に増設している。カウンセラーは、臨床心理士の資格を有する非常勤職員である。さらに、令和 6（2024）年度からはカウンセラーを 2 人体制として、週 3 回に増設している【資料 2-4-13】【資料 2-4-17】。

障害者差別解消法への対応として、平成 31（2019）年度より合理的配慮願いの対応を行っている。令和 2（2020）年度および令和 5（2023）年度に「合理的配慮ガイドライン」と「合理的配慮学内フロー」を再度整備し、運用している【資料 2-4-18】。

ハラスメント防止のため、入学時には、「ハラスメント相談への手引き」を配布して、学生・教職員に周知し、防止に努めている。令和 5（2023）年度までは、愛知学泉短期大学と合同で組織したハラスメント委員会に相談員として教員 2 人を置いて相談窓口を設け、実際に問題が生じた場合は、解決に向けて取り組むような体制を整えてきた。令和 6（2024）年度からは、より相談をしやすい組織にするため、各学科 1 人ずつ（計 6 人）を相談員として置いている【資料 2-4-19】。

- 【資料 2-4-1】 愛知学泉大学学生委員会規程
- 【資料 2-4-2】 愛知学泉大学学則
- 【資料 2-4-3】 愛知学泉大学学生懲戒に関する細則
- 【資料 2-4-4】 Campus Life（p. 10, 30-47, 27-28, 26-27, 48-52, 48-49, 43-44, 43）
- 【資料 2-4-5】 学生委員会議事録（令和 5（2023）年 4 月～令和 6（2024）年 4 月）
- 【資料 2-4-6】 令和 6（2024）年度 事業計画（大学・短大学生委員会）
- 【資料 2-4-7】 スクールバス利用注意喚起掲示
- 【資料 2-4-8】 令和 5（2023）年度奨学金貸与・給付状況
- 【資料 2-4-9】 その他の奨学金受給者一覧
- 【資料 2-4-10】 学生総会資料（令和 6（2024）年）
- 【資料 2-4-11】 大学祭実施記録
- 【資料 2-4-12】 海外研修旅行
- 【資料 2-4-13】 学生委員会での保健室からの報告資料
- 【資料 2-4-14】 学生委員会での各学科からの報告資料
- 【資料 2-4-15】 健康診断受診状況 2023
- 【資料 2-4-16】 感染症発症時の手続き掲示
- 【資料 2-4-17】 学生相談室予約チラシ
- 【資料 2-4-18】 合理的配慮ガイドライン
- 【資料 2-4-19】 学校法人安城学園ハラスメント防止規程一式

(3)2-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4（2022）年度までは、新型コロナの影響で多くの活動が中止または規模縮小を余儀なくされた。令和 5（2023）年度途中で制限が緩和されたため、様々な活動がコロナ禍以前のように開催できる状況となった。しかしながら、感染状況の注視や各自の感染防止対策は必須であり、より安全に活動できるよう支援を行っていく。

また、学生相談室の利用件数が増え続けていることから、カウンセリングの機会を増やすべく、令和 6（2024）年度からは週 3 回に増設することができた。しかし、心的支援を

必要とする学生の現状から、より充実した学生相談室が必要であるため、専任職員の配置を検討している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

愛知県岡崎市の西北に位置する本学は、校地すべてにおいて併設短期大学である愛知学泉短期大学と共用している。施設は、1号館から6号館及び体育館があり、その中には、情報処理教室、図書館などを置き、教育目的達成のための施設設備を整備し、かつ有効に活用している。

校地面積は、大学・短期大学共用で36,329㎡を有しており、設置基準を十分に満たしている。校舎については、大学専用(6,816㎡)と短期大学との共有部分における大学按分専用面積(4,967㎡)を含めて11,783㎡となっており、収容定員760人に対する施設としては、十分な広さと機能を有している。また、現在、本学が保有する学校施設における耐震対策率は100%となっている。

学校施設の維持管理運用については、事務局総務課が行い、学内の危険箇所等の早期発見、改善に寄与している。施設管理における保守・点検は、法人事務局と連携して3年ごとに業者の見直しを行い、それぞれの業者との業務委託契約を締結している。

定期的なメンテナンスや日常的に発生する故障や修理が必要な場合には、これらの委託会社が対応しているため問題はない。さらに、建物の大規模修繕工事等については、毎年度法人事務局が主導する「施設設備の修繕5ヶ年プロジェクト」において検討し、予算化するなどの対応を取っている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実験・実習設備は、管理栄養学科が授業を行う3号館を中心に配置されている【資料2-5-1】。学内には、専門的な技術の修得に必要な栄養教育実習室、第2臨床栄養実習室、給食経営管理実習室など、大学専用で14の実験実習室が整備されている。これらの実験実習室には、映像機器や測定機器、模型教材等などが配備され、それらを活用した視覚的な実習を行うことができ、学生の技術指導に役立っている。また、すべての教室はプロジェクタとスクリーン、ネットワークが使える環境を整備している。さらには、短期大学との共用の施設として、こどもの生活学科におけるピアノ実習室なども整備されている。

3号館の給食経営管理実習室は、HACCP対応の実習室となっており、食の安全管理、衛生

管理についての学習が実施できる体制をとっている。

図書館は短期大学と共有であり、令和6年（2024）年5月1日現在における蔵書数は、家政学部（大学）所蔵76,884冊、短期大学所蔵の77,198冊と合わせて15万4,082冊である。図書館システムは、学舎再編に伴い令和3（2021）年10月から、従来の「ネオシリウス」を「情報館」に変更導入し、利用者の利便性を図っている。

図書館の雑誌タイトル数は、バックナンバーを含め479種誌である。年間利用者数は、13,236人（短期大学生、教職員を含む）である。閲覧用座席数は2・3階合わせて224席を提供している。年間貸出冊数は、6,672冊（学部生2,254冊、短期大学生2,913冊、教職員1,490冊、その他15冊）となっており、コロナ禍が明けてから徐々に利用者、貸出し冊数ともに数値は伸びている。

図書館の2階は、専門書を中心に配架し、雑誌・新聞のブラウジングコーナー、資料コーナー、パソコンコーナーを設け閲覧席との区別をしている。学生からの要望に対応し、利用条件を緩和するなど、利用者に沿った対応を取っている。2階フロアは利用者が利用相談、共同作業が出来るよう、周りに迷惑をかけない範囲での会話を自由にした。3階は、国家試験対策等の勉強に集中出来るようにパーテーションで仕切った。また、教員採用試験対策など資格試験のコーナーを設けて、資格取得を目指す学生の利便性を高めている。

図書館の利用時間は、スクールバスの運行時刻及び利用実態に合わせ、平日は8時40分から18時、土曜日は学校行事を除きほぼ隔週で9時から13時まで開館している。

体育施設は体育館・テニスコートである。体育館は、1階にトレーニングルーム、小体育室があり、2階にはバスケットボールコート2面が取れるアリーナがある。テニスコートは家政学部と短期大学共用で5面あり、学生会主催の運動会などでグラウンドが必要な場合は、隣地の附属高校のグラウンドを借用することとしている。

学生が利用可能なコンピュータは253台設置され、学内にあるコンピュータは全てインターネットに接続されており、学修機会や研究などに利用されている。

学修環境の変化に伴い、学生が個人で所有しているスマートフォンなどの携帯端末の授業内での活用や、学生一人ひとりがコンピュータを所有して学内で活用することが考えられるため、6号館では全教室にプロジェクタ及びWi-Fiを設置している。

しかし、令和6（2024）年度の大学及び短期大学入学生から、一人1台のノートパソコンを必携化したため、通信回線容量が不足する事態が一部において生じている。これに対しては、令和6（2024）年度私立大学施設整備費補助金を活用して、授業等に支障のない8月に通信容量を拡大する工事を行い、回線強化に取り組むこととしている。

学生食堂は、委託業者により運営されている。座席数は350席となっており、昼食時には混雑が見られる。そのため、テイクアウトも可能とし、学内のラウンジやベンチ、その他で食事をとることが出来るよう配慮している。

【資料 2-5-1】 構内配置図

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー対策として、すべての建物には車いすでの入館が可能である。また、3号

館1階2階、5号館1階及び6号館1階には障がい者用トイレを設置している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

家政学部は3つの学科に分かれており、ほとんどの授業は学科毎に行われている。

ライフスタイル学科は1学年の定員は40人であり、1クラス体制で編成している。

管理栄養学科は1学年80人が定員であり、栄養士法施行規則に基づき、講義科目、実験実習科目を含むすべての授業は40人単位で行っている。

こどもの生活学科は1学年の定員が70人であり、ほとんどの授業は1学年2クラス体制(40人以下)で授業を行っている。

家政学部では、すべての学科におけるほとんどの授業はクラス単位で履修するため、適正なクラスサイズで授業を実施している【資料2-5-2】。

「授業評価アンケート」、「学生生活に関するアンケート」(「意見箱」及び「学生会」からの意見では、受講学生数についての要望は特になかった。したがって、授業実施における受講学生数は、教育効果を上げるための適正規模であると考えている【資料2-5-3】【資料2-5-4】【資料2-5-5】。

【資料2-5-2】 令和6(2024)年度前期各科目履修者数

【資料2-5-3】 令和5(2023)年度前期後期 授業評価アンケート結果

【資料2-5-4】 学生生活に関するアンケート結果

【資料2-5-5】 意見箱集計結果

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

校地・校舎については、基準を満たしており十分である。図書館・食堂などの施設も適正に運営されている。施設の利用に関しては、学生の意見も取り入れ、利用しやすさなど問題はないと判断している。

令和6(2024)年度新入生から、一人1台ノートパソコン必携化としたことから、学内通信環境整備について、夏期休暇を利用し実施することとした。今後は、新しい技術を効果的に学修に取り入れるための教員支援、いつでも安定的に利用するための定期的な環境整備を含めた利用支援体制の整備を、情報教育委員会及び事務局での協議を通してさらに進めていく。

また、学内の耐震はすべての建物について基準を満たしている。今後は、障がい者に関連する施設面について、さらなる支援を講じていく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・文責と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学習支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「授業評価アンケート」は、IR 室・FD 委員会・教務委員会の共同において毎年度前期・後期ともに 1 回ずつ全授業科目に対して Web アンケート (google forms) を無記名式で実施している。アンケート項目については、毎年教務委員会・FD 委員会で検証している。授業評価アンケートは、教員の授業に対する学修支援の評価（7 項目の質問）と学生自身の学修に対する評価（12 項目）で構成し、学生からの要望については、授業評価アンケート内の自由記述欄の記載内容で把握している【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】。

授業評価アンケートを実施した後、アンケートの集計結果を各科目担当教員にフィードバックし、これを基に教授法の振り返りを目的とした授業改善計画書（リフレクションペーパー）の作成を依頼している。作成したリフレクションペーパーは、教務課で紙媒体として配架し、全学生、教職員が閲覧可能な環境を整えている。さらに、各授業評価アンケート結果を各学科に再集計し、学科毎の総括として学科長が学科全体の講評を作成している。授業評価アンケートの講評については、授業評価アンケート結果と共に、本学 HP 上で情報公表している。

愛知学泉大学家政学部では、全科目について予習・本時・復習が一体となったオリジナル PCR シートを導入し、本時の学修だけでなく、自己学修を促す支援を実施している。この学修支援（予習・復習）の実施状況、理解度、費やした時間を、授業評価アンケートで質問・回答・分析し、各教員へフィードバックしている【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】【資料 2-6-8】。

また、令和 5（2023）年度に FD 委員会で、選抜した学生（各学科 2 人：計 6 人）とともに FD ミーティングを開催し、学生の要望の聴き取りを実施した。

【資料 2-6-1】 令和 5（2023）年度前期授業評価アンケート実施依頼

【資料 2-6-2】 令和 5（2023）年度後期授業評価アンケート実施依頼

【資料 2-6-3】 令和 5（2023）年度前期授業評価アンケート結果

【資料 2-6-4】 令和 5（2023）年度後期授業評価アンケート結果

【資料 2-6-5】 令和 5（2023）年度前期リフレクションペーパー（授業改善計画書）作成依頼

【資料 2-6-6】 令和 5（2023）年度後期リフレクションペーパー（授業改善計画書）作成依頼

【資料 2-6-7】 令和 5（2023）年度前期授業評価アンケート結果 学科長講評

【資料 2-6-8】 令和 5（2023）年度後期授業評価アンケート結果 学科長講評

2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1) 学生生活調査

学生生活全般について学生から意見を聞く機会として、年 1 回、後期オリエンテーション時に「学生生活調査」を Web アンケート (google forms) の無記名式で実施している【資

料 2-6-9】。また、卒業学年を対象に、2月に「卒業時の学生生活に関する調査」もアンケート調査も行い、学生の意見・要望の把握に努めている【資料 2-6-10】。「学生生活調査」アンケート項目は、学生生活の満足度、施設・設備等の充実、アルバイトと睡眠時間、入学目的、キャンパスマナーの5つに関わることを尋ねている。アンケート項目は、令和4（2022）年度に見直しを行い、より学生が求めている意見・要望を把握できるよう改善したものを令和5（2023）年度も使用し、経時的な変化を比較した。調査の集計・分析は学生委員会が行っており、調査の結果は、学生委員会、運営委員会、連絡会議で教員に提示し、学生には掲示板や学生が目にしやすい場所に掲示してフィードバックしている【資料 2-6-11】。

令和5（2023）年度後期オリエンテーション時に実施した「学生生活調査」は、大学学生513人の結果が得られた。この調査結果から、本学での学生生活全体の満足度は、約55%の学生が満足している状況であった。一方で、何かしらの悩みがある学生が大学全体で67%いたが、相談できる友人がいない学生が8%いた。また、精神的に安定していないと回答した学生が15%いたことから、心に問題を抱えている学生は潜在的に存在することが分かった。また、学生相談室開設増加を望む学生は15%いたが、学生相談室の存在を知らない学生も7%いた。実際に学生相談室利用者も年々増加していることから、より安心して学生生活を送れるように、学生の居場所作りと共に、学生相談室の充実、さらに常設が望ましいと考える【資料 2-6-12】。

2) 健康相談や経済的支援

経済的支援や健康相談や合理的配慮を望む学生に対しては、上述したクラス指導教員との面談や相談を基に、特に心配な学生については、学生委員から学生委員会に報告があり、学部全体で共有した上で、学生委員・学生課・保健室が連携して対応している【資料 2-6-12、資料 2-6-13】。経済支援が必要な学生に対しては、民間の財団や自治体などが募集する奨学生の情報を示し、申請書類作成の支援を指導教員や学生課が随時行ってきた結果、毎年数人が貸与されている【資料 2-6-14】。合理的配慮が必要な学生に対しては、保健室と指導教員が連携し、必要な配慮について検討し、令和5（2023）年度は、新たに2件、継続2件、計4件の合理的配慮願が提出されて受理された【資料 2-6-15】。なお、令和5（2023）年度は、外部の有識者を招いた学生相談会「ゲートキーパー講習会」を実施することができた【資料 2-6-16】。

3) 意見箱

学生からの自由な意見・要望を拾い上げることを目的に、平成29（2017）年度より「ご意見箱」を設置している。設置当初は意見が少なかったが、学生への周知を徹底したことで、令和2（2020）年度より投書が増えている。意見箱への投書内容は、月1度の学生委員会で報告され、対応を検討している。令和4（2022）年11月から記名または無記名を選択して投書できる専用の用紙を用意した。記名のある物に関しては、大学側の対応を該当学生にきちんとフィードバックすることができ、より明確に対応を伝えられるようになっている。令和5（2023）年度は44件の投書があり、事務局・関係する部署・教職員等に確認をし、記名者には文書で回答している【資料 2-6-17】。

【資料 2-6-9】 学生生活調査用紙

- 【資料 2-6-10】 卒業時の学生生活に関する調査結果資料
- 【資料 2-6-11】 学生生活調査結果資料
- 【資料 2-6-12】 学生委員会での保健室からの報告資料
- 【資料 2-6-13】 学生委員会での各学科からの報告資料
- 【資料 2-6-14】 その他の奨学金受給者一覧
- 【資料 2-6-15】 合理的配慮申請数
- 【資料 2-6-16】 学生勉強会チラシ・参加者一覧
- 【資料 2-6-17】 意見箱集計結果

2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1) 学生生活調査

上述した「学生生活調査」の結果から、学生が望む充実させてほしい学内施設・設備として、「昼食場所の増加」73%、「Wi-Fi 環境の充実」71%、「購買の充実」70%が多く挙げられた。また、「スクールバスの増便」69%、「ラウンジの充実」66%、「学生食堂の充実」59%と改善を望む声が多く上がっていた【資料 2-6-18】。

2) 意見箱

上述した「意見箱」では、令和 5（2023）年度にスクールバス関連が 2 件、施設・設備に関する意見として 31 件投書があった。令和 4（2022）年度は、スクールバス関連が 19 件あったが、令和 5（2023）年度は 2 件と大きく減っていた。意見箱に、スクールバス増便や時間変更の要望が出た際には、その都度関係する職員に報告し、意見があることは伝えている。しかし、上述の「学生生活調査」では、69%の学生が増便を希望していることから、根本的な解決に至っていない状況であるため、今後も意見・要望があれば伝えていく。施設・設備に関する意見としては、空調の調節、施設備品の破損や修理依頼等の内容であり、事務局・関係する部署・教職員等に確認をし、その都度対応を行った。また、令和 5（2023）年度は、購買の営業時間の延長や内容の充実に対する意見が増えた【資料 2-6-19】。「学生生活調査」の結果からも「購買の充実」を求める声が多く上がっていた【資料 2-6-18】。令和 6（2024）年度より購買の事業者が変更になったこともあり、営業時間や取り扱う商品が変化してきている。今後も学生の意見を聞きながら、改善が必要な場合は検討を促していく。

【資料 2-6-18】 学生生活調査結果資料

【資料 2-6-19】 意見箱集計結果

（3）2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援の満足度や要望の聴き取りまでは実施できているため、今後は具体的な改善策等の立案・実施をしていく。また、授業評価アンケート結果より、学生の自己学修に対する評価が低い状況であるため、学生の自己肯定感を高める声かけを授業内で取り入れるよう教員に周知していく。

学生相談室のさらなる周知や開設日の増加など、相談機会を増やすことが急務であると考えられ、毎年、関係各所に学生委員会からも要望を出してきた。このような地道な働き

かけにより、令和 6（2024）年度から、学生相談室開設を週 3 回に増やすことができた。しかしながら、カウンセラーの常駐や相談室の常設等など、学生の利用機会をより増やせる対応が必要であるため、令和 6（2024）年度の事業計画にも入れて、関係各所への働きかけを強めていく。また、令和 5（2023）年度は「ゲートキーパー講習会」を開催することができたが、他にも教職員の学生への指導力を向上させる勉強会を開催し、学生が少しでも相談できる環境を増やす必要がある。そのため、令和 6（2024）年度も、教職員からの要望を基に、学生対応・理解のための研修会を実施する。

また、意見箱に出された意見に対して、記名者へはフィードバックできているが、無記名の投書に対してフィードバックができていない。意見を出した者に対して、誰に（どこに）どのような働きかけを行い、どのように改善されたかを示すことも必要である。従って、どのようにフィードバックしていくかを令和 6（2024）年度中に再度検討する。

学生生活調査からは、友だちと気軽に話せる場所・キャンパス内でくつろげる居場所の充実として、「昼食場所の増加」、「Wi-Fi 環境の充実」、「購買の充実」、「スクールバスの増便」、「ラウンジの充実」、「学生食堂の充実」の改善要望が多く出されていることを関係各所に報告し、改善をお願いする。「購買の充実」については、令和 6（2024）年度より購買の事業者が変更になったこともあり、少しずつ状況が改善している。しかし、学生が満足しているかの評価ができていないため、今後も意見箱や学生生活調査の実施を通して、改善が必要な場合は関係各所に働きかけをする。さらに、意見箱で上記以外にも学生の要望が出た際は、その都度関係各所に伝えていき、改善を図っていく。

【基準 2 の自己評価】

本学の教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを学則に定め、ホームページや募集関係の冊子等にて周知を図っている。入学者選抜においては、各学科のアドミッション・ポリシーに沿った選抜方法を取り入れ、公正かつ適正に実施している。

令和 6（2024）年度の入学定員充足率は、ライフスタイル学科 92.5%、管理栄養学科 78.8%、こどもの生活学科 50%であり、3 学科すべてで定員未充足となり、学部全体の入学定員充足率は 71.1%であった。

収容定員充足率では、ライフスタイル学科 93.1%、管理栄養学科 85.3%、こどもの生活学科 62.5%で、学部全体としては 78.6%となっている。この問題を解決するために、特に募集状況が悪化しているこどもの生活学科において、令和 7（2025）年度から大幅なカリキュラム変更及び系列高等学校との高大教育連携プログラムの実施により改善を図るよう進めている。

大学の教育活動においては、本学独自の教育システム「自学・共学システム『学びの泉』」を推進している。その運用にあたっては、教務委員会、学生委員会が中心となっており、関係事務部門の教務課、学生課などと連携して教職協働による学修支援を展開している。

また、特別な配慮を必要とする学生には、学生委員会が中心となっており、学生の相談等に応じて、指導教員、教務委員会と連携して、学修環境を整える支援を行っている。

本学のキャリア支援体制は、就職委員長が中心となり、学科の就職委員、就職課職員等とともに学生のインターンシップや採用選考に向けた支援を行っている。本学では、1 年

次から社会人基礎力を育成し、社会人基礎力のセルフチェック（就職活動編）の実施により、12の能力要素の自己分析を行うことで、自分が発揮できる能力と発揮できない能力を振り返ることで就職活動に反映させている。

学生生活における支援では、学生委員会が中心となり、学生生活全般に関する相談、奨学金などの経済支援相談、課外活動支援、健康管理、心的支援等の活動を行っている。学生相談室では、令和6（2024）年度からカウンセラーを従来の1人から2人体制へ、相談日を週2日から3日にするなど支援策を拡大した。

学修環境については、校地及び校舎は設置基準を満たしており、教育目的を達成するための図書館、体育施設などの施設設備を整備している。図書館には大学と短期大学分の蔵書を合わせて令和6（2024）年5月1日現在15万4,082冊を保有している。その他の実験・実習設備、情報処理室も整備しており、授業実施におけるクラスサイズも適正である。令和6（2024）年度新入生から一人1台のノートパソコンを必携化としたため、学内通信環境に問題が生じる場合がある。これについては、授業がない8月に通信設備の増設工事を行うこととした。

学修活動や学生生活、施設などの学生支援に関する学生の意見や要望については、様々なアンケートの実施、意見箱の設置等で把握するようにしている。提出されたアンケートは、関連する分掌である教務委員会、学生委員会、IR室により分析し、教学における対応や施設面等における改善に反映させている。

以上により、「基準2」を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適応

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は令和2(2020)年度に行った学部改組に伴い、令和5(2023)年度以降、全学年が同じ学位プログラムや教育課程（以下、現体制）を有している。

現体制の「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）（以下、三つのポリシー）は、令和2(2020)年度の学部改組に伴い従来の三つのポリシーを基に各学科の構成員が中心となって原案を作成した。この案をもとに、教務委員会、就職委員会、関係事務部署（教務課、就職課、学生募集室）が、学生及び受験生、就職先等ステークホルダーの観点を踏まえて点検を行い、修正を加えた。また、本学の三つのポリシーは、学則第10条に基づいて、学科別に策定されている【資料3-1-1】。

ディプロマ・ポリシーをはじめとする三つのポリシーは、本学ホームページをはじめ、受験生に対しては入試ガイド、在学生及び教職員には「Campus Life」へ掲載することで周知している。また、令和4(2022)年度より、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連性をシラバスに記載することで、当該授業科目の到達目標とあわせ、学生が身に付けるべき資質や能力を示して認識の共有を図っている【資料3-1-2】 【資料3-1-3】 【資料3-1-4】 【資料3-1-5】 【資料3-1-6】。

令和5(2023)年度は、大学・学部のディプロマ・ポリシーを改定し、それに整合した各学科のディプロマ・ポリシーを策定した。さらに、各学科のアドミッション・ポリシーの点検も実施し、令和7(2025)年度からの改定を予定している【資料3-1-7】 【資料3-1-8】。

【資料3-1-1】 愛知学泉大学学則 第10条

【資料3-1-2】 大学ホームページ 3つのポリシー

【資料3-1-3】 令和6(2024)年度 Campus Life ディプロマ・ポリシー

【資料3-1-4】 令和6(2024)年度シラバス（サンプル抽出）

【資料3-1-5】 令和6(2024)年度シラバス作成説明会案内

【資料3-1-6】 令和6(2024)年度シラバス作成説明会資料

【資料3-1-7】 令和5(2023)年度カリキュラム委員会案内

【資料3-1-8】 令和5(2023)年度ディプロマ・ポリシー（改訂版）資料

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学則には学校教育法施行規則第4条の4に基づき、学修の評価及び課程修了の認定に関する事項を記載している。学位授与の方針等については、学則第10条、単位の計算方法については大学設置基準第21条に則り、単位評定の評価（成績）については学則第19条、履修した科目の単位認定基準に関しては学則第20条、卒業要件については第23条に定めている【資料3-1-9】。

学則に基づいて学部・学科毎に定められた運用上の詳細事項はCampus Lifeに明示し周知している。Campus Lifeは、本学ウェブサイトや冊子として配布・公表している。学生に対してはCampus Lifeに基づく履修指導等を各学期のオリエンテーションで教務委員が行っている【資料3-1-10】。

1) 単位認定基準

単位認定基準については、愛知学泉大学学則第20条に定めている。また、「Campus Life」の「学習の手引き」に単位認定基準を記載し、各学期のオリエンテーション時に教務委員により学生に周知している【資料3-1-11】。

履修科目の単位は、各科目の評価基準から算定される「評点」（0～100点）及びそれに対応する「評価の表示」において、評点60点以上（評価「C」以上）である場合と合否による単位認定、既取得等単位の場合に認定される。評点の段階と評点の表示、評価の基準、合否・認定の区分は、「エビデンス集（データ編）表3-2」に示すとおりである。

成績の評価法は、全開講科目シラバスに明示した「評価方法及び評価の基準」に沿って算出される。各科目のシラバスには、「到達目標」、「ディプロマ・ポリシーとの関係」が明示されている。シラバス内の成績評価欄には評価対象（学修成果、学修行動）、評価方法（学期末試験、平常評価）、評価項目（筆記試験、小テスト、レポート、成果発表（プレゼンテーション・作品制作等）、社会人基礎力（学修態度））、評価割合、各評価方法・評価にあたって重視する観点についてコメントを記載している。全科目のシラバスは、PCやスマホといったタブレット端末より教務システムにアクセスすることで、いつでもどこでも閲覧可能である【資料3-1-12】。

学則第21条で当該授業への欠席数が授業時数の3分の1を超えた学生には、当該科目の学期末試験の受験資格や単位を与えないとの定めを設けている【資料3-1-13】。

平成29(2017)年度より、学修状況及び成果を示す指標として、GPAを算出することにより、学生の学習意欲の向上および適切な修学や進路指導に利用することを目的にGPA制度を導入した。これにより学生は当該学期の学修の状況を客観的に把握し、自己の学修の成果を経年的に振り返ることができる。また、指導教員は学生の学修の状況を把握することにより、履修計画や学修指導を行うことができる。

2) 進級基準

本学は、学習の手引き履修要項の16条、卒業研究の履修要件として、ライフスタイル学科・こどもの生活学科は、3年次修了時に、卒業に必要な単位のうち93単位を修得しなければならないとしている。また、管理栄養学科は、3年前期までに開講されている卒

業に必要な専門科目の単位の4分の3を修得していなければならないことを定めている【資料3-1-14】。

3) 卒業認定

学校教育法第87条、大学設置基準第32条に基づき、本学学則第31条に規定する修業年限4以上在学し、かつ学則第23条に規定する所定の授業科目の単位の修得が卒業要件となる。

本学に4年以上在学し、第23条の所定の単位数を修得した者には、原則として卒業認定し、卒業証書および学士（家政学）の学位を授与することを定めている。この規程を基に、卒業要件を満たした者を教授会での審議を経て学長が認定する。また、卒業時に授与される学位は、本学学則第31条に定めている【資料3-1-15】。

卒業要件は、Campus Lifeの履修の手引きに記載及びオリエンテーションを通じて、学生に周知している。【資料3-1-16】。

【資料3-1-9】 愛知学泉大学学則第23条

【資料3-1-10】 令和6（2024）年度管理栄養学科1年生のオリエンテーション実施要項（例）

【資料3-1-11】 令和6（2024）年度Campus Life (p66-) 学習の手引き

【資料3-1-12】 令和6（2024）年度 シラバス（サンプル抽出）

【資料3-1-13】 愛知学泉大学学則 第21条

【資料3-1-14】 令和6（2024）年度Campus Life (p72) 学習の手引き 履修および登録第16条

【資料3-1-15】 愛知学泉大学学則 第31条

【資料3-1-16】 令和6（2024）年度 Campus Life (p68) 卒業要件 第7条

3-1-③ 単位認定の基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の厳正な適用

単位認定の厳正な適用については、学生にはシラバスに基づく評価基準を明確に周知し、試験等における不正行為は謹慎処分となる。また、成績評価に関する問い合わせは「成績に関する疑問調査依頼書」により実施されている【資料3-1-17】。

シラバスの適正な整備については、シラバス執筆要項を教務委員会で作成し、そこで評価方法及び評価の基準等を明確に示し、専任教員を対象に説明会を開催している。また、非常勤講師には、シラバス執筆要項を送り、質問等を教務課で受け付けている。さらにシラバス執筆後に自己点検・第三者点検を実施し、修正が必要なシラバスについては、担当教員に修正依頼を行っている。また、科目担当者は授業の初回のオリエンテーション時等に成績評価基準と成績評価の方法等について、学生に具体的な説明を行っている【資料3-1-18】 【資料3-1-19】。

試験等における不正行為については、学則第59条の規程に基づき退学、停学または訓告の懲戒処分になる。キャンパスライフ「X 学習の手引き II 期末試験要項」の第1章第5条に「不正行為を行った者については、学部会議の決定により、当該期のすべて科目について単位を与えない」旨を記載し、学生へも周知している【資料3-1-20】。

成績評価に関する問い合わせは、成績評価に疑義がある場合、所定の期間内に「成績に関する疑問調査依頼書」に記入、教務課に提出することとしている。教務課から担当教員

へ確認を行い、回答は教務課から行うこととしている【資料3-1-17】。

卒業研究の履修条件や卒業するための成績評価は、卒業担当教員による卒業研究のシラバスに成績評価を記載し、基準に基づいた評価を厳正に行っている【資料3-1-21】。

卒業認定基準の厳正な適用は、本学学則第31条に基づき、教授会での審議を経て学長が認定を行っており、判定の適正性と透明性を確保している【資料3-1-22】【資料3-1-23】。以上より、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を厳正に適用している。

【資料 3-1-17】 成績に関する疑問調査依頼書

【資料 3-1-18】 「令和 5（2023）年度シラバス第三者チェック結果（一部）」・「令和 6（2024）年度シラバス 自己点検結果（一部）」

【資料 3-1-19】 令和 6（2024）年度シラバス（サンプル抽出）

【資料 3-1-20】 令和 6（2024）年度 Campus Life (p78) 学習の手引き 期末試験要項

【資料 3-1-21】 令和 6（2024）年度 Campus Life II 期末試験要項

【資料 3-1-22】 令和 6（2024）年度シラバス（サンプル抽出）

【資料 3-1-23】 愛知学泉大学学則 第 31 条

（3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後の単位認定、卒業認定、修了認定の改善・向上方策としては、教学マネジメント指針（令和2(2020)年1月、中央教育審議会大学分科会）に示されているように、三つの方針に基づき自律的に体系的かつ組織的な大学教育を展開し、その成果の適切な点検・評価を行い、その上で教育改善に取り組むこととしている。

学部の教育活動を学修目標に則して適切に評価するためには、一人ひとりの学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果や、大学の学位プログラムを通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を備えた学生が育成できていることなど、「教育成果」に関する情報を的確に把握・可視化するシステムを開発する。

そのためには、教育課程の改善に活用できる複数の情報を組み合わせた「教育成果・学生の資質・能力の修得の実感」などによる多元的な把握と可視化への取組み、その際の学修成果・教育成果の可視化を適切に行う上での前提として、成績評価基準の考え方や信頼性を確保するための科目間の基準の揺らぎを可能な範囲で排除する、厳正な成績評価基準の検討に取り組む。

さらに、卒業時に総合的評価として、学修成果に GPA を活用してディプロマ・ポリシーの達成度を経時的に可視化できるように取り組む。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-1 ① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学及び各学科の教育研究上の教育目標は、学則第 4 条に定めている。また、学則第 10 条に三つのポリシーの基本方針に基づき、各学科のディプロマ・ポリシーを定め、一体的で整合性のあるものとしてカリキュラム・ポリシーを策定している【資料 3-2-1】。

カリキュラム・ポリシーの周知方法としては、本学ホームページをはじめ、在学生及び教職員には「Campus Life」へ掲載し周知している【資料 3-2-2】。

【資料 3-2-1】 愛知学泉大学学則 第 3 条及び第 10 条

【資料 3-2-2】 令和 6（2024）年度 Campus Life(p82-) 愛知学泉大学の 3 つのポリシー

3-2-1 ② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の教育課程は、学則第 4 条、学部・学科の教育目標と教育方針の下に、各学科のディプロマ・ポリシーを策定している。各学科のディプロマ・ポリシーに対応し、学生が身に付けるべき資質や能力を育成するカリキュラム・ポリシーとして、一貫性をもって教育研究活動を行っている【資料 3-2-3】。

本学の教育目標と教育方針の下に、本学の四大精神を実践し、社会的に自立して生きていく上で必要なスキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・機能を身に付けるために、家政学部で共通科目を配置している。

ライフスタイル学科ではライフスタイルのデザインに不可欠な専門的知識・技能を、管理栄養学科では管理栄養士に不可欠な専門的知識・技能を、こどもの生活学科では保育士・幼稚園教諭・小学校教諭に不可欠な専門的知識・技能を身に付けるために、それぞれ専門科目を配置している。

また、3 学科とも、社会的に自立して生きていく上で必要な建学の精神・社会人基礎力・pisa 型学力・直観力・自然体を統合的に身に付け、生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成するためのカリキュラムを編成している【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】。

【資料 3-2-3】 令和 6（2024）年度 Campus Life(p84-) カリキュラム・ポリシー

【資料 3-2-4】 令和 6（2024）年度 Campus Life(p84-) カリキュラム・ポリシー ライフスタイル学科

【資料 3-2-5】 令和 6（2024）年度 Campus Life(p90-) カリキュラム・ポリシー 管理栄養学科

【資料 3-2-6】 令和 6（2024）年度 Campus Life(p95-) カリキュラム・ポリシー こどもの生活学科

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学は、教育目標及びディプロマ・ポリシーを到達するためにカリキュラム・ポリシーが学科ごとに示し、それに基づいた教育課程を編成している。教育課程は「共通科目」と「学科専門科目」により構成し、各学科の履修系統図（カリキュラムツリー）も作成している【資料 3-2-7】。

履修登録単位数については、キャンパスライフ「X 学習の手引き I 履修要項」の第 5 章第 13 条 3「1 年間に履修登録できる単位数は卒業要件科目で 48 単位とする。」と明記し、資格に関わる科目については履修を緩和し、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。

各学科の教育目標を実現するためのカリキュラム・ポリシーは 1. カリキュラム編成の基本方針を示し、その実践内容として 2. 教養教育プログラム 3. 専門教育プログラム 4. 初年次教育プログラム 5. キャリア教育プログラム 6. リメディアル教育プログラム 7. 教職課程教育プログラムとカリキュラムの実施及び資格対応について段階的な学修ができるように体系的な教育課程を編成し、実施している。

〔ライフスタイル学科〕

カリキュラムの編成は、共通科目と専門科目から構成する基本方針に従っている。また、多くの科目において、グループワークの機会を設定している。そして、地域と連携したプロジェクトを各年次に配置することによって、社会人基礎力・pisa 型学力を育成している。

授業形態は、講義、演習、実習、実験の 4 タイプ用意している。各科目の関連性を明確化するためにカリキュラムツリーを作成している。

共通科目は、社会的に自立して生きていく上で必要なスキル・リテラシー・教養等を学修するための科目として家政学部共通に編成し、24 単位以上の取得を共通科目の卒業要件としている。

専門科目は、人々の日常生活を衣・食・住及び地域活性の面から支援することができる人材を育成するための科目として編成している。また「中学校、高等学校の教諭（家庭）」「フードスペシャリスト」「商品プランナー」「スポーツインストラクター」「商品装飾展示士 3 級」の資格も取得可能である。96 単位以上の取得を専門科目の卒業要件としている【資料 3-2-8】。

〔管理栄養学科〕

カリキュラムの編成は、共通科目と専門科目から構成する基本方針に従っている。

授業形態は、講義、演習、実習、実験の 4 タイプを用意している。各科目の関連性を明確化するためにカリキュラムツリーを作成している。

共通科目は、社会的に自立して生きていく上で必要なスキル・リテラシー・教養等を学修するための科目として家政学部共通に編成し、24 単位以上の取得を共通科目の卒業要件としている。

専門科目は、管理栄養士の資格を生かした「疾病治療・重症化防止」、「疾病予防」、「食育・食環境を整える」等、人々の日常生活を健康の面から支援することができる人材の育成を目的としたカリキュラムを編成している。また、「栄養教諭」「健康運動実践指導者」

「商品プランナー」「NR サプリメントアドバイザー」の資格も取得可能である。84 単位以上の取得を専門科目の卒業要件としている。なお、厚生労働省の定める管理栄養士養成施設であるため、法令に適合したカリキュラムを構成している【資料 3-2-9】。

〔こどもの生活学科〕

カリキュラムは、小学校教諭一種免許、幼稚園教諭一種免許、保育士資格の取得を条件とするため、法令等に適合することを基本方針として編成している。

カリキュラムは共通科目と専門科目から編成している。授業形態は、講義、演習、実習の 3 タイプを用意している。各科目の関連性を明確化するためにカリキュラムツリーを作成している。

共通科目は、社会的に自立して生きていく上で必要なスキル・リテラシー・教養等を学修するための科目として家政学部共通に編成し、24 単位以上の取得を共通科目の卒業要件としている。

専門科目は、保育・教育職において必要な専門的な能力を獲得し、人々の日常生活を子育ての面から支援できる人材の育成を目的としたカリキュラム編成をしている。また、「小学校教諭一種免許」「幼稚園教諭一種免許」「保育士資格」に加え、「スポーツインストラクター」の資格も取得可能である。93 単位以上の取得を専門科目の卒業要件としている。なお、文部科学省の定める幼稚園教諭養成施設及び小学校教諭養成施設であり、厚生労働省の定める指定保育士養成施設であるため、法令に適合したカリキュラムを構成している【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】。

〔シラバスの適切な整備〕

シラバスについては、教育課程すべての科目について整備されている。

カリキュラムに沿ったシラバスは「科目の概要、学修内容と学修の到達目標、学生に発揮させる社会人基礎力、テキストおよび参考文献、科目と関連、資格と関連する科目、学修上の助言、受講生とのルール、評価方法、到達目標の基準」「毎週の学修内容、授業実施方法、到達レベル最低基準、予習・復習内容とその時間、発揮する社会人基礎力」で構成し、授業を実施している。

シラバス中の成績の評価方法は、評価対象として「学修成果」と「学修行動（社会人基礎力-学修態度）」を定め、評価割合は「学修成果」を 90%、「学修行動」を 10%としている。また、「学修成果」は、学期末試験、平常評価の小テスト、レポート、成果発表、「学修行動」は、学生に発揮させる社会人基礎力の行動事例を基に、観点別に評価している【資料 3-2-11】。

教務システムでは、履修登録の際にシラバスの閲覧が可能であり、学生は各授業のシラバスを参考にして、履修科目の選択、履修計画の作成を行っている。

シラバス作成にあたっては、教務委員会が中心となりシラバス作成による書式等を定めた「シラバス作成要領」を策定し、説明会を開催して各教員に記述内容の周知を行っている。

各教員から提出されたシラバス内容の妥当性と適切性のチェックは、教務委員会で行い、大学設置基準第 25 条の 2 の遵守を念頭に内容や形式に不備が生じないように、必要に応じて修正依頼を行っている【資料 3-2-12】。

各科目のシラバスは年度の始めに当該年度の内容に更新され、教務システムから閲覧可能である。

【資料 3-2-7】 3 学科カリキュラムツリー

【資料 3-2-8】 令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p84-) カリキュラム・ポリシー ライフスタイル学科

【資料 3-2-9】 令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p90-) カリキュラム・ポリシー 管理栄養学科

【資料 3-2-10】 令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p95-) カリキュラム・ポリシー こどもの生活学科

【資料 3-2-11】 令和 6 (2024) 年度シラバス (サンプル抽出)

【資料 3-2-12】 令和 5 (2023) 年度シラバス第三者点検結果表

3-2-④ 教養教育の実践

本学の教養教育は、「共通科目」として開講している。学部共通の教養教育プログラムは、家政の教養分野、保健体育分野、外国語分野、その他（単位認定）で構成している。

学部共通の教養教育プログラムは、以下の通りである。

「教養分野」は、自然科学・人文科学・社会科学に関する基礎的な知識・技能を学修する。

「保健体育分野」は、講義と実技を通して身体と健康に関する基礎的な知識・技能を学修する。

「外国語分野」は、異文化を理解する上で必要な基礎的な知識・技能を学修する。

「その他」は、単位認定 A と単位認定 B は、学科の教育課程に必要な特別科目を学修する。

Campus Life 学習の手引き『第 6 章 成績および単位認定』第 19 条の 2、別に定める検定試験および資格取得における学生の成績について、教育上有益と認める場合にこの単位（「単位認定 A、B」）を与える。

教養教育については、学部統一必修科目として、「潜在能力の開発」、「未来へつなぐアウトリーチスタートアップ」、「未来へつなぐアウトリーチ I」を配置している。この科目は、家政学部の教育目標である「建学の四大精神、社会人基礎力、pisa 型学力」を育成する科目であり、学科のディプロマ・ポリシーである建学の四大精神、社会人基礎力、pisa 型学力を修得して、職場と地域社会の人々と協働して課題を解決していく人材を育成することを目的に学ぶ初年次教育科目である。この科目については、専任教員で構成される「ボランティア委員会」が立ち上げ、毎年度の成果・課題について検討している【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】。

【資料 3-2-13】 令和 6（2024）年度 Campus Life 愛知学泉大学の 3 つのポリシーに関する細則 p82-98

【資料 3-2-14】 ボランティア委員会 議事録

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学は、教育目標である「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して、社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能、②家政に関する専門的知識・技能、③建学の精神・社会人基礎力・pisa 型学力を統合的に身に付け、社会に出てからは、これらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成することを目的として教育を展開している。

「真心・努力・奉仕・感謝」、社会人基礎力、pisa 型学力は、初年次教育科目として家政学部新入生全員に対して開講される「潜在能力の開発」、「未来へつなぐアウトリーチスタートアップ」、「未来へつなぐアウトリーチ I」を通して育成される【資料 3-2-15】。

「真心・努力・奉仕・感謝」、社会人基礎力、pisa 型学力については、「学びの泉」開発委員会による「自学・共学システム学びの泉における教育モデル『智性・徳性・身体・感性・行動』の 5 つをバランスよく鍛える」は、学泉ノートにおいて定義し、運用している【資料 3-2-16】。

授業方法の改善を進めるための組織として FD 委員会が設置されている。同委員会は愛知学泉大学の教育目標を達成する上で必要な教員の教育力の維持・向上を図るとともに教育の質保証に寄与することを目的としている。FD 委員会の具体的な事業内容として、

- (1) 教員の教育研究能力向上のための教育技術の開発・向上のための事業
- (2) 授業計画の立案、学習に関する教育方法の研究及び教育評価方法の習得のための事業
- (3) 学習と教育に関する理論及び教育評価方法習得のための事業

等が規程で定められている。また、公開授業と授業評価アンケートについても教務委員会と共同で実施にあたっている【資料 3-2-17】 【資料 3-2-18】。

令和 5（2023）年度の FD 委員会は、事業内容（1）として、大学・短大教職員に対して「基礎的汎用的読解力を育むための授業づくり-授業改善-」をテーマに研修会を主催した【資料 3-2-19】 【資料 3-2-20】 【資料 3-2-21】。

令和 5（2023）年度の FD 委員会は、事業内容（2）として、シラバス作成の説明会を開催した。そこでは ①科目概要内でのディプロマ・ポリシーの明記について卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連性、②到達目標内での pisa 型学力、③科目の教育課程内の位置づけやナンバリング、④成績評価方法、⑤授業方式、⑥課題に対するフィードバックの方法、⑦準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間、⑧ ICT の活用、⑨オープンエデュケーション、⑩ 15 週の学修内容の記載についての解説を行った【資料 3-2-22】。

本学では、一方向授業ではなく双方向授業の実施を目指している。双方向授業形式としては、実験、実習、演習、実技、ディスカッション、グループワーク、発表、フィールドワーク、（課題・小テストの）フィードバックである。令和 5（2023）年度の双方向授業の実施率は、学部全体で 80%以上である。

本学独自の成績評価対象の「学修行動」は、社会人基礎力の能力要素を PCR（P:予習、C:本時の授業、R:復習）シートを使い、本時の授業の予習学修・復習学修を実施している【資料 3-2-23】。

各学科の取り組みは、以下の通りである。

〔ライフスタイル学科〕

チームティーチング形式の授業を初年次から配置している。複数の教員が関わることで、ライフスタイル学科の特徴的な学修への動機づけ・学修方法の理解、社会人基礎力の必要性を理解させている。また、体験型学修の核となる学生間の人間関係の形成も視野に入れた授業展開をしている。

学修方法では、課題発見・課題解決やチームで働く力、pisa 型学力を育成するために、グループワークや PBL を授業に取り入れている。

学修指導は、指導教授が定期的に学生と面談を行い、履修状況、進路希望等を確認し丁寧に進められている。

学修の成果については、学期末テストとレポートや小テストなどで定期的に理解度・習熟度の確認をしている。また、ルーブリック評価等を用いて、ディプロマ・ポリシーの能力形成を評価している。

〔管理栄養学科〕

各専門分野の科目においては、管理栄養士に必要な知識・技能を理解するために、講義とそれに関わる実験・実習を行っている。学修方法、学修指導、学修成果の評価は、ライフスタイル学科と同様の内容を実施している。

〔こどもの生活学科〕

小学校教諭免許、幼稚園教諭免許、保育士資格が取得可能なカリキュラムを編成し、教育・保育の現場で活躍するための専門的知識・技能を学修している。

すべての科目において、学生と教員による双方向的で実践的な学修を行っている。また、保育・教育の現場と触れ合い、体験的に学びの内容を確認するための活動も行っている。学修方法、学修指導、学修成果の評価は、ライフスタイル学科・管理栄養学科と同様の内容を実施している。

【資料 3-2-15】 令和 6（2024）年度シラバス（アウトリーチスタートアップ・アウトリーチ I）

【資料 3-2-16】 「自学・共学システム学びの泉『智性・徳性・身体・感性・行動』の 5 つをバランスよく鍛える」学泉ノート

【資料 3-2-17】 令和 5（2023）年度公開授業について（案内文）

【資料 3-2-18】 令和 5（2023）年度公開授業報告書

【資料 3-2-19】 令和 5（2023）年度 FD 研修会案内

【資料 3-2-20】 令和 5（2023）年度 FD 研修会講演資料

【資料 3-2-21】 令和 5（2023）年度 FD 研修会アンケート結果

【資料 3-2-22】 令和 6（2024）年度シラバス作成説明会

【資料 3-2-23】 PCR シートの一例

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めており、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに対応して策定し、その一貫性は確保されている。

今後の改善方策は、①カリキュラム・ポリシーに基づいた学修目標の達成状況の検証、②ディプロマ・ポリシーで定義した資質・能力の妥当性の検証、③ディプロマ・ポリシーとカリキュラムツリーに挙げた授業科目との関連性の検証を行うことである。【資料 3-2-24】。

本学の教育目標の核となる「自学・共学システム『学びの泉』」教育システムにおいて「建学の精神、社会人基礎力、pisa 型学力」の定義を決定し、学修活動の行動指標を明確にしている。令和 6（2024）年度以降は学修活動の行動指標で低い項目を改善する教育を実践する取組みにより、教育の質の保証と向上に取り組む【資料 3-2-25】 【資料 3-2-26】。

教養教育の実施に関しては、学部の共通科目の教養分野・保健体育分野・外国語分野の枠組みの再構築の課題がある。これは、時代の変化に対応する形で不断の見直しが必要となる。学部改組の完成年度（令和 5(2023)年度）経過以降の課題として、検討組織を立ち上げ取り組んでおり、今後も引き続き取り組んでいく【資料 3-2-27】。

教育方法の工夫・開発に関しては、教育環境の ICT 化への対応がある。アクティブ・ラーニングの観点からも教育方法の開発に努め、積極的な ICT 活用を推進している【資料 3-2-28】。

【資料 3-2-24】 令和 5（2023）年度カリキュラム委員会議事録

【資料 3-2-25】 令和 5（2023）年度学びの泉開発委員会議事録

【資料 3-2-26】 令和 5（2023）年度 FD 委員会議事録

【資料 3-2-27】 令和 5（2023）年度カリキュラム委員会議事録

【資料 3-2-28】 令和 5（2023）年度情報教育委員会議事録

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では「学生が何を身につけたか」を重視して多面的に学修成果を評価することを目的として、令和 2（2020）年度、三つのポリシー（アドミッション・カリキュラム・ディプロマ・ポリシー）に基づく「アセスメント・ポリシー」を策定している。アセスメントは「科目レベル・教育課程レベル・機関レベル」で構成している。これは、4 年間を通じた主体的な学修およびキャリアアプローチにより、社会に貢献できる人材として求められ

る専門的知識と技能（卒業要件）に加え、強い向上心と真摯な行動力・協働力等の建学の精神・pisa型学力・社会人基礎力を兼ね備えていることを基準とするものである。

学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で、個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開している。「『三つのポリシー』に基づくアセスメント」の検証はFD委員会では実施しており、検証結果を踏まえた改善につなげるPDCAサイクルを定着させることを目指している【資料3-3-1】。

学生の学修成果については、定期試験（単位認定）、GPA等により教育課程における評価が行われている。三つの方針のうちディプロマ・ポリシーが達成できたかは、主に教育課程における評価が判断基準となっている。

資格取得等は、ライフスタイル学科は中学校教諭一種免許状（家庭）、高等学校教諭一種免許状（家庭）、フードスペシャリスト、商品プランナー認定試験受験資格、スポーツインストラクターである。管理栄養学科は管理栄養士養成施設であり、管理栄養士国家試験受験資格、栄養士免許および栄養教諭一種免許状、食品衛生監視任用資格、食品衛生管理者任用資格、健康運動実践指導者認定試験資格、商品プランナー認定試験受験資格である。こどもの生活学科は、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、スポーツインストラクターである【資料3-3-2】【資料3-3-3】。

学生の到達度及び満足度に関する調査は、「学生による授業評価アンケート」（以下「授業評価アンケート」）「学生行動調査」、「卒業時アンケート」、「卒業生の就職先企業に対して行うアンケート」を毎年度実施しており、指標のひとつとしている。このほか、数年に一度の調査として、過去を遡って本学の全卒業生に対してアンケート調査を実施している【資料3-3-4】【資料3-3-5】【資料3-3-6】【資料3-3-7】。

本学部がこれまで実施している「授業評価アンケートの活用」「専任教員による相互の公開授業」及び「授業の改善を図るための研修」を通して、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な活動は、FD委員会を中心として進展しており、PDCAサイクルを運用して判断している。また、令和4（2022）年度の授業評価アンケート結果より、学生の学修時間については、授業の事前・事後（予習・復習）時間の顕著な増加は見られなかった。これを受けて、令和5（2023）年度は「シラバスの活用」や「事前・事後学修の促進」をFD委員会・教務委員会で連携して改善に向けて取り組んだ。まず、これらの課題を解決するために、授業評価アンケート項目を改定した。「シラバスの活用」は、シラバスに記載されている授業方法が厳守されているかを問う質問に変更し、学生がシラバスを活用しているかどうか客観的に評価した。続いて、「事前・事後学修の促進」は、シラバスに記載している内容（レポート、課題等）を授業評価アンケート項目内に追加して学生が分かりやすい文章で事前・事後学修について再度確認した【資料3-3-8】。

「卒業時アンケート」は、卒業前の2月～3月に実施している。教育に関しては教務委員会が「授業方法、専門分野の教育、卒業研究」等に対する評価を調査している。学生生活は学生委員会が「大学生活、学生サービス、学生の意見に対する大学の対応、大学の施設設備」等に対する評価を調査している。就職支援に関しては就職委員会が「就職支援、就職内定先」等に対する評価を調査している。卒業生の視点から、本学の教育について「何が良かったのか」「今後どのような方針が必要・有効か」を探り、教育内容等の改善策検

討・教育目標の見直しに役立っている。

なお、令和5(2023)年度の家政学部の卒業時アンケートの結果は、回答率は77.8%で、「満足・やや満足」は学修編77.0%(本学の教育)、学生生活編73.7%(大学学生生活)、就職編76.9%(就職課及び就職委員からの支援)であった【資料3-3-9】。

本学卒業生の就職先企業に「卒業生に関するアンケート調査」を毎年9月頃に実施している。令和5(2023)年度調査の回答率は37%であった。この調査では本学が取組んでいる社会人基礎力について確認をしている。「就労に必要な基本的な社会人基礎力」では、発揮されている能力は、規律性、柔軟性、傾聴力、実行力であった。反対に発揮がみられない能力は、主体性であった。その他の汎用力では、「協調性がある・配慮ができる・気配りができる・誠実性が備わっている」との結果であった。また、企業からは「専門的知識・技能を持っている」との評価を受けている。また、仕事をする上で重要だと思われる学力や科目についても確認している【資料3-3-10】。

就職委員会が各学科教員や他委員会との連携により、外部の意見を取り入れた教育課程改善のための資料として活用している【資料3-3-11】。

- 【資料3-3-1】 愛知学泉大学家政学部3つのポリシーに基づくアセスメント
- 【資料3-3-2】 令和5(2023)年度 資格取得状況
- 【資料3-3-3】 令和5(2023)年度就職内定状況
- 【資料3-3-4】 「令和5(2023)年度前期授業評価アンケート結果」・「令和5(2023)年度後期授業評価アンケート結果」
- 【資料3-3-5】 令和5(2023)年度学生行動調査
- 【資料3-3-6】 「令和5(2023)年度卒業時アンケート(学修編)」・「令和5(2023)年度卒業時アンケート(学生生活編)」 「令和5(2023)年度卒業時アンケート(就職編)」
- 【資料3-3-7】 令和5(2023)年度卒業生の就職先企業に対して行うアンケート
- 【資料3-3-8】 令和5(2023)年度FD委員会議事録
- 【資料3-3-9】 「令和5(2023)年度卒業時アンケート(学修編)」・「令和5(2023)年度卒業時アンケート(学生生活編)」 「令和5(2023)年度卒業時アンケート(就職編)」
- 【資料3-3-10】 令和5(2023)年度就職先企業に対する卒業生アンケート結果
- 【資料3-3-11】 令和5(2023)年度学びの泉開発委員会議事録

3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果に関する調査は、授業評価アンケートの結果を用いて教務委員会が分析を行っている。分析結果はFD委員会で改善点等を検討した後、家政学部全体の総評をつけて学部会議で報告し家政学部の教員に情報を共有している。また、科目担当者は授業評価アンケートの結果より、全科目を対象にリフレクションペーパー(改善計画書)を作成して、教授法、学修指導の改善を行っており、PDCAサイクルを実践している【資料3-3-12】【資料3-3-13】。

【資料 3-3-12】 令和 5 (2023) 年度 FD 委員会議事録

【資料 3-3-13】 「令和 5 (2023) 年度前期授業評価アンケート結果」・「令和 5 (2023) 年度後期授業評価アンケート結果」

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の学修成果の点検・評価については、令和 3 (2021) 年度策定した「三つのポリシーに準じたアセスメント」に基づき実施している。令和 4 (2022) 年度以降、外部試験を活用して、学生の読解力はリーディングスキルテスト(RST)を用いて、1年生と4年生に実施している。これらの外部試験を分析して、教育内容と方法についての改善に繋げる取り組みをしている。

【基準 3 の自己評価】

基準 3「教育課程」を満たしている。

本学は、教育目標を達成するための卒業時の到達目標としてディプロマ・ポリシーを定めている。単位認定、卒業認定等は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて厳正に行われている。平成 28 (2016) 年度から GPA 制度を導入し、学修指導や GPA を含めた学修行動調査分析など、効果的に活用している。また、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合性のとれたカリキュラム・ポリシーを策定している。本学の教育課程を通して、地域社会や職業社会で活躍できる人材を輩出していることが示す通り、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性は保たれている。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な編成となっている。さらに、シラバスは PDCA サイクルに基づき、学科長・教務委員長による点検を行い修正が必要な場合は改善を求め、質の向上を図っている。

教授方法の工夫については、初年次教育を経て、アクティブ・ラーニング、課題解決型 (pisa 型学力) 学修など社会体験等の観点を取り入れた授業も行われている。履修登録上限数についても、単位制度実質化の観点から規定している。学修成果の点検・評価は、三つのポリシーを踏まえて実施しており、学部全体の成果とともに、個々の学生の成果についても満足いく結果が出せるよう、フィードバックを通じて改善・向上を図っている。

以上のように、本学の教育課程は、大学の目的等を実現するため、適切に編成・実施がされている。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定のための組織は、「管理運営者会議」「運営委員会」「教授会」「学部会議」「教務委員会」「学生委員会」「就職委員会」をはじめとする各種委員会で構成され、整備されている。

学長の権限と責任は、「学校法人安城学園管理規程」第5条に「学長は、校務を掌り、所属職員を総督する」と、大学の学長の権限と責任が明確に定められている【資料4-1-1】。

また、「学校法人安城学園管理規程」第3条第2項に「大学に副学長を置くことができる」と定めている。現在、質保証（教育）担当副学長及び質保証（管理運営）担当副学長の2人を任命し、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を構築している。また、第36条の2第5項に「大学事務局長に相当する職能を有する管理運営担当副学長を置く」と定めている。これにより、管理運営担当副学長が、学長の命を受けて事務局運営に責任と権限を持ち、学長が管理運営面においてもリーダーシップを発揮するための補佐体制が敷かれている。

学部長の権限と責任については、同規程第6条に「学部長は、所属学部の教育研究部門を指導監督する」と定められている。

従って、学部の運営についても、学長のリーダーシップの下、学部長に委任する体制ができています。

私立学校法や学校教育法など各種法令の改正に対応し、本学の意思決定のあり方、組織の見直しを点検し行っているなど、学長がリーダーシップを発揮するための体制を整備している。

また、教学マネジメントにおいて、併設短期大学との調整が必要な案件に関して、大学及び短期大学合同の「管理運営者会議」において大学・短期大学レベルの情報共有、意思統一を図っている【資料4-1-2】。

この会議の構成員は、理事長、大学及び短期大学学長、大学及び短期大学における副学長、学部長、事務長及びその他職員となっている。本学では、理事長と大学学長が兼務であるため、大学学長としてリーダーシップと円滑な業務遂行を支える仕組みとなっており、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを確立するための体制が整備されている。

【資料 4-1-1】 学校法人安城学園管理規程

【資料 4-1-2】 愛知学泉大学管理運営者会議規程

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の意味決定に関する権限と責任については、「学校法人安城学園管理規程、第3節 大学及び短期大学の管理」で明確に定めている。

教務委員会、学生委員会、就職委員会等の各種委員会の職務と委員長の権限と責任については、各種委員会規程に定められており、各委員会と委員長の権限と責任は明確になっている。

「学校法人安城学園管理規程」では、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長、事務長の権限と責任も明確にし、教学マネジメントに取り組んでいる。

また、学長のリーダーシップの下、教学マネジメントのための会議体を整備し、会議体毎に権限の範囲内で責任を持って取り組んでいる。

主要な会議体は、「管理運営者会議」、「運営委員会」、「教授会」、「学部会議」、「学科会議」、「各種委員会」、「大学・短期大学連絡会議」である【資料4-1-3】【資料4-1-4】【資料4-1-5】【資料4-1-6】【資料4-1-7】。

これらの会議体は、毎月定例開催し、教学マネジメントの構築に努めている。

平成29（2017）年度に受審した前回の機関別認証評価において、改善を要する点として指摘のあった「愛知学泉大学の『学長が定める教授会の意見を聴くことが必要な学校教育法上の教育研究に関する事項』に関する規程」に関して「学長自身が定めることが担保されるよう学内規程の見直しが必要」との指摘があった。この指摘に対し、平成30（2018）年度に規程を改正する手続きを行い、平成30（2018）年4月から学内に周知した上で運用している【資料4-1-8】。

また、大学・各組織体の業務については、以下のようにPDCAサイクルを活用して実施している。

①各分掌・学部・学科・委員会等が担当分野の事業計画案を作成する。

各事業計画案は、前年度の事業報告書を基に課題と改善点を明確にして作成する。

②事業計画案の全体での検討

各事業計画案は、内部質保証委員会の提案の下、大学・短期大学管理運営者会議で審議・決定している。その際、合同運営委員会での意見を反映させるようにしている。

③大学の事業計画

大学の事業計画案は、常任理事会での審議・評議員会の諮問の後、全体理事会の議を経て、組織的に決定される。

決定した事業計画に基づいて、各委員会、各分掌において業務を遂行している。

各分掌等の事業実施については、前期末の10月には中間報告を行い、計画通りに行われているかを点検・評価し、実施状況によっては、改善実施をしている。

このように学長のリーダーシップの下、各委員会が権限と責任を明確にし、大学の使命・責任を目的に沿って、PDCAサイクルを活用した教学マネジメントを構築している。

- 【資料4-1-3】 愛知学泉大学運営委員会規程
- 【資料4-1-4】 愛知学泉大学教授会規程
- 【資料4-1-5】 愛知学泉大学学部会議規程
- 【資料4-1-6】 愛知学泉大学家政学部学科委員会規程
- 【資料4-1-7】 愛知学泉大学教務委員会規程、学生委員会規程他
- 【資料4-1-8】 愛知学泉大学の「学長が定める教授会の意見を聴くことが必要な学校教育法上の教育研究に関する事項」に関する規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学設置基準の一部改正により、事務職員がこれまで以上に教員と対等の立場で教職協働体制を構築して、大学運営に参画することが求められた。

本学では、この改正以降、教職協働による適正かつ円滑な管理運営を推進するための教学マネジメントの組織体制と運営について検討を行い、改善を図った。

現在、「管理運者会議」「運営委員会」には、事務職員を構成員に加えている。教務委員会、学生委員会、その他各種委員会においても、事務職員も構成員として活動している。同様に「FD委員会」に、管理運営担当副学長、事務長、IR室長を構成員として加え、教職協働体制をとっている【資料4-1-9】。さらに、「3つのポリシー委員会」、「「学びの泉」開発委員会」、「内部質保証委員会」など、管理運営担当副学長、事務長など事務職員を構成員として加え、職員の配置と役割の明確化による教学マネジメントの機能性の確保に努めている【資料4-1-10】【資料4-1-11】【資料4-1-12】。

- 【資料4-1-9】 愛知学泉大学FD委員会規程
- 【資料4-1-10】 愛知学泉大学3つのポリシー委員会規程
- 【資料4-1-11】 愛知学泉大学「学びの泉」開発委員会規程
- 【資料4-1-12】 愛知学泉大学内部質保証委員会規程

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の学内マネジメントについては、法令改正があった場合などを受けて、大学の組織の見直しと規程の見直しを行っている。また、学長のリーダーシップを確立するための補佐体制を構築するとともに、学長と教授会の関係を明確にしている。さらに、学校法人安城学園管理規程等において、学長以外の役職の権限と責任の明確化を行っている。

これらの取り組みによる新しい教学マネジメント体制の下で、職員の配置と役割の明確化により教学マネジメントの機能性を高めている。

なお、教職協働の実質化を進めるために、今後研修等を重ねることによって職員のスキルアップを図っていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教育の確保と配置

1) 専任教員の配置

本学は家政学部の 1 学部から構成されている。令和 6（2024）年度の教育課程における専任教員数は 36 人であり、大学設置基準に定められている教員数を確保している。

〔入学定員〕

家政学部は、入学定員 190 人、収容定員 760 人の専任教員数は 36 人（うち教授が 17 人）、学部の種類に応じて定める専任教員数及び収容定員に応じて定める専任教員数 25 人に対してプラス 11 人である。養成施設の設置基準に対しての教員数は、ライフスタイル学科が 8 人（教職免許課程（中等教員免許課程 6 人））、管理栄養士養成の管理栄養学科が 16 人、こどもの生活学科が 12 人（教職免許課程（初等教員免許課程 10 人））であり基準を満たしている【資料 4-2-1】。

〔専兼比率〕

「専門科目」の全開設授業科目における専任教員担当率は 79.9%である。本学の教育課程を適切に運用するための専門分野の教員は確保されている【資料 4-2-2】。

以上より、各学部に必要な数の専任教員を確保し適切に配置している。また、専門分野が適切に教育できる体制を整えている。

〔教員の採用〕

本学の教員採用は「学校法人安城学園（大学・短期大学）人事委員会規程」を基に進めている。本規程では、「建学の精神」に基づいた教育を推進するために必要な優れた人材を採用・育成するための方針・計画を策定することを趣旨としている。構成メンバーは理事長、大学学長、短大学長、大学副学長、法人事務局長、大学事務局長、短大事務局長とその他理事長が必要と認めた者を委員としている【資料4-2-3】。

教員採用は、原則として公募により行っている。公募採用に当たっては、学部長と教務委員長及び当該学科長、事務長を構成員として、教育・研究業績、社会貢献等の視点から総合的に評価し書類選考を行っている。その後、採用候補者による模擬授業の実施と面接による適任者を選出している。その結果を学長に報告し、理事長による面接試験を実施する。学長から大学・短期大学管理運営者会議で人事案を報告し、理事会に採用人事を提案し、理事会の承認を得て、理事長による発令を行っている【資料 4-2-4】。

2) 教員の昇任・昇格

教員の昇任・昇格は「愛知学泉大学教育職員資格審査委員会規程」「愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則」「愛知学泉大学教育研究業績評価委員会規程」に基づき行っている【資料4-2-5】 【資料4-2-6】 【資料4-2-7】。

教育職員資格審査委員会の構成員は学長、副学長、学部長、大学の教員の中から学長が指名する者、事務局長、事務長、学長が必要と認めた者を委員として構成している。審査の判定基準は、①学歴・職歴、②社会性・社会力、③建学の精神に基づいた教育活動・校務活動・研究活動・社会活動に対する理解度と実績および同細則の第3条・第4条・第5条・第6条の資格要件に基づいて、総合的に判断し昇任適格の可否を決定する。適格であると判定された者については、学長から大学・短期大学管理運営者会議で人事案を報告し、理事会に昇任を提案し、理事会の承認を得て、理事長による発令をしている。

3) 教員評価

教員評価は、「愛知学泉大学の教育目標を実現する上で必要な教員評価の実施に関する規程」に基づいて行っている。教員評価委員会は、学長、副学長、学部長、教務委員長および学長が必要と認める教職員で構成されている。教員の評価項目は、同規程第7条で「(1) 建学の精神を核にした教育活動及び教育に関する研究活動、(2) 社会人基礎力を核にした教育活動及び教育に関する研究活動、(3) pisa 型学力を核にした教育活動及び教育に関する研究活動、(4) 基礎学力に関する教育活動及び教育に関する研究活動、(5) 専門的知識・技術に関する教育活動及び教育に関する研究活動、(6) 基礎学力と社会人基礎力と専門的知識・技術を統合した教育活動及び教育に関する研究活動」と定めている。

毎年度の教員評価を行う項目は、これらの中から教員評価委員会での協議により決定している。教員評価における評価基準については、あらかじめ教育職員に通知している。教員は、この教員評価に必要な教育活動及び教育に関する研究活動に関する自己の活動報告書を提出している。この報告書に基づき、教員評価委員会は第一次評価を行う。第一次評価の結果を踏まえ、第二次評価を行い全体の整合性を点検し評価を確認した後、学長は評価表として、個々の教員へ通知する。令和5(2023)年度の評価項目は「(5) 専門的知識・技術に関する教育活動及び教育に関する研究活動」について実施した【資料 4-2-8】【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】。

- 【資料 4-2-1】 令和6(2024)年度 専任教員定数と教員名(家政学部)
- 【資料 4-2-2】 エビデンス集 表 4-1 学部、学科の開設授業科目における専兼比率
- 【資料 4-2-3】 学校法人安城学園(大学・短期大学)人事委員会規程
- 【資料 4-2-4】 公募採用面接評価資料
- 【資料 4-2-5】 愛知学泉大学教育職員資格審査委員会規程
- 【資料 4-2-6】 愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則
- 【資料 4-2-7】 愛知学泉大学教育研究業績評価委員会規程
- 【資料 4-2-8】 愛知学泉大学の教育目標を実現する上で必要な教員評価の実施に関する規程
- 【資料 4-2-9】 令和5(2023)年度教員評価のルーブリック実施結果
- 【資料 4-2-10】 令和5(2023)年度教員評価の実施結果

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

令和2（2020）年9月改正の「愛知学泉大学FD委員会規程（以下、FD委員会）」に基づいて活動をしている。FD委員会は学長が指名する委員長及び若干名の委員をもって組織している。令和5（2023）年度の構成員は、学長、学部長、教務委員長、各学科長、事務局長、事務長及びIR室長としている。第1条2、愛知学泉大学の教育目標を実現するために必要な教員の教育力を維持・向上させる研修及び教育に関する研究活動を実施している。また、第2条、本学のFD活動を全学的・組織的に計画・実施することを目的として11の活動項目を設定している【資料4-2-11】。

1) 「教育の質の向上を目的とした公開授業」を実施

本学は、pisa型学力（課題解決型学力）を育成する授業を展開している。令和5（2023）年度の公開授業は、学生にpisa型学力を発揮させる教授法を明確にして、今以上の教育力の向上を目的に実施している【資料4-2-12】【資料4-2-13】。

pisa型学力の推進を目的に後期に公開授業を実施した。対象科目は、家政学部専任教員科目（計37科目）とした。pisa型学力を発揮させる教授法を以下に示す4つの観点で展開し、授業を参観する教員は「授業観察記録」に授業改善点、自己の授業で活用できる点等を記載した後、教員間で共有し、改善点等について検討した。

- ①予習と本時の授業で、学生に知識・技能の獲得する授業展開
- ②本時の授業で、獲得した知識・技能の活用方法を学生に理解させる授業展開
- ③本時の授業内で②の実践の授業展開
- ④授業とは異なる課題に対する知識・技能を活用した解決の実践

授業内容の評価は、「よく理解できた」「まあまあ理解できた」「どちらとも言えない」「あまり理解できなかった」「理解できなかった」の5段階で評価した。

公開授業 参観アンケート結果は、以下の通り。

公開授業参加者は37人（37人中）で、参加率は100%であった。アンケート回収数は37人で、回収率は100%であった。

- (1)「予習と本時の授業で、学生に知識・技能を獲得させる授業展開」は、「よく理解できた」「まあまあ理解できた」が、100%であった。
- (2)「本時の授業で、獲得した知識・技能の活用方法を学生に理解させる授業展開」は、「よく理解できた」「まあまあ理解できた」が、97%であった。
- (3)「本時の授業内で獲得した知識・技能の活用方法を実践させる授業展開」は、「よく理解できた」「まあまあ理解できた」が、97%であった。
- (4)「授業とは異なる課題に対する知識・技能を獲得して解決させる実践」は、「よく理解できた」「まあまあ理解できた」が、92%であった。

2) 学生による授業評価を含む教育評価に関する点検・評価活動（授業アンケートによる教育の質の点検とフィードバック）

本学部では、学生による授業評価アンケートより教育内容、方法及び学修指導の改善に向けた取り組みを全学的に実施している。令和5（2023）年度の授業評価アンケート実施の科目数は評価対象となる科目総数343に対して、329科目であった。授業評価アンケートで

は、教員の教育内容と方法だけでなく、学生自身の授業への取り組み（出席状況、授業に取り組む姿勢、予習・復習時間など）を含んで点検している。授業アンケート結果の集計と授業改善計画書（リフレクションペーパー）の記載依頼を添えて、科目担当教員にフィードバックしている。教員（専任・非常勤）は、リフレクションペーパー（授業改善計画書）に授業アンケートの評価結果を元に分析を行い、教育改善策を書き加えてFD委員会へ提出し、その後学部全体の総括等を加え冊子としている。この冊子は「授業評価アンケート（リフレクションペーパー）」として、教務課、図書館の配架で学生は自由に閲覧できる環境を整えている。また、授業評価アンケートの集計結果は、各教員の授業評価アンケート結果のフォルダに保存しており、学内教職員全員が閲覧可能である。また、授業評価アンケート結果（家政学部全体、学科別）及び学科長講評については、本学HP上で公開している【資料4-2-14～資料4-2-19】。

3) 教育効果を高めるシラバスの作成方法についての研修会開催

令和5（2023）年度、学修効果を高めるシラバスの作成方法について、家政学部専任教員に対して対面型で、説明会を実施している。また、非常勤講師については非対面型で個別対応をしている【資料4-2-20】【資料4-2-21】。

4) ティーチング・ポートフォリオの更新

令和5（2023）年度の教育内容を振り返り、ティーチング・ポートフォリオの加筆・修正を行っている。また、令和5（2023）年度に着任した教員には、ティーチング・ポートフォリオの作成要領を、各学科長・教務委員が説明をした。令和5（2023）年度版のティーチング・ポートフォリオについては、本学ホームページにて公表している【資料4-2-22】【資料4-2-23】【資料4-2-24】。

- 【資料 4-2-11】 FD 委員会規程
- 【資料 4-2-12】 令和 5（2023）年度公開授業案内資料
- 【資料 4-2-13】 令和 5（2023）年度公開授業報告書資料
- 【資料 4-2-14】 令和 5（2023）年度前期授業評価アンケート
- 【資料 4-2-15】 令和 5（2023）年度前期リフレクションペーパー
- 【資料 4-2-16】 令和 5（2023）年度後期授業評価アンケート
- 【資料 4-2-17】 令和 5（2023）年度後期リフレクションペーパー
- 【資料 4-2-18】 令和 5（2023）年度前期授業評価アンケート 学科長講評
- 【資料 4-2-19】 令和 5（2023）年度後期授業評価アンケート 学科長講評
- 【資料 4-2-20】 令和 6（2024）年度シラバス説明資料
- 【資料 4-2-21】 令和 5（2023）年度シラバス第三者点検結果表（一部）
- 【資料 4-2-22】 令和 5（2023）年度 FD 委員会資料、各学科への作成依頼メール
- 【資料 4-2-23】 令和 5（2023）年度 FD 委員会資料、ティーチング・ポートフォリオチェック項目
- 【資料 4-2-24】 令和 5（2023）年度 FD 委員会資料、ティーチング・ポートフォリオ

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

以上より、教員の配置・職能開発等は、規程に基づき組織的な取り組みをしている。本学部は令和7（2025）年度のカリキュラム編成に向けた取組を実施しており、教育課程に即した教員の採用の準備をしている。FD活動では教員の教育能力向上、教育改善のための調査並びに検証及び学修成果の把握等の実施の統括とその分析を踏まえた教育等の開発、改善及び向上、ティーチング・ポートフォリオに関する研究及び研修の充実、IR委員会との共同による教育改善・教育能力向上の研究を推進する。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学園の事務組織は法人本部事務局、岡崎学舎事務局（大学・短期大学事務）、高校事務室（2校）、幼稚園事務室があり、必要な職員を配置している。

大学の事務組織は事務局を設置し、令和6（2024）年度より大学事務局長が不在となったため、その機能を有する管理運営担当副学長が統括している【資料4-3-1】。

大学の事務職員構成は、専任職員23人、非常勤職員4人、派遣職員4人である。

その中には実験・実習系の教育研究をサポートする助手が管理栄養学科に5人、ライフスタイル学科に2人、こどもの生活学科に2人が含まれており、教育研究業務をサポートしている。

職員の勤務については、学園の目的及び本学設立の趣旨を達成させるための基本姿勢を「勤務規程」に示している【資料4-3-2】。

人事に関しては、「大学・短期大学人事委員会規程」により基本方針を定め、人事計画、採用について手続きを行っている【資料4-3-3】。

教育職員の採用、昇任等については、学長、副学長、学部長、大学教員の中から学長が指名する者、事務長他が構成員となっている「大学教育職員資格審査委員会」により協議をし、状況に応じて委員会面接、理事長面接との過程を経て決定している【資料4-3-4】。

事務職員は、幅広い分野の専門性を身につけるため、人事異動により経験を積み、キャリア形成とともに適性の把握、確認に努めている。人事異動は、人事委員会により、法人事務職員、高等学校事務職員も含めて異動対象とし、事務職員の構成バランス等も検討して実施している。

昇任については、事務の長が年2回、各職員の業務評価報告書を理事長に提出する手続きにより決定している。しかし、事務職員の昇任・異動に関する規程は定めていない。

昇任人事は、できるだけ多くの職員の意見を聞き、事務職員の日常業務評価を集め、各

部署のリーダーからの評価を管理運営担当副学長または事務長が業務評価報告書として理事長に報告し、人事委員会において決定している。

しかし、小規模大学であるので、一つの部署に特定の職員を長期間配置しなければならないこともあり、このことが課題となっている。今後は、能力判定や評価について客観的に判断できる人事評価制度の導入も必要であると考えます。

事務職員が行う業務については、年々その職務の専門性の高度化が求められ、事務職員の自己研修を含めた研修が必要となっている。そこで、業務の中心部分を専任職員が行い、補助的業務は非常勤職員や派遣職員で対応できるように業務分担の見直しを図っている。

FD・SD活動として毎年度法人全体で開催している「安城学園報告討論会」では、令和5（2023）年度は6月に行った。当該年度のテーマは、本学の重要な教育活動として位置づけている「リーディングスキルテスト（RST）」への取り組みについてとし、外部講師を招いて実施した。この研修会は原則全員参加としている。【資料4-3-5】。

また、令和4（2022）年度の安城学園報告討論会では、大学・短大事務職員及び法人事務職員を対象とし、業務上の課題として挙げられていた業務改善に向けたSD研修会を実施した。ここでは、地元大企業であるトヨタ自動車グループ傘下企業の「豊田鉄工(株)」から外部講師を招いて実践的な研修を行い、これ以降、「業務のみえる化」など「トヨタのカイゼン」を参考に通常業務に取り組むこととしている【資料4-3-6】。

また、令和5（2023）年度のFD・SDに関する研修会として、9月に大学・短期大学全教職員を対象としたハラスメント研修会、年度末の3月には、各分掌からの自己点検・評価報告会としての「総括会議」を開催した。この総括会議の開催により、各分掌が取組んだ事業、それぞれが抱えている問題と課題を教職員で共有する機会としている【資料4-3-7】。

その他、外部団体主催である愛知県私大事務局長会研修会、日本私立大学協会や文部科学省が行う研修会等に必要に応じて参加させ、職員の知識と能力・技術がスキルアップできるように取り組んでいる。

【資料4-3-1】 安城学園事務局構成図

【資料4-3-2】 勤務規程

【資料4-3-3】 大学・短期大学人事委員会規程

【資料4-3-4】 大学教育職員資格審査委員会規程、愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則

【資料4-3-5】 令和5（2023）年度学園報告討論会資料

【資料4-3-6】 令和4（2022）年度学園報告討論会資料

【資料4-3-7】 令和5（2023）年度FD・SD研修会実施資料

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の職員として、全員が一定水準の資質と能力を身に付ける必要がある。教育職員は、教授法、教育方法のスキルをアップするためのFD研修を企画し、教育効果を上げるための取り組みをしている。事務職員の場合は、経験年数に対応した能力の向上が求められている。日常の基礎的な事務処理能力だけでなく、各職階・管理者層に求められる専門的能力とマネジメント能力の育成、特に企画力・プレゼン能力の育成等、経験年数も考慮した体

系的で組織的な研修プログラムをSD委員会、FD委員会にて準備し、今後実施していく。

今後は、内部質保証システムの構築に向けて、教育の質だけでなく管理運営の質を保証していくために大学の専門職スタッフとしての能力の育成に向けて、各分野の専門的な研修を、初任者研修・中堅研修・ベテラン研修と併せて、系統的・組織的に実施していく予定である。

また、本学の職員については、建学の精神だけでなく、社会人基礎力・pisa型学力を業務遂行の上で発揮できるための育成が喫緊の課題である。

今後、教職協働を推し進めるためにSD・FD活動の実施を積極的に推進していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

「基準項目4-4を満たしている。」

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

本学の施設及び研究環境の整備については、事務局総務課管理が中心になり、施設の点検・整備・管理を行っている。

施設・設備については、法人本部・各設置校から担当者を出し、各設置校の要望や将来構想等を検討し、学園全体の「施設・設備の整備計画」（中期）を作成し、整備順位を決め整備している。各設置校が行う施設・設備の整備は、事務局の総務課管理が各学科・各分掌の要望を聞き、整備計画としてまとめた事業計画案に基づき、整備している。この様に、校舎・施設・機器備品の充実・維持管理は意見を聞き、優先順位を決めて、研究環境の整備と運営・管理に努めている。

専任教員には、十分な面積を有し空調環境が整った研究室を与え、毎週土曜日を含み2日を限度として、学外で研究活動をする事が出来る研究日を設けている。また、教員の研究室の配置は、実験系教員は実験室が利用しやすいように関連の実験室近くに配置している。非実験系教員の研究室は演習室に付設、あるいは、関連施設が利用しやすいような配置としている。実験室・演習室は学生のゼミナールや卒業研究の指導にも使用している【資料4-4-1】。

図書館は研究支援施設として、図書館相互貸借(ILL)や、ネットワークを利用して各種のデータベース、学術雑誌、電子情報等への効率的な整備とサービスの提供を行っている。

今後は、情報通信技術(ICT)の活用強化及び充実に向け努めて行きたい。令和6(2024)年4月から、新入生が一人1台のノートパソコン必携とすることとしたため、教員にも同機種のノートパソコンが付与された。これにより、研究室だけではなく学内各所でWi-Fiを利用して研究活動も行えるようになり、研究面での機動力も高めることが可能となった。

以上のように、研究環境にも研究環境の安全性及び機能面についても点検し、改善をし

ながら適切な運営を行っている。

【資料 4-4-1 構内配置図】

4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、研究活動の健全な発展を阻害しかねない事態を生み出しており、本学も研究不正の防止の為に厳格に取り組んでいるところである。

本学の研究倫理の確立と厳正な運用については、「愛知学泉大学紀要投稿・執筆要項」【資料 4-4-2】、「愛知学泉大学紀要投稿および編集に関する細則」【資料 4-4-3】、「愛知学泉大学における公的研究費の不正使用防止規程」【資料 4-4-4】、「愛知学泉大学受託研究取り扱い規程」【資料 4-4-5】、「愛知学泉大学研究倫理規程」【資料 4-4-6】を定め、研究者の責務及び行動規範を明示し不正行為の防止に努めている。また、大学の責務として、研究倫理意識を高め、不正行為防止の管理措置を取る事、不正行為が認められた場合に、調査委員会を設置し、適切に原因究明と説明責任を果たすことを明示している。

公的研究費不正使用の防止については、管理運営担当副学長を中心に総務課、教務課と連携し以下の点について情報交換を行って不正防止に取り組んでいる。

- ①公的研究費不正使用防止について、発生要因の把握と改善に関する事
- ②公的研究費不正使用防止について、規程の見直しと整備に関する事
- ③公的研究費不正使用防止計画の立案と管理について
- ④公的研究費に係る事務処理手続ルールの見直しについて
- ⑤教員・職員の意識向上及びルールの理解向上について
- ⑥その他、公的研究費不正使用について

公的研究費の取り扱いに関しては、「家政学部会議」にて説明をし、総務課に相談窓口を設け、研究費の適正な使用に努めている。

本学で行う研究活動が社会的規範に照らし適切な方法で実施され、社会からの信頼を確保する事を目的とし、研究活動に従事する全ての研究者の遵守すべき倫理基準を「愛知学泉大学研究倫理規定」として定め、倫理基準を明確にし、研究活動を行っている。

研究活動における不正行為の防止には、研究者一人ひとりの意識を高める事が重要であり、「愛知学泉大学研究倫理規定」や「愛知学泉大学における公的研究費の不正使用防止規程」の周知に努めており、不正使用に関する相談や、通報窓口への不正使用に関する報告等はなく適切に実施されている。

【資料 4-4-2】 愛知学泉大学紀要投稿・執筆要項

【資料 4-4-3】 愛知学泉大学紀要投稿および編集に関する細則

【資料 4-4-4】 愛知学泉大学における公的研究費の不正使用防止規程

【資料 4-4-5】 愛知学泉大学受託研究取り扱い規程

【資料 4-4-6】 愛知学泉大学研究倫理規程

4-4-③研究活動への資源の配分

各教員は研究費を効果的にかつ効率的に活用し、適正に管理し、研究成果を教育や社会に還元していくことが求められる。

そのための資源配分として、本学では個人研究費として、教員一人につき 30 万円を個人研究費予算として計上している。

この他に、愛知学泉大学の教育目標を実現する上で必要な教育又は教育研究に関する取組みの中で、特に優れた取組みを支援する学長裁量による GP 制度があり、個人は 10 万円、グループは 20 万円の研究支援をしている【資料 4-4-7】。

また、外部資金獲得のため、毎年度当初に科学研究費補助金への申請を促すよう周知を図っている【資料 4-4-8】。

【資料 4-4-7】 愛知学泉大学学内 GP 採択者一覧（過去 3 年間）

【資料 4-4-8】 科学研究費補助金採択者一覧（過去 3 年間）

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学における研究活動の基本は、本学の教育目標を実現する上で必要な教育に関する研究活動である。このタイプの研究活動を強力に推進していく必要がある。

また、本学では、いわゆる科学研究費等の競争的研究資金の獲得に向けてその応募数、採択数が少ない。今後、採択数を上げるよう取り組みをさらなる強化を図る。

さらに、企業(その他の公的機関)からの受託研究にも積極的に取り組んでいくための取り組みを推進する。

【基準 4 の自己評価】

本学における学長の権限と責任は、「学校法人安城学園管理規程」第 5 条に「学長は、校務を掌り、所属職員を総督する」と明確に定められている。また、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長を置き、その職務と役割も、同管理規程に明記されている。令和 6（2024）年 5 月現在、副学長は「質保証（教育）担当」及び「質保証（管理運営）担当」の 2 人を配置しており、管理運営担当副学長は、「事務局長に相当する職能を有する」として位置づけられている。

大学の意思決定及び教学マネジメントを行うための組織として、「管理運営者会議」「運営委員会」「教授会」「学部会議」の他、各分掌による各種委員会で構成され、大学の使命・目的に沿って適切に運営されている。また、教学マネジメントを遂行するために必要な教育職員、事務職員は、基準等を満たした上で適切に配置し、その役割を明確にしている。

本学では、学校法人全体の職員を対象とした FD・SD 研修会である「安城学園報告討論会」を毎年度実施するなど、職員の資質・能力向上に向けた組織的な研修を行っている。

研究活動においても、個人研究費の他に「愛知学泉大学・愛知学泉短期大学学内 GP」への申請、外部資金獲得のため、科学研究費助成事業への啓蒙活動など、研究支援活動を行っている。

一方で、近年話題となることが多い、研究不正行為や不誠実な研究活動を防ぐために「愛知学泉大学研究倫理規程」等を定め、研究費執行に関連して厳格に対応する体制を構築している。

以上により、「基準4」を満たしていると判断する。

基準5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①経営の規律と誠実性の維持

愛知学泉大学を設置する学校法人安城学園は、組織倫理に関する事項を「学校法人安城学園寄附行為（以下「寄附行為」という）」をはじめ、規程等に定め、これに則り適切に事業を運営している【資料5-1-1】。

「寄附行為」は、本法人の「建学の理念」、「建学の精神」を明記するとともに本法人の目的を定め、目的の実現のための行動指針として、「安城学園教職員憲章」に従って行動し、教育基本法・学校教育法・私立学校法をはじめとする関係法令に従って行動することを定めている。本法人はすべての教職員が「学校法人安城学園寄附行為」、「安城学園教職員憲章」等、本法人の根本原則に基づいて日常業務に取り組んでいる【資料5-1-2】。

本法人は、「学校法人安城学園勤務規程」をはじめとする就業規則、「学校法人安城学園管理規程」、「学校法人安城学園文書取扱規程」をはじめ、経営の規律と誠実性を維持するのに必要な規程を整備している。一方、経営の規律と誠実性を維持していく上で、また、学校法人を取り巻く環境の変化に伴い、規定事項の一部を見直す時期を迎えていると考えている【資料5-1-3】【資料5-1-4】【資料5-1-5】。

本法人は、令和2（2020）年度に「学校法人安城学園ガバナンス・コード」を制定し、学校法人の運営上の基本を示し、自らガバナンスのあり方を律することとしている。本法人のガバナンスの状況の点検は、令和4（2022）年度から実施している。この点検結果は、本法人のホームページに公表している【資料5-1-6】【資料5-1-7】。

情報の公表については、法令等に基づき適切に行っている。寄附行為第44条及び私立学校法第47条の定めに基づき財産目録等を作成し、これを事務所に備え置くとともに請求があったときは閲覧に供している。また、寄附行為第45条及び私立学校法第63条の2の定めに基づく事項は本法人のホームページに公表している。また、学校教育法施行規則第172条の2の定めに基づき、大学の教育研究活動等の取組及び成果を大学のホームページに公表している。このほか、教育職員免許法施行規則第22条の6における指定事項は大学のホームページに公表している【資料5-1-8】。

大学の設置、運営に関連する法令の遵守については、学則及び各種規程並びに、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、教育職員免許法施行規則等、関係法令を遵守し運営している。文部科学省等の通達・連絡・依頼事項等は、理事会、大学・短期大学管理運営者会議、運営委員会において周知し、適切に対応している。すべての教職員が関連規程に則り適切に業務を行う事が出来るように、学内諸規程を学内ネットワーク上に

掲示している。個人情報の保護については、「個人情報の保護と活用に関する規程」に従い、適正な個人情報の管理と保護を行っている。また「学校法人安城学園組織情報の保護と利用に関する規程」、「学校法人安城学園公益通報者保護に関する規程」等を定め誠実性を維持している【資料 5-1-9】 【資料 5-1-10】 【資料 5-1-11】。

本法人の非常勤の役員は、企業経営者や弁護士を選任している。専門的な知識と経験を有する学内外の役員により本法人の経営の規律性、誠実性を担保出来る組織で経営・運営を行っている。このように、本法人は、寄附行為に定める目的の実現に向けて、教育基本法、学校教育法、私立学校法及び就業規則、その他関係法令を遵守した運営を行い、堅実に誠実な経営を行っている。

- 【資料 5-1-1】 学校法人安城学園寄附行為
- 【資料 5-1-2】 安城学園教職員憲章
- 【資料 5-1-3】 学校法人安城学園勤務規程
- 【資料 5-1-4】 学校法人安城学園管理規程
- 【資料 5-1-5】 学校法人安城学園文書取扱規程
- 【資料 5-1-6】 学校法人安城学園ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-7】 学校法人安城学園ガバナンス・コード適合状況
- 【資料 5-1-8】 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する情報
- 【資料 5-1-9】 個人情報の保護と活用に関する規程
- 【資料 5-1-10】 学校法人安城学園組織情報の保護と利用に関する規程
- 【資料 5-1-11】 学校法人安城学園公益通報者保護に関する規程

5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為第 3 条に定める本法人の目的を受け、本学の使命・目的を定めている。本学の使命・目的及び教育目的は学則第 1 条に「本学の目的は、「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成する事によって、地域と国際社会に貢献することである」と明記しており、建学の理念及び建学の精神に立脚した教育方針として、継続的に取り組んでいる。

本法人は令和 4 (2022) 年度に「第三期経営改善計画」を策定している。これに基づき、法人及び各設置校は事業計画を作成し経営・運営を行っている。毎年度の事業は、10 月に各設置校、各分掌単位における実施状況の点検を行い、中間事業報告として報告書を作成している。年度末には、1 年間の事業実施状況を点検し課題、改善点を明確にし、当年度の事業報告書としてまとめている。実施年度の課題や改善点は、次年度の事業計画に解決すべき課題及び改善を要する事項として反映している。

このように、事業計画を作り (P) 実施をし (D) 点検をし (C) 次年度の事業計画で改善 (A) させ、PDCA を実効させ、本学の使命・目的の実現に向けて改善をしながら継続的な努力をしている【資料 5-1-12】。

- 【資料 5-1-12】 第三期経営改善計画

5-1-③環境保全、人権、安全への配慮

本学では、地球環境保全に配慮した省エネルギーや省資源対策に積極的に取り組んでいる。具体的には、平成 24 (2012) 年度に「学校法人安城学園におけるエネルギー使用の合理化に関する規程」を定め、エネルギー管理の適切化に努めている。節電については、デマンドによるコントロールやエアコンの集中コントロールによる取り組みを行っている。また、施設の照明の LED 化により省エネに取り組んでいる【資料 5-1-13】。

平成 30 (2018) 年度に大学及び短期大学の施設のうち、耐震性に問題のある校舎 (旧 3 号館) を撤去し、新しく校舎 (6 号館) を建設している。

この施設整備により、本法人が保有する建物のうち、耐震化状況の公表の対象となる建物の耐震化率は 100%となった。

また、吊り天井等の落下防止対策及びその他の非構造部材の耐震対策状況についても、高さ 6m を超える又は面積が 200 m² を超える屋内運動場等の全ての施設について耐震対策を完了している。以上の状況は、本法人のホームページに公表している【資料 5-1-14】。

人権については、教職員・学生をはじめとする本法人を取り巻くすべての人が、個人としての尊厳と人権が尊重され、ハラスメントのない職場・学修環境を確保することを目的として、「学校法人安城学園ハラスメント防止規程」を定めている。本学のハラスメントにかかる相談窓口はハラスメント委員が担当している。令和 5 (2023) 年度は、掲示による啓発、管理運営にあたる職員を対象とする研修を実施し、ハラスメントの防止に努めている【資料 5-1-15】。

安全への配慮については、「学校法人安城学園安全衛生管理規程」、「学校法人安城学園ストレスチェック制度実施規程」を定め、教職員の安全・健康の確保及びストレスのない快適な職場環境の形成を促進している。また、「学校法人安城学園危機管理規程」を定めて、自然災害、火災、重大な感染症の対応等が適切に出来るよう配慮している【資料 5-1-16】 【資料 5-1-17】 【資料 5-1-18】。

本学は、避難訓練実施要項に基づき、全教職員・学生による消火訓練や避難訓練を実施し、予防及び被害を最小限度にとどめることができるよう取り組んでいる【資料 5-1-19】 【資料 5-1-20】。

- 【資料 5-1-13】 学校法人安城学園におけるエネルギー使用の合理化に関する規程
- 【資料 5-1-14】 校舎等の耐震化率について
- 【資料 5-1-15】 学校法人安城学園ハラスメント防止規程
- 【資料 5-1-16】 学校法人安城学園安全衛生管理規程
- 【資料 5-1-17】 学校法人安城学園ストレスチェック制度実施規程
- 【資料 5-1-18】 学校法人安城学園危機管理規程
- 【資料 5-1-19】 防災訓練実施要項
- 【資料 5-1-20】 消火訓練・避難訓練点呼表

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

学校法人安城学園の教職員全てが、日常業務を「学校法人安城学園寄附行為」、「学校法人安城学園教職員憲章」をはじめとする本法人の根本原則に基づいて推進することがで

きるための人材育成が必要である。

「学校法人安城学園管理規程」、「学校法人安城学園文書取扱規程」等、経営の規律と誠実性を維持する上で必要な規程については、私立学校を取り巻く環境の変化に伴い、規定事項を見直す時期を迎えている。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学を設置する本法人は寄附行為に基づき、理事会・評議員会を定期に開催し、本法人の使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備している【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】。

本法人は、「学校法人安城学園ガバナンス・コード」を令和 2（2020）年度に制定し、本法人の自律的なガバナンス体制の確立に向けて、理事会のあるべき機能を示し、これを充実すべきとしている。また、令和 5（2023）年度は、令和 4（2022）年度に引き続きガバナンス・コードの適合状況の点検を実施している。この点検結果は、本法人のホームページに公表している【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】。

理事会は 3 月、5 月、8 月、11 月の年 4 回対面にて開催している。理事会は、重要な規定の制定・改正・施行について決議を行っている。理事の選任は寄附行為第 11 条の規定に基づき、適切に運用している。3 月の理事会は、翌年度の中期的計画案、事業計画案及び予算案等の重要事項を審議している。5 月の理事会では、前年度の事業報告案及び決算案について審議し、監事から前年度の監査報告が行われる。8 月の理事会は、当年度の事業計画の進捗状況を点検・評価し改善が有れば改善できるように対応している。11 月の理事会は主に補正予算案について審議している。

中期的計画案、事業計画案、及び予算案については、3 月の理事会開催前に「評議員会」に諮問している。補正予算案についても「評議員会」に諮問を行った後、理事会で決定している。事業報告案と決算案については、5 月の理事会で審議し、承認されたものを評議員会に報告している。

本法人は、寄附行為第 26 条に定めるとおり常任理事をもって構成する常任理事会を置いている。常任理事会は、毎月 1 回これを開催し、理事会から委任された事項の決議を行っている。また、常任理事会とは別に、同じく常任理事で構成する理事懇談会がある【資料 5-2-5】。

理事懇談会は毎月 1 回これを行い、私学を取り巻く現状や本学の現状及び課題を共有し、これらに対する理解を深めている。

このように、「理事会」が本法人の目的の達成に向けた適切な意思決定が可能な体制を整備している。

- 【資料 5-2-1】 理事会の開催状況
- 【資料 5-2-2】 評議員会の開催状況
- 【資料 5-2-3】 学校法人安城学園ガバナンス・コード
- 【資料 5-2-4】 学校法人安城学園ガバナンス・コード適合状況
- 【資料 5-2-5】 常任理事会議事録

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会の行う最大の意思決定は、本法人及び各設置校の目的の達成に向けた事業計画及び予算の策定である。今後、益々厳しくなる私立学校を取り巻く社会環境の中で、本法人及び各設置校の目的の達成に向けて意思決定ができる体制の強化及び機能の強化を図って行く。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人の最高意思決定機関は理事会である。理事 12 人の内 3 人が学外理事、9 人が学内の常任理事である。令和 5（2023）年度の常任理事の構成は理事長（大学学長）、短期大学学長、質保証（管理運営）担当副学長（大学事務局長）、質保証（教育）担当副学長（家政学部長）、安城学園高等学校学校長、岡崎城西高等学校学校長、岡崎城西高等学校事務長、愛知学泉大学附属幼稚園園長、法人事務局長である【資料 5-3-1】。

理事会及び常任理事会に参画する大学関係者は大学学長、質保証（管理運営）担当副学長（大学事務局長）、質保証（教育）担当副学長（家政学部長）である。参画する大学関係者は、大学の教学部門の課題や管理運営に関する課題について報告・説明し、意思決定に関与している【資料 5-3-2】。

常任理事会とは別に、理事懇談会を毎月 1 回開催し、私学を取り巻く現状や本学の現状や取り組みについて、情報の共有と理解を深めている。

理事会及び常任理事会の決定事項は、設置校にて報告を行い、設置校の運営に反映させている。また、理事会の方針に基づいて大学を運営し、法人と大学の運営についての意思決定がスムーズに行えるように理事長を構成員にした「大学・短期大学管理運営者会議」を毎月 1 回定例開催し、意思決定の円滑化ができています。

【資料 5-3-1】 理事会議事録

【資料 5-3-2】 常任理事会議事録

【資料 5-3-3】 理事懇談会議題

【資料 5-3-4】 大学・短期大学管理運営者会議議事録

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは、以下のように機能をしている。

監事の選任は寄附行為第10条及び寄附行為第12条の規定に基づき適切に行われている。令和5（2023）年度の監事は非常勤監事として2人である。監事は理事会及び評議員会に出席し、法人業務、財務状況、及び理事の業務執行状況について意見を述べている。また、大学の各分掌の事業報告書（各分掌自己点検評価書）を基に教学監査を実施している【資料 5-3-5】。

評議員の選任は寄附行為第32条の規定に基づき適切に行われている。評議員会の諮問事項は寄附行為第30条に規定している。評議員会は年6回定期に開催し、本法人の重要な事項を諮問し、諮問機関としての役割を適切に果たしている【資料 5-3-6】。

評議員会の構成は、学外から選任される者、学内から選任される者のバランスがとれた構成となっている。学内から選任された評議員は、教学部門と事務部門及び各設置校の考え・意見を反映できる構成となっている【資料 5-3-7】。

また、法人と本学の管理運営機関のコミュニケーションによる意思決定の円滑化を図るため大学・短期大学管理運営者会議を設置している。

理事長は大学・短期大学管理運営者会議を毎月1回定期的に開催し、大学・短期大学における諸問題について協議し意見を調整している。会議の構成員は理事長、大学学長、大学副学長、短期大学学長、短期大学副学長、大学学部長、事務局長、事務長である。構成員相互が、情報の共有と現状把握に努め、法人と大学の業務遂行に関して相互にチェックし理解を深め、ガバナンス維持に努めている。

平成27（2015）年度に学則を見直し、大学・短期大学共通議題については、合同で協議出来るように改善を図った。また、学部教授会を大学教授会に統一し大学として共通理解を深め、協働出来るようにした。このように点検と改善を行いながら運営をしている。

【資料 5-3-5】 理事会の開催状況

【資料 5-3-6】 評議員会の開催状況

【資料 5-3-7】 学校法人安城学園役員・評議員等名簿

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

法人及び法人の各管理機関が行う意思決定、大学及び大学の各管理機関が行う意思決定等については、意思決定の質を高める為の改善に取り組んでいるところである。

法人及び法人の各管理機関と大学及び大学の各管理運営機関との相互チェックの機能性についても相互チェックの機能性の質を高めることを課題としている。

理事会機能、評議員会機能、監事機能、常任理事会機能、管理運営者会議機能等々法人及び大学の管理運営機能の質を高めるための取り組みを積極的に行っていく必要がある。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 5 年間を計画期間とする「第三期経営改善計画」に基づき、毎年度の事業計画及び予算を関係部門の意向を集約して編成し、理事会において決定している【資料 5-4-1】。

「学校法人安城学園予算執行規程」に基づき、法人は、理事会において決定した予算を各部門に配付するとともに、理事会で決定した事業計画の進捗管理を行っている。

第三期経営改善計画における財務に関する目標は、「本法人の持続可能性を担保できる財務体質の基盤を再構築する。人件費（支出）と人件費以外の経費（支出）の帰属収入（事業活動収入）に占める割合が 90%を超えないような財務体質の基盤を再構築する」としている【資料 5-4-2】。

令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度にかけての法人全体の経常収支の状況は、令和元（2019）年度及び令和 2（2020）年度において支出超過であり、令和 3（2021）年度に収入超過に転じ、以降の年度において収入超過を維持している。

一方、大学の経常収支の状況は令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度にかけて支出超過の状況が続いている。

経常収支差額の状況
千円)

(単位 :

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
法人全体	△667, 185	△379, 925	△187, 787	99, 788	272, 670
大学	△690, 323	△641, 529	△610, 486	△232, 729	△185, 407

令和 5（2023）年度の決算における法人全体の経常収支差額は 272,670 千円となり、令和 4（2022）年度に引き続き収入超過となっている。一方、第三期経営改善計画の財務に関する目標はである経常収支比率 90%以下である。令和 5（2023）年度の法人全体の経常収支比率は 95%であり、同目標を 5pt 超過することとなった【資料 5-4-3】。

一方、令和 5（2023）年度の大学の経常収支は 185,407 千円の支出超過となった。令和 4（2022）年度の経常収支は 232,729 千円の支出超過に対して 47,322 千円収支改善となった。また、令和 5（2023）年度の大学の経常収支比率は 119%であった。令和 4（2022）年度の大学の経常収支比率は 128%に対して 9pt の改善となった。しかし、経営改善計画の財務に関する目標（90%以下）に対して 29pt 超過することとなった【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】

【資料 5-4-6】。

大学の支出超過が続いている状況は、大学の収容定員が未充足であることが主な要因である。令和 5（2023）年度現在、我が国は 18 歳人口の大幅な減少局面を迎えた。第三期経営改善計画の計画最終年度である令和 8（2026）年度までに本法人及び大学の経常収支比率が恒常的に 90%以下を持続することの実現に向けて更なる収支改善、より具体的な方策に取り組む必要がある。

第三期経営改善計画における財務に関する目標を達成するためには収容定員を充足することである。すなわち、学園全体の学生・生徒・園児が恒常的に年度末月において 5,200 名在籍していることである。令和 5（2023）年度の学園全体の学生・生徒・園児数の状況は、4 月の 5,249 名に対して、年度末の 3 月は 76 人減の 5,173 名であった。したがって、令和 5（2023）年度は学生・生徒・園児数に関する目標の達成には至っていない。

なお、本法人が所在する三河地方の各自治体における出生数の減少が近年顕著になっている。少子化という構造的な問題への対応にあたり、本法人は大学をはじめ、設置する学校の規模の適正化を検討している。

また、持続可能性を担保できる財政基盤の確立に向けて、学園全体の収容定員と学園全体の専任教職員数及び事務職員数のバランスを図っている。

【資料 5-4-1】 理事会議事録

【資料 5-4-2】 第三期経営改善計画

【資料 5-4-3】 令和 5（2023）年度学校法人安城学園事業報告書

【資料 5-4-4】 令和 5（2023）年度資金収支計算書

【資料 5-4-5】 令和 5（2023）年度事業活動収支計算書

【資料 5-4-6】 令和 5（2023）年度貸借対照表

5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人が安定した財務基盤を確立するためには、「第三期経営改善計画」に基づく、各部門の事業計画における設定課題及び設定する数値目標の達成度を向上することが第一と考えている。少子高齢化の進行する中、令和 8（2026）年度までに学園全体の学生・生徒・園児が年度末において恒常的に 5,200 名を超えて在籍していることを実現するには経営改善計画に掲げる教育に関する目標及び管理運営に関する目標を達成することが不可欠である【資料 5-4-7】。

この目標達成に必要な取り組みを年度ごとの各設置校の事業計画に反映し、各年度の目標達成度を厳正に進捗管理すること、これと併せて専任教職員数及び専任教職員一人当たりの人件費の適正管理、人件費以外の経費に関するコストの適正管理と計画・実施していくことが、安定した財務基盤の確立につながると考えている。

一方、大学は「科学研究費」等の「競争的研究費」をはじめ、「受託事業」などによる、外部資金の導により安定した財務基盤の確立を図っている。

資産の管理・運用に関する規程は、「学校法人安城学園資金運用規程」、「学校法人安城学園資金運用委員会規程」を整備している。資産の管理は銀行の普通預金が中心である。満期がなくリスクの高い投資信託等は保有していない【資料 5-4-8】 【資料 5-4-9】。

- 【資料 5-4-7】 第三期経営改善計画
- 【資料 5-4-8】 学校法人安城学園資産運用規程
- 【資料 5-4-9】 学校法人安城学園資金運用規程

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

大学・短期大学をはじめとする各高等学校・各幼稚園の収容定員充足率 100%を実現し、それを継続維持するために必要な取り組みは、経営改善計画において確認することができる。

教職員は、中期計画に基づく各年度の事業計画において、具体的な達成目標を設定し、その実現に向けて法人全体が一丸となって事業に取り組むための仕組みづくりが 5-4 の改善・向上方策といえる。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-①会計処理の適正な実施

本法人会計処理は、「学校法人会計基準」を遵守し、「学校法人安城学園経理規程」、「学校法人安城学園予算編成規程」、「学校法人安城学園予算執行規程」、「学校法人安城学園固定資産管理規程」等、会計処理に関連する定めに基づき適正に実施している【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】。

理事会において承認された予算の執行は、「学校法人安城学園予算執行規程」に基づき、適正に実施している。また、本学は全学共通の予算執行システムを整備し、日々の教育研究活動及び管理運営活動にかかる会計処理を適正且つ効率的に実施している。

寄附行為第 41 条に基づき、予算の補正は、評議員会への諮問の後、理事会において議決している【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】。

一方、近年の決算において、経常的な支出にあたる大科目（人件費、教育研究経費及び管理経費）において、予算額と決算額に乖離が生じている。これについては、令和 6 (2024) 年度以降の決算において、同様の乖離が生じることのなきよう予算執行を管理する。

- 【資料 5-5-1】 学校法人安城学園経理規程
- 【資料 5-5-2】 学校法人安城学園予算編成規程
- 【資料 5-5-3】 学校法人安城学園予算執行規程
- 【資料 5-5-4】 学校法人安城学園固定資産管理規程
- 【資料 5-5-5】 理事会議事録

【資料 5-5-6】 評議員会議事録

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

監査法人による会計監査は、監査計画に基づき、会計年度の本法人の内部統制の状況、業務プロセス及び情報システムの整備・運用状況の評価を実施する形で厳正に実施されている。

監事による監査は、令和 5（2023）年度監事監査計画書に基づき、法人の業務、法人の財産の状況、法人の理事の業務執行の状況について、厳正に行われている。本法人は、教学に関する業務監査は大学が事務局を担当し、管理運営にかかる業務、財産の状況、理事の業務執行の状況については、法人部門が事務局を担当し、監事による監査の支援体制を整備している。監事は、理事会及び評議員会に出席し、管理運営にかかる業務監査を厳正に実施している。業務監査にあたっては、各部門の事業計画の進捗報告、及び業務プロセスの点検・見直しの進捗報告の確認に基づき、監事は業務上の問題点等について指導・助言を行っている【資料 5-5-7】 【資料 5-5-8】。

本法人は、内部監査部門を置いていない。本法人の内部統制の状況は、毎年度決算確定時期に監査法人、監事、及び本学理事者間において情報共有、及び意見交換を実施している。

【資料 5-5-7】 令和 5（2023）年度監事監査計画書

【資料 5-5-8】 令和 5（2023）年度監事監査報告書

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、理事をはじめとする管理職の経理に関する規定の周知徹底及び会計に関する基礎知識・基礎技能の底上げが必要である。

時代と社会が相当変化してきているので、法人の内部統制システム、各設置校の内部統制システムの再構築が必要な時期にきている。

会計処理については、全ての事務職員が身に付けるべき会計に関するリテラシーレベルの引き上げが課題である。

監事監査については、これまでに比べて監事の役割が変化してきている。監事監査の支援体制を更に強化し、監事監査の質の向上、効率化を達成することを課題と考えている。

【基準 5 の自己評価】

本法人の経営・管理は「寄附行為」及び諸規程に基づき最高意思決定機関である理事会のもと理事長を中心に運営されている。

大学学長はリーダーシップをもって教育研究活動及び管理運営活動の改革を推進している。大学は、質保証（教育研究）担当副学長及び質保証（管理運営）担当副学長を置き、大学学長を補佐している。これにより、大学の教育研究活動と管理運営活動の連携が保たれ、大学学長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。

経営改善計画における財務に関する目標の達成に向けて、少子化が進行する時代における設置する学校の適正規模の検討を行っている。個々の年度の事業計画に基づく予算は経

常収支比率が90%を超えることがないよう編成している。予算執行規程に基づく予算執行は、支出超過等の予算額と執行額に乖離が生じることのないよう、月次で開催される学園事務会議において設置する学校それぞれの事務局の長から状況が報告され、設置校間の情報共有を果たしている。

会計は「学校法人会計基準」、「学校法人安城学園経理規程」等に則り監査法人の監査指導のもと適正な会計処理の向上に努めている。

以上のことから「基準5」を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の自己点検評価活動については、学則第 7 条に「本学の教育活動・教育に関する研究活動、管理運営活動、財務活動等の水準の維持・向上を図るため、自己点検・自己評価活動を恒常的・組織的に行う。」と定めている【資料 6-1-1】。

内部質保証のための組織・責任体制の見直しを令和 3（2021）年度に行い「愛知学泉大学内部質保証の方針」を作成した【資料 6-1-2】。この方針により内部質保証の為の基本的な考え方、組織及び体制、PDCA サイクルの運用プロセスを明確にした。

令和 4（2022）年度には、内部質保証の推進に責任を負う組織を「愛知学泉大学自己点検評価委員会」から「愛知学泉大学内部質保証委員会」に変更した【資料 6-1-3】。委員会は大学・学部の自己点検・評価の実施に関する事業、検証に関する事業、大学・学部等の改善に関する事業、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価に関する事業等に取り組んでいる。

また、「外部評価委員会」を設置し、自己点検評価の結果を客観的に検証する取り組みを実施している【資料 6-1-4】。

本学の内部質保証の取り組みは、各教員、各分掌、各学科等が事業計画に基づき事業を実施し点検、評価を行っている。「内部質保証委員会」は、各教員、各分掌、各学科等が行う自己点検・評価報告書を点検・検証し、全学における教育研究活動について改善等の助言を行う。各教員、各分掌、各学科等は、指導助言を受け、次年度の事業計画を改善し取り組んでいる【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】。

また、令和 4（2022）年度より自己点検・評価の結果を客観的に検証するために、「外部評価委員会」による外部評価を実施している。

このように、本学は「内部質保証委員会」が、全学的な自己点検評価活動を展開し PDCA を機能させる事によって、内部質保証体制を構築している。

具体的には、令和 4（2022）年度の実施状況を自己点検評価し問題や課題を明確にした。令和 5（2023）年度の事業計画は、令和 4（2022）年度の点検の結果から明らかになった課題解決目標を入れ作成した。また、事業計画は目標の数値化をし、事業の見える化をした。10 月には、各分掌・各委員会等は中間の自己点検・評価を行った。

「内部質保証委員会」は、各分掌・各委員会等の中間自己点検・評価報告を受け、改善等必要があるものは助言をしている。

令和 5（2023）年度末には、各分掌・各委員会等が自己点検・評価を行い、結果を 3 月 12 日「総括会議」で報告した。「総括会議」では、各分掌の現状と問題、課題を教職員全

体で共有し改善を進めている【資料 6-1-7】。

「外部評価委員会」は、本学の自己点検・評価報告書の検証と評価を行い、その結果を内部質保証委員会へ報告している【資料 6-1-8】。このように、本学の教育・研究及び運営等の自己点検・評価活動は「内部質保証委員会」が中心となり、組織的、定期的に行っている。今後も自己点検・評価活動の結果を踏まえて、内部質保証のための組織の整備、責任体制等の改善・改革を恒常的・継続的に推進し、内部質保証に取り組んでいきたい。

- 【資料 6-1-1】 愛知学泉大学学則 第 7 条第 2 項
- 【資料 6-1-2】 愛知学泉大学 内部質保証の方針
- 【資料 6-1-3】 内部質保証委員会規程
- 【資料 6-1-4】 外部評価委員会規程
- 【資料 6-1-5】 令和 5（2023）年度 分掌等自己点検・評価報告書
- 【資料 6-1-6】 令和 6（2024）年度 事業計画書
- 【資料 6-1-7】 令和 5（2023）年度 総括会議資料
- 【資料 6-1-8】 外部評価委員会 報告書

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、内部質保証の取り組みを強化するために、令和 3（2021）年度に、内部質保証のための組織・責任体制の見直しを行った。新たに「愛知学泉大学内部質保証の方針」を作成し、内部質保証のための基本的な考えや行動を明確にした。

令和 4（2022）年度より「内部質保証委員会」が全学的な自己点検・評価活動の中心となり、PDCA サイクルの運用プロセスを明確にし、内部質保証の取り組みを強化推進するための改善に取り組んだ。

「外部評価委員会」を導入し、本学の自己点検・評価結果について客観性が担保出来るよう改善した。

今後も自己点検・評価活動の結果を踏まえて、内部質保証のための組織の整備、責任体制等の改善・改革を恒常的・継続的に推進し内部質保証に取り組んでいきたい。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、本学の目的を実現するために、自己点検・評価活動を不断に行っている。

この活動は、「教育の質」だけでなく「管理運営の質」「財務の質」の改善についても取り組んでいる。

令和 4 (2022) 年度から「愛知学泉大学内部質保証の方針」に基づき、内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする「内部質保証委員会」を置き、自己点検・評価の実施方針及び計画を策定し実施している。

学部・学科・各委員会・各分掌等は、事業計画に基づきそれぞれの活動を行っている。活動結果について点検・評価を行い、自己点検・評価報告書を作成し「内部質保証委員会」へ報告している。「内部質保証委員会」は、分掌等から出された自己点検・評価報告書の検証を行っている。

「内部質保証委員会」は、各分掌・各委員会等の自己点検・評価報告書を基にし、全学的な観点から大学の自己点検・評価を行い、大学の自己点検・評価報告書を作成している【資料 6-2-1】。また、「外部評価委員会」は大学の自己点検・評価報告書の検証を行い、「内部質保証委員会」に対して助言を行っている。

さらに、大学の自己点検・評価については、監事による教学監査を受けている。令和 5 (2023) 年度の教学監査はすべて適切との監査結果であった【資料 6-2-2】。

「内部質保証委員会」は、大学の自己点検・評価報告書、各委員会等の自己点検・評価の検証結果及び「外部評価委員会」の助言を、「大学管理運営者会議」を経て、理事会に報告している。

理事会は、大学の自己点検・評価報告書を確認し必要がある場合は、大学に対して助言や改善指示を行う事としている。

毎月の各分掌・各委員会等の取り組みは、「大学管理運営者会議」「運営委員会」「連絡会議」において、事業の進捗状況の報告が行われる【資料 6-2-3】。これにより、各事業が計画通り行われているか全教職員が実施状況を共有することができている。

「大学管理運営者会議」「運営委員会」学部・学科、各委員会、各分掌等は「内部質保証委員会」と連携しながら学内の改善・改革が出来る体制となっており、それぞれの自己点検・評価活動によって認識された課題は、大学全体で共有し、新たな年度に改善できる仕組みとなっている。

このように、内部質保証のための組織と責任体制の下、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。その結果を全教職員が共有し内部質保証に取り組んでいる。

【資料 6-2-1】 令和 4 (2022) 年度自己点検評価書

【資料 6-2-2】 令和 5 (2023) 年度監事監査結果

【資料 6-2-3】 令和 5 (2023) 年度運営委員会 6 月教務委員会報告書

6-2-2 IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

学校法人安城学園に IR 室を設置し、教育・研究の自己点検・評価に必要なデータの収集・分析を行っている【資料 6-2-4】。IR 室の調査・データ収集活動は以下のように行っている。

- ① 本法人における IR に基づいた計画立案、戦略策定及び意思決定に資する情報の提供。
- ② 三つのポリシーによる教学マネジメント、エンロールメント・マネジメント等の支援に関する事
- ③ 経営及び教育に関する情報収集・検証・分析
- ④ 情報の管理に必要なデータベースの構築・管理

このように IR 室では、教育の質保証及び高等教育政策に係る情報の収集・分析、本学の各種データの収集・分析、収集データの公開及び学内での活用等を行っている。

具体的には、大学学長、質保証（教育）担当副学長、質保証（管理運営）担当副学長、学部長、事務長等が活用する管理運営活動に関するデータ等、各分掌・学部・学科・委員会等が活用する教育活動に関するデータ等の収集・分析を行っている。

IR 室が収集し分析したデータは、必要に応じて「大学管理運営者会議」「運営委員会」「学部会議」等で活用している。

IR 室の大学専門部会として、FD 委員会を位置づけている。この事により、教学マネジメントに必要な情報の収集・分析をより高度により効率的に行えるように改善した。

本学は、IR 室と協力し調査・収集したデータを分析し、以下のように内部質保証に役立てている。

① 学修成果については、FD 委員会が主導して機関レベル・教育課程レベル・学科レベルで、各委員会と協働して査定を行っている。

② 個々の教員の授業レベルでは、FD 委員会がループリック形式による授業評価を実施している【資料 6-2-5】。FD 委員会は、学生の授業以外の学習時間・学生の授業に対する満足度調査結果を基に、授業改善を進めている【資料 6-2-6】。

学生の教員に対する授業改善要望等については、前期末・後期末に実施する「授業評価アンケート」で把握し、この結果に基づいて各教員が授業改善計画を提出し、改善を図っている【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】。

③ 教務委員会は、教育課程の編成・実施の方針に基づき、シラバスを定期的に点検して、教育内容の向上・充実に努めている。

具体的には、学修内容と到達目標、15 週にわたる各授業の到達レベルの基準、評価方法等について確認し、必要に応じて対象の教員に改善を求めている。

④ 就職委員会では、「卒業生就職アンケート」を実施し、本学学生の学修成果・業務能力・定着率等の調査を行っている【資料 6-2-9】。

このように、IR 室による本学の各種データの収集・分析、収集データの公開等、自己点検・評価等内部質保証に活用している。

【資料 6-2-4】 学校法人安城学園 IR 室規程

【資料 6-2-5】 「公開授業の取り組みの中で教員に対するループリック形式による授業評価」

【資料 6-2-6】 学生の授業以外の学習時間・学生の授業に対する満足度調査結果

【資料 6-2-7】 「授業評価アンケート」

【資料 6-2-8】 各教員が授業改善計画

【資料 6-2-9】 「卒業生就職アンケート」

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4（2022）年度から「愛知学泉大学内部質保証の方針」に基づき、学長を委員長とする「内部質保証委員会」を置き、自己点検・評価活動を階層的に進めてきた。

学部・学科・各委員会・各分掌等は、実施計画に基づき、活動を自己点検・評価し内部

質保証委員会へ報告している。

「内部質保証委員会」は、各分掌・各委員会等の自己点検・評価報告書を基にし、大学の自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書を作成している。

本学の自己点検・評価結果の妥当性と客観性を担保するため、「外部評価委員会」の検証及び評価を受けている。また、監事による教学監査も受けている。

結果については全教職員が実施状況を共有する仕組みがある。このように、令和3(2021)年度に内部質保証のための組織と責任体制を見直し、全体で自主的・自律的な自己点検・評価を行えるように改善し取り組んできた。

IR室の活動をさらに推進し、現状把握のための十分な調査・データ収集と分析を法人全体で連携しさらに進める。意思決定の支援となるデータ等の収集・分析・利用について、IR室と連携促進し、教学マネジメントを前進させて行きたい。

時代や社会の変化と共に、本学への期待や要請も刻々変化している。本学に何が求められ、それに応えるには何が必要か等の情報収集に努め、現在実施している各種アンケートや調査の継続、廃止を含めて検討し、より有効活用が出来るデータを蓄積していきたいと考えている。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、「内部質保証委員会」を中心に、階層的な自己点検・評価活動を行い PDCA サイクルの仕組みと機能性を有する自己点検・評価活動を行っている。

具体的には、以下のように、各分掌・学科・委員会が PDCA サイクルを活用し、内部質保証のための取り組みを進めている。

①各分掌・学部・学科・委員会等の取り組みは、前年度の点検により改善した事業計画により取り組んでいる。

②各分掌等の活動目標は、毎月の運営委員会で進捗状況を報告し、月毎に実施状況の確認と点検を行っている。

③10月に、前期（半期）の取り組みに対する中間の自己点検・評価を行い、前期の実施状況と課題及び問題点を明確にしている。そこで問題や課題があれば、後期の活動で計画を変更改善し取り組むこととしている【資料 6-3-1】。

④年度末に、1年間の活動を点検・評価し自己点検評価報告書としてまとめる。

⑤運営委員会で、各分掌等は自己点検・評価報告を行い、当年度の活動の課題や問題点を共有している。

⑥3月に「総括会議」を開催し、全教職員に対し1年間の自己点検・評価結果を報告している【資料6-3-2】。この事により、教職員全員が各取り組みの現状を把握し、問題や課題を共有する仕組みがある。

⑦自己点検・評価報告書は外部評価委員会に提出し、検証及び評価を受けている。大学は検証評価助言による改善の取り組みを進めている。

⑧自己点検・評価報告書は監事にも提出し、検証及び評価を受けている。検証・評価結果による改善点は直ちに改善に取り組んでいる。

⑨「内部質保証委員会」は、1年間の各階層の自己点検評価報告書により、改善すべき点があれば次年度の改善点として指示する。

このように内部質保証のため、各分掌等の自己点検・評価、大学の自己点検・評価を行い、外部評価委員、監事による客観的な点検・検証作業を行い、課題や改善点を明確にし次年度の事業計画に反映させている。

本学では、これらの取り組みにより、内部質保証のためのPDCAサイクルの仕組みが確立・機能しており、教育の質の保証・向上に繋がっていると判断している。

【資料6-3-1】 中間自己点検評価報告書(令和5(2023)年版)

【資料6-3-2】 総括会議資料(令和5(2023)年度版)

(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、内部質保証のための責任体制や取り組みについて、定期的に点検し改善に取り組んできている。

令和元(2019)年度には、監事による教育研究分野の監査を実施し、内部質保証の改善に取り組んだ。令和4(2022)年度からは、「外部評価委員会」を設置し、本学の自己点検・評価全体の外部評価を実施し、自己点検評価の客観性の維持と改善に取り組んでいる。

自己点検・評価に係る取り組みやアンケート調査等については、学内の教職員の意見や学生の就職先等の意見も反映させ、内容を改善しながら取り組んでいる。

本学の内部質保証のためのPDCAサイクルの仕組みと機能性は、以下のように確立している。

- ① 各分掌等は、前年度実施事業から課題を明確にし、事業計画案(Plan)を作成する。
- ② 事業計画の目標を達成するため全教職員で取り組む(Do)。
- ③ 事業計画における取り組み状況を客観的に評価できるように目標を数値化し、各分掌等はその実施状況を点検する(Check)。
- ④ 改善が求められる部分は改善し取り組む(Action)。10月の中間及び年度末に到達度を確認し、必要に応じて改善する。
- ⑤ このように課題や改善点を明確にし、次年度の事業計画案(Plan)を作成している。

今後は、自己点検・評価活動のPDCAサイクルの有効性を高めるために、目標の数値化、結果の見える化の改善に取り組んでいく。

[基準6の自己評価]

本学の自己点検・評価活動は、各分掌・学科・委員会等が事業計画の実施状況を点検・評価・改善する活動を基に、階層的に点検・評価活動を行っている。各分掌・学科・委員会等から提出された自己点検・評価報告書を基に、「管理運営者会議」「運営委員会」「学部会議」において、各活動の現状と課題を共有している。

「内部質保証委員会」は、各分掌等の自己点検・評価結果を基に、大学の自己点検・評価報告書としてまとめている。

このように、本学の自己点検・評価活動は、教職員全体で行う仕組みと体制があり、毎年度改善しながら実施している。また、現状把握のために必要な調査やデータ及び資料は、IR室と協働しデータの収集と分析、アンケート等を実施している。収集したデータは教職員共通のファイルで保管し、教職員がいつでも活用できるようにしている。

自己点検・評価報告書は、大学のホームページ上に公表し、製本した自己点検・評価報告書は教職員、図書館、関係機関等に配布し周知に努めている。

本学の自己点検評価におけるPDCAサイクルは、①目標の設定(Plan)：当該年度初期に事業計画を作成する(前年度からの継続実施事項、改善に向けた方策を含む)。②事業の実施(Do)：各分掌等において、目標達成のための活動を実施する。③10月に中間自己点検・評価報告書を作成し実施状況の確認をする(check)。(改善等あれば目標を修正し取り組む。)④年度末に自己点検・評価報告書を作成する(check)。⑤当該年度に達成できなかった事項を改善する(Action)。⑥次年度の事業計画に改善事項を加えて新たな事業計画案(Plan)を作成する。

本学は、PDCAサイクルを機能させた自己点検・評価活動を毎年繰り返し取り組んでいる。以上のことから、本学は「基準6」を満たしていると自己評価する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 自学・共学システム「学びの泉」の開発

A-1. 建学の精神・社会人基礎力・pisa 型学力を統合して地域で活躍できる人材を育成

(1) A-1 自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

A-1 (1) 建学の精神・社会人基礎力・pisa 型学力を統合して地域で活躍できる人材を育成

本学は、「愛知学泉大学『学びの泉』開発委員会規程」の下、本学の教育目標を実現する上で不可欠な社会人基礎力、建学の精神、pisa 型学力の育成と教育の質の向上を目的として自学・共学システム「学びの泉」の開発に取り組んでいる【資料 A-1-1】。

自学・共学システム「学びの泉」は、明治以来の学校教育モデル「知・徳・体」に「感：感性」と「行：行動」を加えた「智・徳・体・感・行」の 5 項目からなる教育モデルである。本学では「pisa 型学力（智性）」、「四大精神（徳性）」、「自然体（身体）」、「直観力（感性）」、「社会人基礎力（行動）」を鍛えるための学修行動に学生たちが主体的・能動的に取り組むことができる自学・共学システムの開発を進めている。その取り組みの状況を以下にあげる。

【学びの泉－社会人基礎力（行動）－】

①「自学・共学システム学びの泉『智性・徳性・身体・感性・行動』の 5 つをバランスよく鍛える 学泉ノート」（以下、学泉ノート）の改訂

学泉ノートは自学・共学システム「学びの泉」の基本を学生たちに理解させるためのテキストである。平成 23（2011）年度の初版発行以降、ほぼ毎年改訂を続けてきた。令和 5（2023）年度に発行した第 12 版では巻末に「学校法人安城学園用語集」を新たに加え、本学の教育目標及び自学・共学システム「学びの泉」に関する用語の定義を明示した。令和 6（2024）年度に発行した第 13 版では「pisa 型学力（智性）」の行動目標の内容を改め、セルフチェックの項目を追加した【資料 A-1-2】。

②教授法としての社会人基礎力

平成 29（2017）年度より科目別に「学生に求める社会人基礎力の能力要素の具体的行動事例」をシラバス上で提示し、成績評価の方法に学修態度を加え、社会人基礎力を活用する授業を全科目で展開している。また、平成 30（2018）年度から社会人基礎力（学修態度）の評価割合を成績評価全体の 10%とし、予習・本時・復習シート（もしくはそれに相当する教材）と評価ルーブリックの使用を継続している【資料 A-1-3】。

また、令和 5（2023）年度の授業評価アンケート結果（表 1）に示すように、教員は社会人基礎力を活用する授業展開及び学修内容の理解度を上げる取り組みを実施している。学生も予習復習に取り組んでいる。

表 1. 令和 5（2023）年度授業評価アンケート結果

対象科目：家政学部 科目数 前・後期計 343 科目（実施科目 329 科目）

（選択肢と得点レベル:5 強くそう思う 4 ややそう思う 3 どちらともいえない 2 あまりそう
 思わない 1 全くそう思わない）

質問項目	全体	ライフスタ イル学科	管理栄養学 科	こどもの生活 学科
①教員は、学生が社会人基礎力を活用できる授業を展開した。	4.12	3.97	4.35	4.08
②教員が作成した予習・本時・復習シートは、学修内容の理解に役立った。	4.06	3.89	4.28	4.03
③あなたは、予習・本時・復習シートに記載されている社会人基礎力の能力を発揮して、予習・復習に取り組んだ。	4.04	3.85	4.28	4.00

③社会人基礎力外部評価面談の実施

就職活動が始まる3年生を対象に、人事コンサルタントやキャリアカウンセラー等の専門家を外部評価委員として招き、社会人基礎力外部評価面談を年2回（中間・事後評価）実施している。この面談の目的は、学生が希望するビジョン（目指す就職先）を達成できるように支援することである。中間評価は7月、事後評価は1月に行い、外部評価委員は、知識・技能の修得と就職活動での社会人基礎力の発揮の仕方について学生にアドバイスしている。

面談ではビジョン達成状況を次の3項目より確認している。

1. 目指す職業のためにどんな知識・技能を修得していますか。また、どんな知識・技能が修得できていますか。
2. 大学生活で社会人基礎力をどのように活用していますか。
3. 就職活動にどのように社会人基礎力が活用できると考えていますか。

これらの項目についての対話から学生は内省を深めている。

面談後の学生アンケートでは、社会人基礎力を活用した知識・技能の修得、就職活動への取り組み方、社会貢献の考え方、自己成長に何が必要かなど明確になったと学生の90%以上（中間：91.5%/事後：92.1%）が効果的な面談であったと回答している。

【学びの泉—pisa型学力（智）—】

教授法としてのpisa型学力

本学は知識・技能の獲得、獲得した知識・技能の活用、知識・技能を活用した課題解決という3段階の学修を通してpisa型学力を育成することを目指している。pisa型学力の

涵養という目標は、各科目の授業内で展開されるにとどまらず、すべての科目において「獲得した知識・技能を活用した課題解決」の設問を期末試験（もしくはそれに相当する評価対象）に設定することによって、学生への定着を確認している。

また、「pisa 型学力を発揮させる教授法」をテーマに全教員が公開授業をおこない、相互参観によって授業法の研鑽を積んだ【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】。

【「学びの泉」グランプリの開催】

『「学びの泉」グランプリ—無限の可能性への挑戦—』は学生たち自身が PBL をはじめとした正課内外の活動の中で、四大精神「真心・努力・奉仕・感謝」、社会人基礎力、pisa 型学力をいかに発揮して活動したかを発表する催しである。大学家政学部 3 学科、短期大学 3 学科それぞれから選出された学生グループがプレゼンテーションをおこない、審査員がその発表を評価するコンペティション形式で行われる。

当初は学外のホールで開催されていたが、令和 2（2020）年度のコロナ禍による中断以降、令和 3（2021）年度からは審査員のみが対面で聴講し、発表者以外の学生は YouTube の中継動画による聴講という形式になっている。この催しを通して発表学生は自らの成長を確認する、聴講学生にとっては四大精神、社会人基礎力、pisa 型学力の発揮法を学ぶ貴重な機会となっている【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】。

以上のように本学の教育目標である「四大精神・社会人基礎力・pisa 型学力」を核にした教育モデルの開発に寄与する取り組みを実践している。

- 【資料 A-1-1】 愛知学泉大学「学びの泉」開発委員会規程
- 【資料 A-1-2】 学泉ノート第 12 版（2023）、第 13 版（2024）
- 【資料 A-1-3】 シラバス（サンプル抽出）
- 【資料 A-1-4】 公開授業実施要項
- 【資料 A-1-5】 公開授業教員のアンケート結果
- 【資料 A-1-6】 第 12 回「学びの泉」グランプリ発表要項
- 【資料 A-1-7】 第 12 回「学びの泉」グランプリ発表要旨集

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では「四大精神・社会人基礎力・pisa 型学力」を育成するための取り組みを全学的に多方面から推進している。これまでの各取り組みについては、一定の効果を確認することはできた。今後は IR 室の協力を得ながら各取り組みの効果についてのさらに詳細な分析を進め、課題を明らかにすることで、改善を継続していく。また、「pisa 型学力（智性）」、「四大精神（徳性）」「社会人基礎力（行動）」に加えて自学・共学システム「学びの泉」の残りの柱である「自然体（身体）」、「直観力（感性）」の育成方法の開発に着手していく。

【基準 A の自己評価】

「四大精神・社会人基礎力・pisa 型学力」を核にした教育という方針は全教職員に共有され、また、それに基づいた教育方法がほぼすべての教育の場面において実践されている。自学・共学システム「学びの泉」に改善の余地は残されているものの、一定の効果は表れている。

以上から本学は「基準 A」を満たしていると評価した。

基準 B. 地域貢献活動アウトリーチ

B-1 ボランティア活動を通じた地域貢献と四大精神（真心・努力・奉仕・感謝）の涵養

(1) B-1 自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

B-1 ボランティア活動を通じた地域貢献と四大精神（真心・努力・奉仕・感謝）の涵養

本学では1学部1学科3専攻であった平成28(2016)年度から1年次に必修科目として「未来へつなぐアウトリーチスタートアップ」と「未来へつなぐアウトリーチ I」を配置した。これらは1学部3学科に改組した令和2(2020)年度以降も共通科目内へ同様に引き継がれている。「アウトリーチ」とは「手を伸ばす・差し伸べる」という意味であり、課題を抱えた人や地域へ積極的に支援を行う活動のことを指す。これらの科目を通して地域貢献の重要性の理解とともに四大精神である「真心・努力・奉仕・感謝」の具現化を学生に求めている。

具体的には、愛知県豊田市北東部に位置し、過疎化と高齢化が進む中山間地域の旭地区をフィールドとして、当該地域で活動している9団体と連携し、地域活性に関するボランティア活動を行う。

① 「未来へつなぐアウトリーチスタートアップ」

「未来へつなぐアウトリーチスタートアップ」ではボランティア（アウトリーチ）活動をする準備をおこなう。まず授業前半で「アウトリーチとボランティアの社会的意義」、「旭地区の概要」、「四大精神「真心・努力・奉仕・感謝」」、「社会人基礎力」、「pisa 型学力」について理解した上で、後半には各団体に分かれて活動の実施計画書を作成する【資料 B-1-1】【資料 B-1-2】。

② 「未来へつなぐアウトリーチ I」

続いて「未来へつなぐアウトリーチ I」では、実際に旭地区に出向き、実施計画書に基づいたボランティア活動を複数回行う。活動は地区で行われる祭事の運営補助や遊歩道の整備、高齢者施設の入所者との触れ合い、間伐材を使用した家具の製作など連携する団体によってさまざまである。各活動日に対しては事前・事後の指導で活動の準備と振り返りを行っている。また、すべての活動が完了した後、各団体内で学生各人の成果発表を行い、さらに各団体の代表学生が全学生に対して活動成果の報告を行う【資料 B-1-3】【資料 B-1-4】【資料 B-1-5】。

以上のように、本学の全学生は1年次にボランティア活動に従事することによって地域

貢献・社会貢献の意義と重要性、四大精神「真心・努力・奉仕・感謝」を実践的に理解することができる。

- 【資料 B-1-1】 「未来へつなぐアウトリーチスタートアップ」シラバス
- 【資料 B-1-2】 「未来へつなぐアウトリーチスタートアップ」ワークシート
- 【資料 B-1-3】 「未来へつなぐアウトリーチ I」シラバス
- 【資料 B-1-4】 「未来へつなぐアウトリーチ I」ワークシート
- 【資料 B-1-5】 「未来へつなぐアウトリーチ I」2023 活動内容

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28（2016）年度に活動を開始して以降、本活動についての大幅な見直しはなされずに継続されてきたが、検討すべき複数の課題が挙げられる。その主なものとしてボランティア活動を成績評価することの是非、活動地区との距離（大学との距離で 40km 以上、往復で約 3 時間を要する）、トラブルが発生した際の学生の安全の担保（既往歴を抱える学生の増加、救急対応の困難性）などがある。これらの課題については、ボランティア活動とそこから学生たちが得ることができる経験の重要性・必要性を前提としながら、令和 6（2024）年度以降、共通科目のカリキュラムの改訂を進める中で、抜本的な見直しを行っていく。

【基準 B の自己評価】

1 年次に全学生が必修の授業として、ボランティア活動に従事することによって地域貢献・社会貢献の意義と重要性、四大精神「真心・努力・奉仕・感謝」を実践的に理解することができる。そして、そこでの経験と培われた地域貢献に対する意識は上位年次で行われる学外との連携活動（ライフスタイル学科「スタジオ A, B, C」、管理栄養学科「専門実践演習」、こどもの生活学科「エクスターン」）などの活動に取り組み基盤ともなっている。

以上から本学は「基準 B」を満たしていると評価した。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に大学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 12 条に学部、学科を置くことを明記している。	1-2
第 87 条	○	学則第 13 条に修業年限に関して定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 38 条の 2 に明記している。	3-1
第 89 条	—	本学では修業年限を 4 年としており、3 年での卒業を規定していない。	3-1
第 90 条	○	学則第 36 条に規定している。	2-1
第 92 条	○	学則第 61 条、学校法人安城学園管理規程、愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則において、それぞれの業務、教員の資格について明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 63 条に明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 31 条に定めている。	3-1
第 105 条	○	学則第 54 条に定めている。	3-1
第 108 条	—		2-1
第 109 条	○	学則第 7 条に規定している。	6-2
第 113 条	○	同上	3-2
第 114 条	○	学校法人安城学園管理規程に規定している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 38 条に規定している。	2-1
第 132 条	○	同上	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に明記している。	3-1 3-2
第 24 条	—		3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 59 条に、学長が懲戒に関する権限を有することを明記している。	4-1
第 28 条	○		3-2
第 143 条	○	学則第 63 条に規定している。	4-1
第 146 条	—		3-1
第 147 条	○	「情報公表」により、成績評価基準等を大学 HP にて公表している。	3-1

愛知学泉大学

第 148 条	—		3-1
第 149 条	—	本学では修業年限を 4 年としており、3 年での卒業を規定していない。	3-1
第 150 条	○	学則第 37 条に規定している。	2-1
第 151 条	○	学則第 37 条第 7 項による規定している。	2-1
第 152 条	—		2-1
第 153 条	—		2-1
第 154 条	○	学則第 37 条第 7 項による規定している。	2-1
第 161 条	○	学則第 38 条の 2 及び編入学取扱い内規にて規定している。	2-1
第 162 条	○	学則第 37 条第 3 項により規定している。	2-1
第 163 条	○	学則第 36 条第 2 項に規定している。	3-2
第 163 条の 2	○	学則第 54 条に規定している。	3-1
第 164 条	—	学校教育法第 105 条に規定される特別の課程を有していない。	3-1
第 165 条の 2	○	学則第 8 条に、「3 つのポリシー」策定に関する条文を規定し、公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	大学に「内部質保証委員会」を設置し、適正に自己点検・評価を実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	大学ホームページ上に「情報公開」として各項目を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	—		3-1
第 178 条	○	学則第 38 条の 2 に規定している。	2-1
第 186 条	○	学則第 38 条の 2 に規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○		6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 4 条に定めている。	1-1 1-2

愛知学泉大学

第2条の2	○	入学者選抜にかかる合否判定は、学生募集委員会にて原案を作成し、教授会の意見を聴いて学長が決定している。	2-1
第3条	○	適正なカリキュラムを配置し、設置基準を満たす教員を配置している。	1-2
第4条	○		1-2
第5条	—	学科のみ設置している。	1-2
第6条	—	学部以外の基本組織を有していない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	設置基準を満たす教員数を確保している。 また、事務体制として、総務課、教務課、学生課、就職課、図書館、研究所、国際交流室等の組織を配置し、人事関係及び学生の厚生補導を組織的に行っている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	現段階では 1/4 基幹教員は配置していない。	3-2 4-2
第9条	○		3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	設置基準に応じた専任教員数を配置しているが、現段階において、基幹教員としては採用していない。	3-2 4-2
第11条	○	大学に FD 委員会を設け、組織的な FD・SD 活動を展開している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	学長適任者選考に関する規程に規定している。	4-1
第13条	○	愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則に規定している。	3-2 4-2
第14条	○	愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則に規定している。	3-2 4-2
第15条	○	愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則に規定している。	3-2 4-2
第16条	○	愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則に規定している。	3-2 4-2
第17条	—		3-2 4-2

愛知学泉大学

第 18 条	○	入学定員、収容定員を学則第 12 条に定めている。	2-1
第 19 条	○		3-2
第 19 条の 2	○	学則第 24 条に規定している。	3-2
第 20 条	○	学則別表として開設授業科目を規定している。	3-2
第 21 条	○	学則第 19 条に規定している。	3-1
第 22 条	○	学則第 32 条、33 条に規定している。	3-2
第 23 条	○	学則第 32 条、33 条に規定している。	3-2
第 24 条	○	適正なクラスサイズにより実施している。	2-5
第 25 条	○	学則第 19 条に規定している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	シラバスに明示している。	3-1
第 26 条	—		3-2
第 27 条	○		3-1
第 27 条の 2	○	履修要項第 13 条に「1 年間 48 単位以内」と規定している。	3-2
第 27 条の 3	○	学則第 24 条に規定している。	3-1
第 28 条	○	学則第 24 条に規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 24 条の 2 に規定している。	3-1
第 30 条	○	学則第 24 条の 3 に規定している。	3-1
第 30 条の 2	×		3-2
第 31 条	○	学則第 54 条に規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 23 条に規定している。	3-1
第 33 条	○		3-1
第 34 条	○	設置基準を超える条件を満たしている。	2-5
第 35 条	○	設置基準を超える条件を満たしている。	2-5
第 36 条	○	設置基準を超える条件を満たしている。	2-5
第 37 条	○	設置基準を超える条件を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	設置基準を超える条件を満たしている。	2-5
第 38 条	○		2-5
第 39 条	—		2-5
第 39 条の 2	—		2-5
第 40 条	○		2-5
第 40 条の 2	—		2-5
第 40 条の 3	○		2-5 4-4
第 40 条の 4	○		1-1
第 41 条	—		3-2
第 42 条	—		1-2

愛知学泉大学

第 42 条の 2	—		2-1
第 42 条の 3	—		4-2
第 42 条の 4	—		3-2
第 42 条の 5	—		4-1
第 42 条の 6	—		3-2
第 42 条の 7	—		2-5
第 42 条の 8	—		3-1
第 42 条の 9	—		3-1
第 42 条の 10	—		2-5
第 43 条	—		3-2
第 44 条	—		3-1
第 45 条	—		3-1
第 46 条	—		3-2 4-2
第 47 条	—		2-5
第 48 条	—		2-5
第 49 条	—		2-5
第 49 条の 2	—		3-2
第 49 条の 3	—		4-2
第 49 条の 4	—		4-2
第 58 条	—		1-2
第 59 条	—		2-5
第 61 条	—		2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	—		3-1
第 10 条	○	学士（家政学）を授与している。	3-1
第 10 条の 2	—		3-1
第 13 条	○	学則第 10 条に規定している。	3-1

私立学校法

	遵	遵守状況の説明	該当
--	---	---------	----

	守 状 況		基準項目
第 24 条	○	寄附行為に規定している。	5-1
第 26 条の 2	○		5-1
第 33 条の 2	○		5-1
第 35 条	○	寄附行為第 10 条に規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○		5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 24 条に規定している。	5-2
第 37 条	○	寄附行第 19 条、第 23 条に規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 11 条に規定している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 12 条に規定している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 14 条に規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 28 条に規定している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 30 条に規定している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 31 条に規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 32 条に規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 16 条、第 17 条に規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為第 16 条、第 17 条に規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為第 16 条、第 17 条に規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	—		5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 52 条に規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 41 条、第 42 条に規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 43 条に規定している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 44 条に規定している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 46 条に規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 48 条に規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 45 条に規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			2-2

			2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条			3-2 4-2
第 9 条の 3			3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2

愛知学泉大学

第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5

第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2

			6-3
--	--	--	-----

学位規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第3条			3-1
第4条			3-1
第5条			3-1
第12条			3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VI. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人安城学園 寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内（冊子）		
	「愛知学泉大学 2025」		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	愛知学泉大学学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（冊子）		
	愛知学泉大学入試ガイド 2025		
【資料 F-5】	学生便覧（冊子）		
	Canpus Life 2024 愛知学泉大学家政学部		
【資料 F-6】	事業計画書		

愛知学泉大学

	令和6年度 愛知学泉大学事業計画書 Ver.1.2	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和2年度 愛知学泉大学自己点検評価・報告書	
	令和3年度 愛知学泉大学自己点検評価書 令和4年度 愛知学泉大学自己点検評価書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	Campus Life 2024 愛知学泉大学家政学部：p.172	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人安城学園規程集（目次・規程集）	
	愛知学泉大学規程集（目次・規程集）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和6年度学校法人安城学園理事、監事、評議員名簿 令和5年度学校法人安城学園理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	学校法人安城学園 決算等の決算書、学校法人安城学園幹事監査報告書（令和元年～令和5年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	履修要項、Syllabus 2024 愛知学泉大学家政学部	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	ディプロマ・ポリシー	
	カリキュラム・ポリシー アドミッション・ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（令和5年度）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価で指摘された事項への対応状況（平成30年3月）	

愛知学泉大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人安城学園寄附行為第 3 条	
【資料 1-1-2】	学校法人安城学園用語集	
【資料 1-1-3】	愛知学泉大学学則 全文 (第 1 条)	
【資料 1-1-4】	愛知学泉大学学則第 2 条第 1 項	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-1-5】	愛知学泉大学学則第 3 条	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-1-6】	愛知学泉大学学則第 4 条	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-1-7】	安城学園教職員憲章	
【資料 1-1-8】	学泉ノート	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	愛知学泉大学 3 つのポリシー委員会規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	アドミッション・ポリシー「入試ガイド 2025」	
【資料 2-1-2】	アドミッション・ポリシーホームページ (全部)	
【資料 2-1-3】	エビデンス集 共通基礎様式 2 [改正前]	エビデンス集 (データ編)
【資料 2-1-4】	エビデンス集 2-1 学部、学科別在籍者数	エビデンス集 (データ編)
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	愛知学泉大学家政学部 三つのポリシーに基づくアセスメント	
【資料 2-2-2】	令和 6 (2024) 年度のシラバス (サンプル抽出)	
【資料 2-2-3】	令和 6 (2024) 年度教務委員会と就職委員会の事業計画	
【資料 2-2-4】	令和 6 (2024) 年度教職課程委員会 事業計画	
【資料 2-2-5】	令和 6 (2024) 年度図書館 事業計画	
【資料 2-2-6】	合理的配慮ガイドライン	
【資料 2-2-7】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life 指導教員	
【資料 2-2-8】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life オフィスアワーとは	
【資料 2-2-9】	「令和 5 (2023) 年度前期オフィスアワー(専任)」・「令和 5 (2023) 年度前期オフィスアワー(非常勤)」・「令和 5 (2023) 年度後期オフィスアワー(専任)」・「令和 5 (2023) 年度後期オフィスアワー(非常勤)」	
【資料 2-2-10】	「愛知学泉大学スチューデント・アシスタント (SA) に関する規程」、「SA 規程に関する運用」、「スチューデント・アシスタント (SA) 規程に関する運用」、「スチューデント・アシスタント (SA) に関する「学修支援実施報告書 (記入例)」、「学修支援実施報告書 (フォーマット)」、「SA 申請書」、「SA 雇用契約書」	
【資料 2-2-11】	「令和 6 (2024) 年度 管理栄養学科助手授業担当表」・「令和 6 (2024) 年度 ライフスタイル学科助手授業担当表」・「令和 6 (2024) 年度 こどもの生活学科助手授業担当表」	
【資料 2-2-12】	リーディングスキルと数的理解試験の結果	
【資料 2-2-13】	「リメディアル教育 2023 (学生配布物)」・「リメディアル教育 2023 (教員への依頼)」・「リメディアル教育 2023 (数的理	

愛知学泉大学

	解対象者)」・「リメディアル教育 2023 (読解力対象者) 」	
【資料 2-2-14】	「令和 6(2024)年度入学生入学前課題(読解力)」・「令和 6(2024)年度入学前課題 (数的理解)」・「令和 6(2024)年度入学前課題 送付文」	
【資料 2-2-15】	令和 5 (2023) 年度 学部会議 教務委員会報告書	
【資料 2-2-16】	令和 5 (2023) 年度 学部会議 各学科報告書 (学生支援)	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	「潜在能力の開発」のシラバス、「潜在能力の開発」の出席率	
【資料 2-3-2】	1 年生就職ガイダンスの出席率	
【資料 2-3-3】	2 年生就職ガイダンス (ライフスタイル学科 2 年生「インターンシップ論」管理栄養学科 2 年生「基礎キャリア教育」) の出席率	
【資料 2-3-4】	3 年生就職ガイダンスの内容と出席率、ライフスタイル学科 3 年生「キャリアデザイン講座」の授業内容と出席率	
【資料 2-3-5】	令和 3 (2021) ~令和 5 (2023) 年度キャリアカウンセリング利用件数	
【資料 2-3-6】	社会人基礎力外部評価面談出席者名簿	
【資料 2-3-7】	社会人基礎力就職編集計結果より 伸長度と今後の課題	
【資料 2-3-8】	就職課職員による相談受付件数	
【資料 2-3-9】	令和 6 (2024) 年卒就職状況報告	
【資料 2-3-10】	ライフスタイル学科「インターンシップ論」シラバス、ライフスタイル学科「キャリアデザイン講座」シラバス	
【資料 2-3-11】	管理栄養学科「基礎キャリア教育」シラバス、管理栄養学科「専門実践演習」シラバス	
【資料 2-3-12】	こども生活学科「エクスターン I・II」「学泉アカデミーA~F」シラバス	
【資料 2-3-13】	学内合同企業説明会 企業参加数と参加学生率	
【資料 2-3-14】	「卒業生を招き仕事現場の現状を聴かせる会」の講師リスト	
【資料 2-3-15】	卒業時アンケートによる実態把握 (インターンシップ参加率含む)	
【資料 2-3-16】	卒業生アンケートによる実態把握	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	愛知学泉大学学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	愛知学泉大学学則	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 2-4-3】	愛知学泉大学学生懲戒に関する細則	
【資料 2-4-4】	CampusLife (p. 10, 30-47, 27-28, 26-27, 48-52, 48-49, 43-44, 43)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-5】	学生委員会議事録 (令和 5 (2023) 年 4 月~令和 6 (2024) 年 4 月)	
【資料 2-4-6】	令和 6 (2024) 年度 事業計画 (大学・短大学生委員会)	
【資料 2-4-7】	スクールバス利用注意喚起掲示	
【資料 2-4-8】	令和 5 (2023) 年度奨学金貸与・給付状況	
【資料 2-4-9】	その他の奨学金受給者一覧	
【資料 2-4-10】	学生総会資料 (令和 6 (2024) 年)	
【資料 2-4-11】	大学祭実施記録	
【資料 2-4-12】	海外研修旅行	
【資料 2-4-13】	学生委員会での保健室からの報告資料	
【資料 2-4-14】	学生委員会での各学科からの報告資料	
【資料 2-4-15】	健康診断受診状況 2023	
【資料 2-4-16】	感染症発症時の手続き掲示	
【資料 2-4-17】	学生相談室予約チラシ	
【資料 2-4-18】	合理的配慮ガイドライン	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-4-19】	学校法人安城学園ハラスメント防止規程一式	

愛知学泉大学

2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	構内配置図	
【資料 2-5-2】	令和 6 (2024) 年度前期各科目履修者数	
【資料 2-5-3】	令和 5 (2023) 年度前期後期 授業評価アンケート結果	
【資料 2-5-4】	学生生活に関するアンケート結果	【資料 2-2-11】 と同じ
【資料 2-5-5】	意見箱集計結果	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 5 (2023) 年度前期授業評価アンケート実施依頼	
【資料 2-6-2】	令和 5 (2023) 年度後期授業評価アンケート実施依頼	
【資料 2-6-3】	令和 5 (2023) 年度前期授業評価アンケート結果	
【資料 2-6-4】	令和 5 (2023) 年度後期授業評価アンケート結果	
【資料 2-6-5】	令和 5 (2023) 年度前期リフレクションペーパー (授業改善計画書) 作成依頼	
【資料 2-6-6】	令和 5 (2023) 年度後期リフレクションペーパー (授業改善計画書) 作成依頼	
【資料 2-6-7】	令和 5 (2023) 年度前期授業評価アンケート結果 学科長講評	
【資料 2-6-8】	令和 5 (2023) 年度後期授業評価アンケート結果 学科長講評	
【資料 2-6-9】	学生生活調査用紙	
【資料 2-6-10】	卒業時の学生生活に関する調査結果資料	
【資料 2-6-11】	学生生活調査結果資料	
【資料 2-6-12】	学生委員会での保健室からの報告資料	【資料 2-4-13】 と同じ
【資料 2-6-13】	学生委員会での各学科からの報告資料	【資料 2-4-14】 と同じ
【資料 2-6-14】	その他の奨学金受給者一覧	【資料 2-4-9】 と同じ
【資料 2-6-15】	合理的配慮申請数	
【資料 2-6-16】	学生勉強会チラシ・参加者一覧	
【資料 2-6-17】	意見箱集計結果	【資料 2-5-5】 と同じ
【資料 2-6-18】	学生生活調査結果資料	【資料 2-6-11】 と同じ
【資料 2-6-19】	意見箱集計結果	【資料 2-5-5】 と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	愛知学泉大学学則 第 10 条	【資料 1-1-3】 と同じ
【資料 3-1-2】	大学ホームページ 3つのポリシー	
【資料 3-1-3】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life ディプロマ・ポリシー	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-1-4】	令和 6 (2024) 年度シラバス (サンプル抽出)	
【資料 3-1-5】	令和 6 (2024) 年度シラバス作成説明会案内	
【資料 3-1-6】	令和 6 (2024) 年度シラバス作成説明会資料	
【資料 3-1-7】	令和 5 (2023) 年度カリキュラム委員会案内	
【資料 3-1-8】	令和 5 (2023) 年度ディプロマ・ポリシー (改訂版) 資料	
【資料 3-1-9】	愛知学泉大学学則 第 23 条	【資料 1-1-3】 と同じ
【資料 3-1-10】	令和 6 (2024) 年度管理栄養学科 1 年生のオリエンテーション実施要項 (例)	
【資料 3-1-11】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life(p66-) 学習の手引き	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-1-12】	令和 6 (2024) 年度 シラバス (サンプル抽出)	
【資料 3-1-13】	愛知学泉大学学則 第 21 条	【資料 1-1-3】 と同じ

愛知学泉大学

【資料 3-1-14】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p72) 学習の手引き 履修および登録 第 16 条	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-15】	愛知学泉大学学則 第 31 条	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 3-1-16】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p68) 卒業要件 第 7 条	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-17】	成績に関する疑問調査依頼書	
【資料 3-1-18】	「令和 5 (2023) 年度シラバス第三者チェック結果 (一部)」・ 「令和 6 (2024) 年度シラバス 自己点検結果 (一部)」	
【資料 3-1-19】	令和 6 (2024) 年度シラバス (サンプル抽出)	
【資料 3-1-20】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p78) 学習の手引き 期末試験要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-21】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life II 期末試験要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-22】	令和 6 (2024) 年度シラバス (サンプル抽出)	
【資料 3-1-23】	愛知学泉大学学則 第 31 条	【資料 1-1-3】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	愛知学泉大学学則 第 3 条及び第 10 条	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 3-2-2】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p82-) 愛知学泉大学の 3 つのポリシー	
【資料 3-2-3】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p84-) カリキュラム・ポリシー	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-2-4】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p84-) カリキュラム・ポリシー ライフスタイル学科	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-2-5】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p90-) カリキュラム・ポリシー 管理栄養学科	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-2-6】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p 95-) カリキュラム・ポリシー こどもの生活学科	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-2-7】	3 学科カリキュラムツリー	
【資料 3-2-8】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p84-) カリキュラム・ポリシー ライフスタイル学科	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-2-9】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p90-) カリキュラム・ポリシー 管理栄養学科	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-2-10】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life (p95-) カリキュラム・ポリシー こどもの生活学科	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-2-11】	令和 6 (2024) 年度シラバス (サンプル抽出)	
【資料 3-2-12】	令和 5 (2023) 年度シラバス第三者点検結果表	
【資料 3-2-13】	令和 6 (2024) 年度 Campus Life 愛知学泉大学の 3 つのポリシーに関する細則 p82-98	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-2-14】	ボランティア委員会 議事録	
【資料 3-2-15】	令和 6 (2024) 年度シラバス (アウトリーチスタートアップ・アウトリーチ I)	
【資料 3-2-16】	「自学・共学システム学びの泉『智性・徳性・身体・感性・行動』の 5 つをバランスよく鍛える」学泉ノート	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 3-2-17】	令和 5 (2023) 年度公開授業について (案内文)	
【資料 3-2-18】	令和 5 (2023) 年度公開授業報告書	
【資料 3-2-19】	令和 5 (2023) 年度 FD 研修会案内	
【資料 3-2-20】	令和 5 (2023) FD 年度研修会講演資料	
【資料 3-2-21】	令和 5 (2023) FD 年度研修会アンケート結果	
【資料 3-2-22】	令和 6 (2024) 年度シラバス作成説明会	
【資料 3-2-23】	PCR シートの一例	
【資料 3-2-24】	令和 5 (2023) 年度カリキュラム委員会議事録	
【資料 3-2-25】	令和 5 (2023) 年度学びの泉開発委員会議事録	
【資料 3-2-26】	令和 5 (2023) 年度 FD 委員会議事録	
【資料 3-2-27】	令和 5 (2023) 年度カリキュラム委員会議事録	

愛知学泉大学

【資料 3-2-28】	令和 5 (2023) 年度情報教育委員会議事録	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	愛知学泉大学家政学部 3つのポリシーに基づくアセスメント	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 3-3-2】	令和 5 (2023) 年度 資格取得状況	
【資料 3-3-3】	令和 5 (2023) 年度就職内定状況	
【資料 3-3-4】	「令和 5 (2023) 年度前期授業評価アンケート結果」・「令和 5 (2023) 年度後期授業評価アンケート結果」	【資料 2-6-3】 【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-3-5】	令和 5 (2023) 年度学生行動調査	
【資料 3-3-6】	「令和 5 (2023) 年度卒業時アンケート (学修編)」・「令和 5 (2023) 年度卒業時アンケート (学生生活編)」・「令和 5 (2023) 年度卒業時アンケート (就職編)」	
【資料 3-3-7】	令和 5 (2023) 年度卒業生の就職先企業に対して行うアンケート	
【資料 3-3-8】	令和 5 (2023) 年度 FD 委員会議事録	
【資料 3-3-9】	「令和 5 (2023) 年度卒業時アンケート (学修編)」・「令和 5 (2023) 年度卒業時アンケート (学生生活編)」・「令和 5 (2023) 年度卒業時アンケート (就職編)」	【資料 3-3-6】と同じ
【資料 3-3-10】	令和 5 (2023) 年度就職先企業に対する卒業生アンケート結果	
【資料 3-3-11】	令和 5 (2023) 年度学びの泉開発委員会議事録	【資料 3-2-25】と同じ
【資料 3-3-12】	令和 5 (2023) 年度 FD 委員会議事録	【資料 3-2-26】と同じ
【資料 3-3-13】	「令和 5 (2023) 年度前期授業評価アンケート結果」・「令和 5 (2023) 年度後期授業評価アンケート結果」	【資料 3-3-4】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学校法人安城学園管理規程	
【資料 4-1-2】	愛知学泉大学管理運営者会議規程	
【資料 4-1-3】	愛知学泉大学運営委員会規程	
【資料 4-1-4】	愛知学泉大学教授会規程	
【資料 4-1-5】	愛知学泉大学学部会議規程	
【資料 4-1-6】	愛知学泉大学家政学部学科委員会規程	
【資料 4-1-7】	愛知学泉大学教務委員会規程、学生委員会規程他	
【資料 4-1-8】	愛知学泉大学の「学長が定める教授会の意見を聴くことが必要な学校教育法上の教育研究に関する事項」に関する規程	
【資料 4-1-9】	愛知学泉大学 FD 委員会規程	
【資料 4-1-10】	愛知学泉大学 3つのポリシー委員会規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-11】	愛知学泉大学「学びの泉」開発委員会規程	
【資料 4-1-12】	愛知学泉大学内部質保証委員会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	令和 6 (2024) 年度 専任教員定数と教員名 (家政学部)	
【資料 4-2-2】	エビデンス集 表 4-1 学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【資料 4-2-3】	学校法人安城学園 (大学・短期大学) 人事委員会規程	
【資料 4-2-4】	公募採用面接評価資料	
【資料 4-2-5】	愛知学泉大学教育職員資格審査委員会規程	
【資料 4-2-6】	愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則	
【資料 4-2-7】	愛知学泉大学教育研究業績評価委員会規程	
【資料 4-2-8】	愛知学泉大学の教育目標を実現する上で必要な教員評価の実	

愛知学泉大学

	施に関する規程	
【資料 4-2-9】	令和 5 (2023) 年度教員評価のルーブリック実施結果	
【資料 4-2-10】	令和 5 (2023) 年度教員評価の実施結果	
【資料 4-2-11】	FD 委員会規程	【資料 4-1-9】 と同じ
【資料 4-2-12】	令和 5 (2023) 年度公開授業案内資料	【資料 3-2-17】 と同じ
【資料 4-2-13】	令和 5 (2023) 年度公開授業報告書資料	【資料 3-2-18】 と同じ
【資料 4-2-14】	令和 5 (2023) 年度前期授業評価アンケート	【資料 2-5-3】 と同じ
【資料 4-2-15】	令和 5 (2023) 年度前期リフレクションペーパー	
【資料 4-2-16】	令和 5 (2023) 年度後期授業評価アンケート	【資料 2-5-3】 と同じ
【資料 4-2-17】	令和 5 (2023) 年度後期リフレクションペーパー	
【資料 4-2-18】	令和 5 (2023) 年度前期授業評価アンケート 学科長講評	【資料 2-6-7】 と同じ
【資料 4-2-19】	令和 5 (2023) 年度後期授業評価アンケート 学科長講評	【資料 2-6-8】 と同じ
【資料 4-2-20】	令和 6 (2024) 年度シラバス説明資料	【資料 3-2-22】 と同じ
【資料 4-2-21】	令和 5 (2023) 年度シラバス第三者点検結果表 (一部)	【資料 3-2-12】 と同じ
【資料 4-2-22】	令和 5 (2023) 年度 FD 委員会資料、各学科への作成依頼メール	
【資料 4-2-23】	令和 5 (2023) 年度 FD 委員会資料、ティーチング・ポートフォリオチェック項目	
【資料 4-2-24】	令和 5 (2023) 年度 FD 委員会資料、ティーチング・ポートフォリオ	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	安城学園事務局構成図	
【資料 4-3-2】	勤務規程	
【資料 4-3-3】	大学・短期大学人事委員会規程	
【資料 4-3-4】	大学教育職員資格審査委員会規程、愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則	
【資料 4-3-5】	令和 5 (2023) 年度学園報告討論会資料	
【資料 4-3-6】	令和 4 (2022) 年度学園報告討論会資料	
【資料 4-3-7】	令和 5 (2023) 年度 FD・SD 研修会実施資料	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	構内配置図	【資料 2-5-1】 と同じ
【資料 4-4-2】	愛知学泉大学紀要投稿・執筆要項	
【資料 4-4-3】	愛知学泉大学紀要投稿および編集に関する細則	
【資料 4-4-4】	愛知学泉大学における公的研究費の不正使用防止規程	
【資料 4-4-5】	愛知学泉大学受託研究取り扱い規程	
【資料 4-4-6】	愛知学泉大学研究倫理規程	
【資料 4-4-7】	愛知学泉大学学内 GP 採択者一覧 (過去 3 年間)	
【資料 4-4-8】	科学研究費補助金採択者一覧 (過去 3 年間)	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人安城学園寄附行為	【資料 1-1-1】 と同じ
【資料 5-1-2】	安城学園教職員憲章	【資料 1-1-7】 と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人安城学園勤務規程	【資料 4-3-2】 と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人安城学園管理規程	【資料 4-1-1】 と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人安城学園文書取扱規程	
【資料 5-1-6】	学校法人安城学園ガバナンス・コード	

愛知学泉大学

【資料 5-1-7】	学校法人安城学園ガバナンス・コード適合状況	
【資料 5-1-8】	教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する情報	
【資料 5-1-9】	個人情報の保護と活用に関する規程	
【資料 5-1-10】	学校法人安城学園組織情報の保護と利用に関する規程	
【資料 5-1-11】	学校法人安城学園公益通報者保護に関する規程	
【資料 5-1-12】	第三期経営改善計画	
【資料 5-1-13】	学校法人安城学園におけるエネルギー使用の合理化に関する規程	
【資料 5-1-14】	校舎等の耐震化率について	
【資料 5-1-15】	学校法人安城学園ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-16】	学校法人安城学園安全衛生管理規程	
【資料 5-1-17】	学校法人安城学園ストレスチェック制度実施規程	
【資料 5-1-18】	学校法人安城学園危機管理規程	
【資料 5-1-19】	防災訓練実施要項	
【資料 5-1-20】	消火訓練・避難訓練点呼表	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	理事会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-2】	評議員会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人安城学園ガバナンス・コード	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-2-4】	学校法人安城学園ガバナンス・コード適合状況	
【資料 5-2-5】	常任理事会議事録	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	理事会議事録	
【資料 5-3-2】	常任理事会議事録	【資料 5-2-5】と同じ
【資料 5-3-3】	理事懇談会議題	
【資料 5-3-4】	大学・短期大学管理運営者会議議事録	
【資料 5-3-5】	理事会の開催状況	【資料 5-2-1】と同じ
【資料 5-3-6】	評議員会の開催状況	【資料 5-2-2】と同じ
【資料 5-3-7】	学校法人安城学園役員・評議員等名簿	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	理事会議事録	【資料 5-3-1】と同じ
【資料 5-4-2】	第三期経営改善計画	【資料 5-1-12】と同じ
【資料 5-4-3】	令和 5（2023）年度学校法人安城学園事業報告書	
【資料 5-4-4】	令和 5（2023）年度資金収支計算書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-5】	令和 5（2023）年度事業活動収支計算書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-6】	令和 5（2023）年度貸借対照表	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-7】	第三期経営改善計画	【資料 5-1-12】と同じ
【資料 5-4-8】	学校法人安城学園資産運用規程	
【資料 5-4-9】	学校法人安城学園資金運用規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人安城学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人安城学園予算編成規程	
【資料 5-5-3】	学校法人安城学園予算執行規程	
【資料 5-5-4】	学校法人安城学園固定資産管理規程	
【資料 5-5-5】	理事会議事録	【資料 5-3-1】と同じ
【資料 5-5-6】	評議員会議事録	
【資料 5-5-7】	令和 5（2023）年度監事監査計画書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-8】	令和 5（2023）年度監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ

愛知学泉大学

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	愛知学泉大学学則 第7条第2項	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 6-1-2】	愛知学泉大学 内部質保証の方針	
【資料 6-1-3】	内部質保証委員会規程	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 6-1-4】	外部評価委員会規程	
【資料 6-1-5】	令和 5 (2023) 年度 分掌等自己点検・評価報告書	
【資料 6-1-6】	令和 6 (2024) 年度 事業計画書	
【資料 6-1-7】	令和 5 (2023) 年度 総括会議資料	
【資料 6-1-8】	外部評価委員会 報告書	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和 4 (2022) 年度自己点検評価書	
【資料 6-2-2】	令和 5 (2023) 年度監事監査結果	
【資料 6-2-3】	令和 5 (2023) 年度運営委員会 6月教務委員会報告書	
【資料 6-2-4】	学校法人安城学園 IR室規程	
【資料 6-2-5】	「公開授業の取り組みの中で教員に対するループリック形式による授業評価」	
【資料 6-2-6】	学生の授業以外の学習時間・学生の授業に対する満足度調査結果	
【資料 6-2-7】	「授業評価アンケート」	
【資料 6-2-8】	各教員が授業改善計画	
【資料 6-2-9】	「卒業生就職アンケート」	【資料 2-3-16】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	中間自己点検評価報告書(令和 5 (2023) 年版)	
【資料 6-3-2】	総括会議資料 (令和 5 (2023) 年度版)	【資料 6-1-7】と同じ

基準 A. 自学・共学システム「学びの泉」の開発

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力を統合して地域で活躍できる人材を育成		
【資料 A-1-1】	愛知学泉大学「学びの泉」開発委員会規程	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 A-1-2】	学泉ノート第12版(2023),第13版(2024)	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 A-1-3】	シラバス(サンプル抽出)	
【資料 A-1-4】	公開授業実施要項	
【資料 A-1-5】	公開授業教員のアンケート結果	
【資料 A-1-6】	第12回「学びの泉」グランプリ発表要項	
【資料 A-1-7】	第12回「学びの泉」グランプリ発表要旨集	

基準 B. 地域貢献活動アウトリーチ

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. ボランティア活動を通じた地域貢献と四大精神(真心・努力・奉仕・感謝)の涵養		
【資料 B-1-1】	「未来へつなぐアウトリーチスタートアップ」シラバス	
【資料 B-1-2】	「未来へつなぐアウトリーチスタートアップ」ワークシート	
【資料 B-1-3】	「未来へつなぐアウトリーチ I」シラバス	【資料 F-12】と同じ

愛知学泉大学

【資料 B-1-4】	「未来へつなぐアウトリーチ I」ワークシート	
【資料 B-1-5】	「未来へつなぐアウトリーチ I」2023 活動内容	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。